

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

決 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 藤 原 浩 平

副 委 員 長 渡 部 伸 広

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 平成 29 年 9 月 20 日(水)

開会	3
開議・審査方法	3
○館山善也委員（自民清風会）	3
要望	3
1 お盆における八甲田霊園の通行規制について	4
答弁 井上享市民生活部長	5
要望	5
2 市役所ねぶたに参加する職員の増加対策について	5
答弁 鈴木裕司総務部長	6
意見・再質疑	6
答弁 総務部長	7
意見・要望	7
3 子どもの権利条例について	7
答弁 能代谷潤治福祉部長	8
意見・要望・再質疑	8
答弁 福祉部長	9
意見・再質疑	9
答弁 福祉部長	9
意見・要望	10
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	11
1 契約事務について	11
答弁 加藤文男総務部理事	11
再質疑	12
答弁 加藤総務部理事	12
再質疑	13
答弁 加藤総務部理事	13
要望	13

2 合併浄化槽について	13
答弁 小松文雄環境部長	13
再質疑	14
答弁 環境部長	14
意見・再質疑	15
答弁 環境部長	15
再質疑	15
答弁 環境部長	16
再質疑	16
答弁 環境部長	16
再質疑	16
答弁 環境部長	16
3 アウガについて	17
委員長の発言	17
答弁 堀内隆博経済部長	17
再質疑	17
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	19
再質疑	19
答弁 鈴木裕司総務部長	20
再質疑	20
答弁 総務部長	20
再質疑	20
答弁 総務部長	20
要望・再質疑	21
答弁 総務部長	21
再質疑	21
答弁 経済部長	21
再質疑	21
答弁 総務部長	21
再質疑	22
答弁 経済部長	23

再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	24
答弁 経済部長	24
再質疑	24
答弁 経済部長	24
意見・再質疑	25
答弁 経済部長	25
意見・再質疑	25
答弁 総務部長	27
要望	27
○天内慎也委員（日本共産党）	27
1 消防団について	27
答弁 蝦名幸悦総務部理事	27
再質疑	28
答弁 蝦名総務部理事	29
意見	29
2 地域医療について	29
答弁 浦田浩美保健部長	30
要望・再質疑	30
答弁 木村文人市民病院事務局長	31
意見・再質疑	31
答弁 市民病院事務局長	32
意見	32
3 浪岡地区の流・融雪溝について	33
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	33
再質疑	33
答弁 浪岡事務所副所長	33
再質疑	33
答弁 浪岡事務所副所長	34
要望	34
休憩	34
再開	34
○木下靖委員（市民クラブ）	34
1 青函ツインシティ推進事業について	34
答弁 横内修市民政策部理事	35
要望	35

2 広域観光推進事業について	35
答弁 坪真紀子経済部理事	36
意見	36
3 青函地域広域観光ネットワーク構築事業について	36
答弁 坪真紀子経済部理事	36
要望	37
4 青森操車場跡地利用計画推進事業について	38
答弁 大櫛寛之都市整備部長	38
再質疑	38
答弁 都市整備部長	39
意見・要望	39
5 フッ素塗布事業について	40
答弁 浦田浩美保健部長	40
再質疑	41
答弁 保健部長	41
要望	41
○渡部伸広委員（公明党）	41
1 決算財政について	41
答弁 小川徳久財務部長	42
再質疑	42
答弁 財務部長	42
再質疑	43
答弁 財務部長	43
要望	44
2 病院について	44
答弁 木村文人市民病院事務局長	44
再質疑	44
答弁 市民病院事務局長	44
再質疑	44
答弁 市民病院事務局長	44
再質疑	44
答弁 市民病院事務局長	45
再質疑	45
答弁 市民病院事務局長	45
要望	46
3 学び直し講座について	46
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	46

再質疑	47
答弁 教育委員会事務局理事	47
再質疑	48
答弁 教育委員会事務局理事	48
要望	48
○斎藤憲雄委員（社民党）	48
1 コミュニティについて	48
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	49
意見・再質疑	49
答弁 教育委員会事務局理事	50
要望・再質疑	50
答弁 横内修市民政策部理事	51
意見・要望	51
2 運転免許自主返納者支援事業について	52
答弁 多田弘仁交通部長	52
再質疑	53
答弁 井上享市民生活部長	53
意見・再質疑	53
答弁 市民生活部長	54
意見・要望	54
3 AoMoLink～赤坂～について	54
答弁 堀内隆博経済部長	54
要望	55
○長谷川章悦委員（自由民主党）	56
1 地域おこし協力隊について	56
答弁 福井正樹市民政策部長	56
要望・再質疑	56
答弁 市民政策部長	58
要望	58
2 浪岡不燃物理立処分場適正化対策の現状について	58
答弁 小松文雄環境部長	59
再質疑	60
答弁 環境部長	60
再質疑	60
答弁 環境部長	60
要望	61
3 スポーツ振興について	61

答弁 坪真紀子経済部理事	61
再質疑	62
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	62
意見・要望	63
4 青函対抗体育大会について	63
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	63
要望	64
5 青森市まちづくり基本条例について	64
答弁 福井正樹市民政策部長	65
要望	65
6 まちづくり協議会の設立状況について	65
答弁 横内修市民政策部理事	65
要望	66
休憩	66
再開	66
○橋本尚美委員（無所属）	67
要望	67
1 筒井小学校の建替えについて	67
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	67
再質疑	67
答弁 教育委員会事務局教育部長	67
再質疑	67
答弁 教育委員会事務局教育部長	68
要望	68
2 校舎建替えについて	68
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	68
要望	69
○奥谷進委員（新政無所属の会）	69
1 市税等の収納率向上について	69
答弁 小川徳久財務部長	70
意見・要望	70
散会	71
2日目 平成29年9月21日(木)	
開議	72
○村川みどり委員（日本共産党）	72
1 キャリア教育における職場体験について	72
答弁 成田一二三教育長	72

再質疑	72
答弁 教育長	73
再質疑	73
答弁 教育長	73
再質疑	73
答弁 教育長	73
意見・再質疑	73
答弁 教育長	74
意見・再質疑	74
答弁 教育長	74
意見・要望・再質疑	74
答弁 教育長	76
要望	76
2 教職員の初任者研修について	76
答弁 成田一二三教育長	76
再質疑	77
答弁 教育長	77
再質疑	77
答弁 教育長	77
再質疑	77
答弁 教育長	78
再質疑	78
答弁 教育長	78
意見・要望	78
3 市職員の働き方について	79
答弁 鈴木裕司総務部長	79
意見・再質疑	79
答弁 総務部長	80
再質疑	80
答弁 総務部長	80
再質疑	80
答弁 総務部長	80
再質疑	81
答弁 総務部長	81
意見・再質疑	81
答弁 総務部長	81
意見・再質疑	82

答弁 総務部長	82
意見・再質疑	82
答弁 総務部長	82
再質疑	82
答弁 総務部長	83
要望・意見	83
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	83
1 一般会計・特別会計における不納欠損額について	83
2 市税等の口座振替の割合について	84
3 コンビニ収納に係る手数料について	84
4 生活保護の廃止世帯数及び自立世帯数について	84
5 企業会計における未収金及び不納欠損額について	84
答弁 小川徳久財務部長	85
〃 井上享市民生活部長	85
〃 小松文雄環境部長	86
〃 能代谷潤治福祉部長	86
〃 金澤保農林水産部長	88
〃 大櫛寛之都市整備部長	89
〃 横山克広教育委員会事務局教育部長	89
〃 木村文人市民病院事務局長	90
〃 相馬政人水道部長	91
〃 小鹿継仁会計管理者	92
要望・意見	92
休憩	95
再開	95
黙禱	95
鈴木裕司総務部長からの発言の申し出について	95
○赤木長義委員（公明党）	95
1 教育について	95
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	96
要望	96
2 市営バスについて	97
答弁 多田弘仁交通部長	97
要望・再質疑	97
答弁 交通部長	98
要望・再質疑	98
答弁 交通部長	99

再質疑	99
答弁 交通部長	99
要望	99
3 病院について	100
答弁 木村文人市民病院事務局長	100
再質疑	101
答弁 市民病院事務局長	101
要望	102
4 水道について	102
答弁 相馬政人水道部長	103
再質疑	103
答弁 水道部長	104
意見・要望・再質疑	104
答弁 水道部長	105
要望	106
○仲谷良子委員（社民党）	106
1 住居表示整備事業について	107
答弁 大櫛寛之都市整備部長	107
再質疑	107
答弁 都市整備部長	107
再質疑	107
答弁 都市整備部長	108
要望	108
2 水洗化について	108
答弁 小松文雄環境部長	108
再質疑	109
答弁 環境部長	109
意見・再質疑	109
答弁 環境部長	110
再質疑	110
答弁 環境部長	110
3 森林博物館について	110
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	110
再質疑	111
委員長の発言	111
答弁 教育委員会事務局教育部長	111
意見・要望・再質疑	111

答弁 教育委員会事務局教育部長	111
○館田瑠美子委員（日本共産党）	112
1 下水道の整備について	112
答弁 小松文雄環境部長	112
再質疑	112
答弁 環境部長	112
再質疑	113
答弁 環境部長	113
再質疑	113
答弁 環境部長	113
要望	113
2 障がい者の就労支援について	114
答弁 能代谷潤治福祉部長	114
再質疑	115
答弁 福祉部長	115
要望・再質疑	115
答弁 福祉部長	116
再質疑	116
答弁 福祉部長	117
再質疑	117
答弁 福祉部長	117
意見・要望・再質疑	118
答弁 堀内隆博経済部長	118
再質疑	119
答弁 鈴木裕司総務部長	119
再質疑	119
答弁 経済部長	119
採決	120
閉会	121

1 開催日時 平成 29 年 9 月 20 日（水曜日）

平成 29 年 9 月 21 日（木曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

議案第 153 号 決算の認定について
(平成 28 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

議案第 154 号 決算の認定について
(平成 28 年度青森市病院事業会計決算)

議案第 155 号 剰余金の処分及び決算の認定について
(平成 28 年度青森市水道事業会計決算)

議案第 156 号 決算の認定について
(平成 28 年度青森市自動車運送事業会計決算)

○出席委員

委員長 藤原浩平

副委員長 渡部伸広

委員 奈良祥孝

委員 橋本尚美

委員 舘山善也

委員 中村美津緒

委員 天内慎也

委員 木戸喜美男

委員 舘田瑠美子

委員 村川みどり

委員 斎藤憲雄

委員 木下靖

委員 長谷川章悦

委員 小豆畑緑

委員 丸野達夫

委員 仲谷良子

委員 秋村光男

委員 赤木長義

委員 花田明仁

委員 奥谷進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
市民政策部長 福井正樹
市民政策部理事 横内 修
市民政策部理事 舘田一弥
総務部長 鈴木裕司
総務部理事 加藤文男
総務部理事 蝦名幸悦
財務部長 小川徳久
市民生活部長 井上 享
環境部長 小松文雄
福祉部長 能代谷潤治

福祉部理事 舘山 新
保健部長 浦田浩美
経済部長 堀内隆博
経済部理事 坪 真紀子
農林水産部長 金澤 保
都市整備部長 大櫛寛之
都市整備部理事 八戸 認
浪岡事務所副所長 相馬紳一郎
市民病院事務局長 木村文人
会計管理者 小鹿継仁
教育委員会事務局教育部長 横山克広
教育委員会事務局理事 工藤裕司
水道部長 相馬政人
交通部長 多田弘仁
交通部理事 赤坂 寛

○事務局出席職員の名

議会事務局次長 八木澤 透
議事調査課長 齋藤賢剛
議事調査課主査 山田 達
議事調査課主査 石澤 貴志

議事調査課主査 山内 克昌
議事調査課主査 柴田 聡
議事調査課主事 高木 涉

1 日目 平成 29 年 9 月 20 日（水曜日）午前 9 時 59 分開会

○藤原浩平委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。増田一副市長が病氣療養中のため、本日及び明日の本委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 153 号「決算の認定について」から、議案第 156 号「決算の認定について」までの計 4 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第 153 号「決算の認定について」から議案第 156 号「決算の認定について」までの計 4 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑時間は会派持ち時間内で融通できることになっています。なお、9 月 13 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 14 人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、決算付属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 153 号「決算の認定について」から議案第 156 号「決算の認定について」までの計 4 件を一括議題として審査いたします。

これより審査に入ります。

順次発言を許します。

最初に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民清風会、舘山善也です。委員長を初め、理事者の皆様に誠意ある御答弁のほうをお願い申し上げて質疑に入りたいと思います。お手やわらかに、委員長お願いします。

それでは質疑の前に、先に所見と要望を述べさせていただきます。

昨年度、小学校児童・生徒を対象に、衣服を着ての水泳教室、着衣泳の授業の導入の検討を要望いたしました。着衣泳の目的としては、不用意に衣服を着たまま海や湖に落ちたときを想定しまして、慌てることなく冷静に対応できることを目的としております。

今年度、着衣泳の指導要領の作成に加え、市内全小学校 45 校の代表者に着衣泳の講習を本年 6 月に行い、環境の整ったところから実施する考えを成田教育長から表明していただきました。9 月に入り、筒井南小学校で行われました着衣泳の授業を視察させていただきました。印象にあったのが、生徒が明るく楽しんで授業を受けており、それでいて時には真剣に取り組む姿でした。小学校 6 年生ともなると、場面の重要性を理解して行動できるんだなと感心するとともに、教師が受け入れやすいように配慮しているとも受け取れました。さっき述べました全小学校の代表者講習時にも感じましたが、教師自身が楽しんで講習を受けており、それをさらに生徒に合わせ楽しく伝えながら、重要性を理解させているとも感じました。

本年度に入り、報道では、青森県内、五所川原市なども着衣泳の授業に取り組んでいるとお聞きしております。先行的に取り組まれている本市においても、今後継続していただきたいことを要望させていただきたいと思います。また、今後環境の整った際には、低学年への対応もぜひ視野に入れていただければと思うところです。今回は質疑ではなく要望いたします。取り組みの進捗状況を図る目的で、年度ごとの着衣泳の授業数、また、その受講した生徒の数などを集計しておいていただきたいと考えます。

そして提案ですが、環境を整える観点から、市民プールの初心者プールは水深が 90 センチメートルから 100 センチメートルで、一般ですと 120 センチメートルから 130 センチメートル、幼児プールであれば 30 センチメートルから 40 センチメートルでありますので、この初心者プールの水深 90 センチメートルから 100 センチメートルのところでは小学生には対応できるのかなと考えるところです。また、以前にも提案いたしました、安田地区の青森県総合運動公園の屋外 50 メートルプールですが、水を抜きまして水深を合わせれば、小学生に活用が可能ではないかというところです。県に理解と連携をお願いしていただきたいと考えております。

いずれにしても、この取り組みは、市内全小学校児童・生徒の水難事故が発生しないよう願うものですので、既に取り組まれていると思いますが、一時救命処置などの AED を織りまぜて、核となることがぶれることなく発展・波及することを願って、要望したいと思います。

それでは改めて質疑に入ります。

八甲田霊園について質疑させていただきます。

第 4 款衛生費第 4 項霊園費第 1 目霊園費から、お盆時の 8 月 13 日、ことしは曜日が日曜日で前日の天候もよくなかったこともあり、平均以上の混雑ぶりだったとお聞きしております。現在、本市においては、月見野霊園と三内霊園に通行規制を設

け混雑解消に努めており、一定の成果もあると確認をしております。

今回の質疑は、その交通規制を八甲田霊園においても実施していただけるよう要望も含め質疑させていただきます。お盆時の8月13日に市が取り組まれている月見野霊園、三内霊園同様に、八甲田霊園でも利用者混雑解消のため通行規制をするべきと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）八甲田霊園の通行規制についての御質疑にお答えいたします。

本市の市営霊園である三内・月見野・八甲田霊園の区画数は、それぞれ約1万6300区画、約9700区画、約5900区画となっております。区画数の多い三内・月見野霊園につきましては、8月13日は日中を通じて墓参者——お墓参りする方が集中することから、通行規制等を実施し混雑緩和を図ってきておりますが、八甲田霊園につきましては、三内・月見野霊園に比べ遺骨を埋葬している区画が少ないことから、これまで通行規制は実施していないものであります。

しかしながら、八甲田霊園につきましても、年々遺骨の埋葬区画数が増加してきており、8月13日には一部の時間帯において墓参者が集中し、混雑する状況も見受けられてきておりますことから、混雑緩和のための対策について検討してまいります。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

検討していただけるということで受けとめました。確かに、月見野霊園や三内霊園と比べますと規模は小さいのは承知しているところですが、なかなかバスの利用もできないところでもあり、また同様の時間帯をとということではなく、その混雑する時間帯を見計らった上で、1時間でも2時間でも、3時間でも結構ですので、そういった形で通行規制をすることを要望いたしまして、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

ねぶた祭について質疑させていただきます。ことしも盛況にねぶた祭が終えられました。関係者の方々、ねぶた祭を愛するの方々のおかげで、報道では昨年度より6万人の方が祭りを楽しみ増加したとあり、喜ばしい限りです。

ねぶた祭の成功は、青森市の経済に大きく影響することは言うまでもなく、皆様御承知のとおりです。青森市も市役所ねぶたを出しており、ことしは海上運行もあり、大変喜ばしいところでした。残念ながら、私はお呼ばれされなかったんですけども。そして、祭りの一翼を担う青森市役所ねぶたも重要な役割であり、青森市役所ねぶたの成功には、職員の方々の協力が不可欠であると同時に、市役所ねぶたに参加する職員の増加が必要とも考えます。以上を踏まえて御質疑させていただきます。

市役所ねぶたへの職員増加を促すべきと考えますが、本市のお考えをお尋ねいた

します。また、市役所ねぶたへの参加増加の対策がありましたらお知らせください。よろしく申し上げます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市役所ねぶたに参加する職員の増加対策等についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、職員の福利厚生を増進を図るとともに、地域社会や文化伝承に貢献するため、毎年、青森市役所ねぶた実行委員会を組織して、青森ねぶた祭に参加しているところであり、いわゆる市役所ねぶたには、職員のみならず市民や観光客の方も広く参加できる形態としておりますものの、近年、ねぶた祭全体のハネトなどの参加者が減少傾向にあるとされ、当実行委員会におきましても同様の状況にあります。

そこで、当実行委員会としては、職員の積極的な祭り参加を促すための対策として、1つとして、毎年ねぶたの運行やハネトの統制等に携わる実行委員を庁内から募集しているところであり、2つとして、ねぶた囃子を初めてやる、またはやってみたいという職員に対しまして、囃子の体験会を開催しているところであり、3つとして、ハネト衣装の着つけ講習会の開催や衣装の貸し出し、着つけルームの提供を行っているところであり、4つとして、祭りに参加する職員とその家族が、ねぶた運行前に食事をとることができるよう、市役所に隣接した会場を確保しているところであり、5つとして、子ども連れの職員や市民の方が、子どもと一緒に安全にはねることができるよう、ハネトエリアの一角を区分けしているところであり、

その他、市役所ねぶたの柱立ての神事や制作、台上げ等の様子を職員向けの庁内LANや市のSNSで情報提供するなど、職員がねぶた祭に参加しやすくなるようさまざまな試みを実施しているところであり、今後も職員が参加しやすい環境づくりに努めながら、安全で活気のあるねぶた運行を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

ねぶたに対する実行委員会、組織を編成しているということも聞き取りで初めて知りました。60名程度が庁内から集まっているということで、こちらの実行委員というのはねぶたの運行だったりとか、ハネトをある程度安全にするための規制だったりとかということを知っています。

なぜ、ねぶた祭——当然僕が示しているのはハネトということなんですけれども、ハネトの参加があったほうが良いと考えているのは、同じねぶた祭に参加することによって、各部局が一つになるということは、その後の業務効率が上がると考えているからです。1つのものでなかなか庁内では顔を合わせていても、いざ祭りやそういったところで一緒になるということで、やはり連携意識が生まれると考

えているからなのですが、例えば今、実行委員は庁内から募って人数がある程度確保されていると思いますけれども、ハネトの参加ということで庁内募集等はかけているのかどうか、実情はどうですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 ハネトの庁内募集についてのお尋ねにお答えいたします。

ハネトについて庁内で募集をかけるという取り組みはしていません。参加についての呼びかけという形での庁内周知をしています。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

事情があって、いろいろ取り組まれていなかったと思うんですけれども、できたらそういった参加意識を高める上でも、ねぶた祭になぜ参加することが大切なんだということを問いながら、職員のほうにも募集をかけたほうがいいのではないかと私は考えます。

また、以前問題にもなりましたねぶた飲みというところで、今は場所を変えてほかで行っておりますが、私も1日そこに参加させてもらいましたが、非常に職員の方の数も限られていると感じました。もう少し盛大にやってもらいたいなというところで、そういったコミュニケーションの場をある程度演出してつくるべきでもあると考えます。

また、例えば各部局ごと、忙しいところと——そうでないと言ったら語弊があるんでしょうが、その時期にさほど集中しなくても済むような業務もあると思いますので、一律にはできませんが、多少、部長が指揮をとっていただいて、そういうことを誘導するように促しても僕はいいのかなと。青森市のねぶたですので、そういったところは意識してもいいかなと思っております。

また、これも要望ではありますが、職員の方に聞きましたら、浴衣のレンタルがあるということを聞きました。ただ、僕は職員の方には市役所の浴衣をぜひ購入していただきたいなと思っております。レンタルで済むだろうという意識ではなく、祭りを本当に楽しむんだという思いから、私も持っておりますけれども、市役所のマークの入った浴衣をぜひ購入していただきたい、これは要望させていただきたいと思いますのでお願いいたします。この項はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、子どもの権利条例についてお尋ねいたします。

第3款民生費第2項児童福祉費から子どもの権利条例について質疑させていただきます。認知していただき初めてその効果、意義がある本条例について、認知度の普及活動は常に必要なことであると踏まえて御質疑させていただきます。今年度の認知件数について、どのような状況なのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員の子どもの権利条例の認知度についての御質疑にお答えさせていただきます。

市では、子ども権利条例及び子どもの権利相談センターについての認知度を図るために、市民意識調査において設問を設けて調査を行っているところです。

平成 28 年度に実施いたしました市民意識調査では、青森市子どもの権利条例があることを知っていますかとの問いに対しまして、「名称も内容もよく知っている」が 3.8%、「名称も内容も多少知っている」が 11.3%、「名称だけは聞いたことがある」が 25.7%と、回答者全体の 40.8%が知っているところと回答しているところです。また、「青森市子どもの権利相談センターがあることを知っていますか」との問いに対しましては、「名称も内容もよく知っている」が 5.2%、「名称も内容も多少知っている」が 18.8%、「名称だけは聞いたことがある」が 28.6%と、回答者全体の 52.6%が知っているところと回答しているところです。

市といたしましては、子どもの権利条例及び子どもの権利相談センターにつきまして、名称だけでなく内容等もしっかりと知っていただきますよう、さらなる普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

アンケートの集計のほうで、2種類があるということも聞きました。今、福祉部長がおっしゃっていた市民意識調査というものと子どもの権利条例に関しては、青森市子ども総合プラン策定にかかわるアンケートがあるとお聞きしました。違いとしては、市民意識調査というのは、年代問わず高齢の方から全てに対して質問することだと思えます。

また、後のほうで述べた子ども総合プラン策定にかかわるアンケートというのは、対象者であるのは児童・生徒ということだと思えますので、こちらのほうは 66.1%の認知度があるということをお聞きしておりまして、当然ながら、やはり自分にかかわる事項であるために数値が高いのは当たり前だと思えますし、私はこちらのほうがより現実合っているのではないかなと考えるところです。お聞きすると、来年度からはこの市民意識調査で、子どもの権利条例に関してはスクラップされるような予想もあるということをお聞きしましたので、今後の部分に関してはこの総合策定プランにかかわるアンケートのほうでも結構ですし、実際にかかわる児童・生徒、また教職員の方々への質問でもいいと思えますので、そういったところをしていただきたいなど。

というところで、徐々にこの認知度件数も上がってきていると思えます。ただ、兵庫県の川西市に以前視察させていただいたとき、これも大分前になるんですけども、その認知度件数が 9 割を超えていたと。どういう集計をしていったのか、今

となつては疑問なところもありますし、現在はどのような進捗になっているのかこちらにも改めたいなど思っておりますが、本市におかれましても、さまざま認知度を上げる取り組みはされていることと承知しておりますので、今後この数値に関しては、市民発信のためにも必要な事項だと思っておりますので、今後お願いしたいと思っております。

続きまして、その認知度を上げるための普及活動というところで、ことしのねぶた祭にも、中学生が横断幕を掲げまして普及活動に従事しておりました。本市で行われております子どもの権利条例の普及活動をお示しください。お願いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 子どもの権利の普及啓発活動についての御質疑にお答えさせていただきます。

市では、これまでも子どもの権利条例の内容、あるいは青森市子どもの権利相談センターの相談方法等につきまして、まず、児童・生徒等に対しましては、学年に応じてリーフレットやチラシ、携帯用のカード、これらを定期的に配布いたしますとともに、大人を含めた市民全体に対しましては、浪岡の子ども祭典、あるいはねぶた祭などでの啓発活動、それと市役所本庁舎市民サロンでのパネル展、子どもの権利の日のイベントの開催、子どもの権利擁護委員による出前講座、市ホームページや「広報あおもり」への掲載、ラジオ広報による周知などさまざまな方法によって普及啓発に取り組んできたところです。

今年度におきましては、これらの取り組みに加えまして、11月20日青森市子どもの権利の日に合わせまして、市内の各小・中学校において、子どもの権利条例を学ぶ機会を設けることについて、ただいま教育委員会と協議しているところです。

今後におきましても、教育活動の場やPTA等の研修の場に加えまして、町会あるいは町内会、民生委員、児童委員の研修の場などを積極的に活用いたしまして、青森市子どもの権利条例及び青森市子どもの権利相談センターについて普及啓発に取り組んで、地域全体で子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

今、学校関係の話も出ました。当然ながら対象となる者がどうしても児童・生徒というところでもありますので、学校の協力が不可欠だと思います。

実際に、今現在で相談内容というのは、どのようなものがあって、どのような傾向にあるのか、お話しできる範囲があったらお示しいただきたいと思っております。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 子どもの権利相談センターの相談内容についての御質疑にお答えいたします。

平成28年度ベースでお答えさせていただきたいと思っております。平成28年度では、

相談受け付け件数が実件数で 106 件、延べ件数が 856 件ありました。受け付け件数は前年度と比べまして 10 件程度の増加ですが、延べ件数につきましては前年度と比べ 300 件ほど増加しています。やはり解決に当たって、継続して相談を重ねる必要がある悩みが多く寄せられているということで、継続して支援するケースがふえてきているという状況にあるものと認識しております。

また、延べ人数が多い内訳といたしまして、子どもが大人の 3 倍以上という内容でした。ただ、実人数で見ますと、106 件のうち大人が 70 件、子どもが 36 件だったんですけれども、延べになりますと子どもが継続して相談しているという状況にあります。それと、相談対象者で最も多かったのは中学生でした。約 7 割程度が中学生ということになっております。

それと相談方法ですけれども、多かったのは、最初は電話なんですけど、その後の相談は、子どもの場合はメール、大人ではやっぱり電話という形での相談方法が多いという状況にあります。また、相談内容の特徴といたしまして、お子様からの相談内容といたしましては、心身の悩み、容姿とか体型とか、あるいは心の——気持ちの思いとか、そういうところの心身の悩みが最も多くて、次いで家族関係ですとか進路問題となっています。

今年度は、特に心身の悩みというのが、昨年比べて 3 倍ほどふえています。それと、大人からの悩みにつきましては、子育ての悩みが最も多くて、次いで不登校あるいは教職員の指導上の問題が続いている状況です。大人からの子育ての悩みは、やっぱり母親からの御相談が多いと。あと、特徴的なのは、働く保護者にかわって、あるいはさまざまな事情でもって子育てにかかわる祖父母の方から、いわゆるジェネレーションギャップとか、経済的な部分とかでの相談も今回多かったというのが、平成 28 年度の特徴となっているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

300 件の増加というのはちょっと驚きました。多いことに関しては、やはりそれだけ丁寧に、きめ細やかにしていると配慮もできますし、また、相談内容も幅広くなっているのかなというところです。

大人は電話での対応が多いということでしたが、子どもはメールということでもあります。なかなか中学生は、大分発信の仕方とか語彙の使い方は上手になっていると思うんですけれども、メールであれば、例えば質問を少し——誘発できると言ったら言葉があれなんですけれども、どういうのに悩んでいるのかという形で、少し提案をしてあげながら、こういうこともそういえば悩んでいるのかなとか、そういうことができるような配慮をしていただきながら、一問一答式にならないような形で、例えば重複した部分で想像されるところをこちらから配慮して、こういうことは大丈夫かなとか、こういうことは大丈夫なんだろうかという形のものを織り込んで

いいのかなと思います。非常に丁寧な対応をしていただいていると思います。また、先ほどおっしゃっていた普及活動においても、カードやチラシ、以前私のほうでも提案させていただきましたQRコードもついておりますし、徐々に活動拠点が広がっているのかなと思います。

いずれにしても、この学校側との連携というところが非常に大切になってくることは、想像にかたくないところだと思います。先生方の理解や、また保護者であるPTAというところの理解も必要ですし、どちらかというとは、一番最初にそういった先生方、また保護者、そして生徒という形から普及をしていく必要があるのかなと思います。お聞きしますと、なかなか普及率を図る上でも、こういうのがありますから使ってくださいという提案型になっているようですので、できたらそこを確認するという意味で、現在、先生方の携帯電話やスマートフォンに何件ぐらい登録されているんだらうかとか、そういったところを実情に合わせた形でお聞きできる環境になればいいのかなと。ここはやはり、成田教育長の協力が無いといけませんので、この件に関しては成田教育長も非常に熱心に取り組まれている当事者ですので、そういったところで、単に提案型ではなく必ずフィードバックして、その相談の内容がどうなっているのか。また、自分の携帯やスマートフォンに登録されている件数がどれくらいあるのかなというところも、実情としては認識していただきたいと思うところです。

最後に要望です。子どもがみずから命を絶つということは、本人はもちろん、残された遺族、友人、取り巻く関係者にも一生消えない大きな影響を与えてしまいます。皆様も御承知ですが、各部局がセパレートの考えではなく一体となって取り組まれることを要望して、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、中村美津緒でございます。理事者の皆様におかれましては、改めてどうぞよろしくお願いたします。

初めに、契約事務について御質疑させていただきます。

総合評価落札方式について、これまで行った設計・施工一括方式以外の建設工事についても、この総合評価落札方式について導入すべきと考えますが、現在の市側の考え方をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員の総合評価落札方式についてのお尋ねにお答えいたします。

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格に加えまして、受注者の技術的能力等の価格以外の多様な要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的にすぐれた公共調達を行うことが

できる落札者決定方式であります。

国におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中で、その実施に当たり発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査並びに評価における透明性及び公平性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることが必要であるとされており、工事の性格等に応じた適切な活用を図るよう示されているところであります。

本市におきましては、競争入札の方法により契約を締結する建設工事のうち、とりわけ技術的な工夫の余地が大きく、かつ1件当たりの請負工事設計額が1億円以上で、個々の事業者等が有する設計技術及び施工技術を一括して活用することが適当である設計・施工一括発注方式に係る建設工事を対象に、総合評価落札方式を実施することとしております。

その導入の実績ですが、これまで平成20年6月に契約を締結しております市道石江1号線交通連携推進整備工事と平成23年6月に契約を締結しました青森市営住宅幸畑第二団地建て替え工事の2件の建設工事について、設計・施工一括発注方式による総合評価落札方式を実施しております。

本市といたしましては、建設工事の契約事務については品質の確保や競争性の向上、公正性・透明性の確保を目的として、工事における条件つき一般競争入札の導入や予定価格の事後公表の拡大のほか、低入札価格調査制度の導入、入札監視委員会の設置、電子入札の導入など制度改革に取り組んできておりますが、引き続き制度改革に取り組むこととしております。今後も、国、県及び他都市の取り組み状況を注視しながら、総合評価落札方式の導入も含め、契約事務全体の改善について検討してまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

先ほど、平成20年6月に実績が1件。そして、平成23年6月に実績が1件という御答弁をいただきました。そうしますと今、本市といたしましては総合評価落札方式の要綱、運用ガイドライン等が、現在青森市にあるということによろしかったのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 要綱、マニュアル等があるかという御質疑であります。

この総合評価落札方式のみのマニュアル等はありません。先ほど申しました、本市で行っているのは、設計・施工一括発注方式で行う工事、その1億円以上のものを対象にして、この総合評価落札方式を導入してやるということは決めております。その内容については、その都度審査基準とか、そういうものを定めて公告して公募するというところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

総合評価落札方式の要綱、そういったガイドライン等が今ないというお話でしたが、弘前市、八戸市、そして青森県は、しっかりとその要綱があります。その総合評価落札方式の要綱等がないにもかかわらず、これまで実績が2件あったということですが、今後市として、しっかりとした総合評価落札方式の要綱、また、運用ガイドライン等が必ず必要だと思います。逆にこれは作成すべきと思いますが、現在の市側の見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの質疑は要綱、マニュアル等の整備が必要ではないかというようなことであります。

我々も、今、中村委員がおっしゃいましたとおり、県でありますとか八戸市、弘前市、そのほか中核市等の状況等も調査しております。その中で、具体的にどういった制度にするのがいいのか、もしくは違う契約制度でカバーできるのか、そういったことを含めて、まず全体を見渡した上で検討しております。そして、必要であればマニュアル等が必要になるかもしれませんので、今のところは調査という段階であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

今後調査しながら必要であれば策定を考えるということでしたので、私はできるだけ早めに策定すべきだと思いますので、要望させていただいて、この件に関しては終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、合併浄化槽汚泥処理について、御質疑させていただきたいと思えます。

現在、青森市及び平内町で発生する合併浄化槽汚泥処理について、青森地域広域事務組合のあおひらクリーンセンターで現在処理をしておりますが、このように平成28年4月から現状の年間搬入割り当て量による運用を開始したということですが、平成28年4月から形態が変わったこれまでの経緯について、御質疑させていただきます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村委員からの汚泥の収集運搬に関する御質疑にお答えいたします。

現在、青森市及び平内町で発生しているし尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥につきましては、青森地域広域事務組合のあおひらクリーンセンターで処理しております。そのため、し尿・浄化槽汚泥等の各収集運搬事業者にはあおひらクリーンセンターの処理能力に応じた搬入割り当てを示しております。この搬入割り当てにつ

きましては、平成 26 年 6 月までは、1 社 1 日当たりバキュームカー 4 台の割り当てとしていましたが、事業者の規模を踏まえた配分とするため、平成 26 年 7 月からは各事業者の契約件数に応じて 3 つのグループに分け、それぞれ 1 日当たりの台数を 3.5 台、4 台、5 台としたところであります。

しかしながら、し尿・浄化槽汚泥等の適切な処理を確保し、より安定した市民サービスを提供するため、平成 27 年 9 月以降に複数回、全事業者と個別面談を行い、グループ分けした後の搬入割り当ての運用状況等について調査した結果、1 つに、契約動向に大きな変動がなく、ほぼ現状の契約件数で推移している傾向にあること。2 つに、浄化槽は家族構成や生活形態、処理方式・年式等によって処理回数・量に差異があること。3 つに、従前の台数管理による搬入割り当ては、作業効率の低下もしくは無駄が生じるケースがあることなどについて把握することができました。

このような状況を踏まえ、市としては、従前の台数管理による搬入割り当てから、年間処理量をベースとした搬入量を割り当てとすることが、より適切かつ妥当であると判断し、各事業者の契約件数や処理実績・処理内容等を基礎とした年間処理量の見込みを試算し、さらに全事業者との複数回の個別協議を経て年間搬入割り当て量を決定し、平成 28 年 4 月から、現状の年間搬入割り当て量による運用を開始したところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

それでは再質疑を幾つかさせていただきたいと思います。

先ほどの御答弁で、市民サービスをより安全に提供するため——平成 27 年 9 月でよろしかったですか。9 月以降に複数回、恐らくこの合併浄化槽汚泥処理の組合に加盟しております業者は 10 社あるかと思いましたが、その業者全部に個別面談を行ったということでした。そして市としては、より適切かつ妥当であると判断して、平成 28 年 4 月から現状の年間搬入割り当て量による運用を開始したところとの答弁でした。

そこで再質疑させていただきます。確認ですが、浄化槽汚泥収集運搬業者のあおひらクリーンセンターへの年間割り当て搬入量は、書面か何かで各業者に通知はしているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 搬入割り当ての通知に関する質疑にお答えいたします。

今年度の搬入割り当て量の決定は、平成 28 年 10 月 14 日に各事業者と個別面談を行い、搬入状況や搬入量の枠について聞き取りをした上で、平成 29 年 2 月 24 日付で、各事業者に対し書面により年間搬入割り当て量を通知したところであります。

なお、あおひらクリーンセンターにおいても別途、平成 29 年 3 月 24 日付で各事業者に対し、し尿処理施設使用許可証におきまして、年間の投入量を通知していま

す。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 再質疑に対しての御答弁ありがとうございます。

その都度、組合に加入している 10 社に、いつもそういう聞き取りをしてくださるということで、丁寧な市の対応だとは思いますが。

そしてその聞き取りをしているときですが、これまでこの 10 社は、大きい会社もあれば小さい会社も当然にしてあると思いますが、この緩和によりまして、大きい会社はバキュームカーを所持している台数もちろん多いと思いますので、緩和することによって、営業力によって、たくさんの搬入量、合併浄化槽の顧客を得ることが可能になるとは思います。

しかしながら、小さい会社でバキュームカーを少なく保持しているところに関しては、それこそそれなりの営業力、ましてや搬入割り当て量が決められるということは、それ以上営業の展開ができなくなる。これまで公平公正に今の経緯があるというお話でしたが、これは聞き取りした最中ですが、いろんな会社がありますがもとに戻してほしい、また、今のやり方では非常に営業展開ができないというような苦情ではありませんが、そういった相談等はあったものでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 業者からの要望についての御質疑にお答えいたします。

我々何回か業者 10 社に聞き取り調査をしておりますが、中村委員おっしゃったような、少ないとかといった苦情は、直接はいただいておりません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

私が、お話をいただきましたその内容というのが、平成 25 年度前までは、大きい会社も小さい会社も横一線で、1 日何台という台数で足並みをそろえてやっていこうじゃないかといったことで、組合一丸となってやっていたときがあったみたいですが、それをよしとしない、当然大きい会社はやっぱり営業力がありますので、いろいろな仕事量が欲しい会社はあったと思います。

過去からさかのぼって現在、その大きい会社、そして小さい会社の差ですが、緩和する前は、大きい会社と小さい会社との台数は年間約 200 台。そして大きい会社小さい会社の搬入量の差というのが、年間約 1170 キロリットルだったのに対しまして、平成 28 年 4 月から緩和した際、さらにいろんな条件がありまして、大きい会社と小さい会社の差は、やっぱりさらに開きが生じまして、660 台。そしてキロリットルにいたしますと 2500 キロリットル。4 年、5 年前に比べて、ほぼ 2 倍から 3 倍の差が生じております。

これは、公平公正に今まで足並みそろえて一緒に頑張ろうと言っていたのが崩れ

てしまいまして、それこそ小さい会社は非常に悲鳴を上げているような状況でした。緩和をすることによって、何か組合 10 社の業者さんと御約束事みたいなものは交わしたものでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 今、中村委員から御約束事を交わしたかという質疑ですが、今の形態にするまでに、いろいろ各社の契約件数とか、それから各社保有しているバキュームカーの台数、規模がそれぞれ違いますので当然やっける大きさも違います。それぞれ聞き取りをして台数を割り当ててしていますので、御約束というよりもそれらを総合的に判断して、現在の割り当て量を決定したということであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その割り当てというのは、市が割り当てしたということによろしいですね。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 あおひらクリーンセンターは当然容量が決まっていますので、いつでもいっぱいいいというわけにはいきませんので、容量の割り当てにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、市が各事業者の規模を判断して決定したということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 この合併浄化槽汚泥処理に関しましては、私も今、勉強し始めたばかりですので、今後私も業者の聞き取りを含めまして、大きい会社にしてみれば、今のほうがもちろん都合のいいやり方ではありますが、どうしても小さい会社におきましては、もう件数が減っておりますし、しかし、合併浄化槽汚泥は、市内、そして平内町、今は浪岡も一緒に搬入できるような状況です。営業して、自分たちももっと仕事をふやしたいという業者、やっぱり下からだんだん頑張って営業したい会社もたくさんあると思うんですね。これはもう一度見直す検討の余地があるかどうか、現在の市側の考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 見直しの件についての質疑にお答えいたします。

現状の年間搬入割り当て量につきましては、先ほど申し上げましたが、事業者の規模や顧客数の面から、1社1日4台の、以前の搬入割り当てよりも公平であると考えております。また、事業者の業務の効率性、柔軟性からも有効な方法であると考えております。このような観点から、事業者の契約件数や処理実績等を考慮した結果として、年間搬入割り当て量を変更するという事はあり得ますが、従来の1社1日4台という台数による運用に戻すことは、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

以前の横一線の4台に戻してくださいというお話も私はいただいておりません。ただ、いろんな差が開いてしまっているのも、少しでもその差を縮めたい。また、もっと営業して、私たち小さいところもいろいろな台数、搬入量をふやしてもらえるような考えを、もう一度テーブルの上に戻すことは可能なかどうかという御質問をいただきましたので、今の質疑をさせていただきました。これに関しまして私も少し勉強して、もっとしっかりと御質問、御依頼をいただいた方に満足いただけるような態勢を私もとっていきたいと思いますので、こちらの合併浄化槽汚泥処理の質疑については本日終わります。ありがとうございました。

続きまして、アウガについて御質疑させていただきます。

こちらのアウガに関しましては、現在100条委員会が開催中ですので、私の質疑中、100条委員会に係る質疑等がありましたら、委員長、先ほど練習しました合図で教えていただきたいと思います。

○藤原浩平委員長 いや、練習してないよ。

○中村美津緒委員 はい。初めに、青森駅前再開発ビル株式会社——以下ビル会社と呼びます。このビル会社は、まちなか空き店舗バンク事業というものを実施しておりました。そのまちなか空き店舗バンク事業について御質疑させていただきたいと思います。

現在、アウガ閉鎖に伴い、事業継続が当然にしてできない状況です。今回の決算にも反映されていないということは、近年——平成28年度、平成29年度はないと思いましたが、このまちなか空き店舗バンク事業は、いつからいつまで行っていたのでしょうか。事業の期間のみ、まず御答弁をお願いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガについて、まちなか空き店舗バンク事業の事業期間についてお答えいたします。

青森まちなか空き店舗バンク事業は、中心市街地の空き店舗及び空き地の解消を促進し、本市の商業振興と中心市街地の活性化を図ることを目的に、市が、平成25年11月から平成28年3月までの間、中心市街地の活性化に関する法律に基づくまちづくり会社である青森駅前再開発ビル株式会社に委託し実施した事業であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、御答弁ありがとうございました。

これは、ビル会社は青森市から委託を受けていたということによろしいのでしょうか。そうすると委託は青森市からですが、ごめんなさい、1年間の委託料の金額がわかれば、もし今、手元に資料があれば教えていただけませんか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森まちなか空き店舗バンク事業に係る委託料の額についてですが、平成 25 年度、これは 11 月から翌年の 3 月までの期間になりますが、283 万 7000 円。平成 26 年度から通年になりますが、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間で、292 万 8000 円。平成 27 年度、これも 1 年間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までになりますが、282 万 1000 円です。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 青森市から委託を受けていました青森まちなか空き店舗バンク事業ですが、これは何名で業務を勤めていたのでしょうか。また、ビル会社が委託業務を受けていたということで、ビル会社のことですので市に聞いてもちょっとわからないと思うんですが、何名でこの青森まちなか空き店舗バンク事業を業務委託していたのか。この点を教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 空き店舗バンク事業を職員何名で行っていたかということですが、営業企画部の社員 3 名が交代しながら担当していたと聞いております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ビル会社の営業企画部 3 名で交代しながら、この青森まちなか空き店舗バンク事業を年間約 300 万円の委託料を得て事業を行っていたということですが、そうしますと、平成 25 年度の 11 月ということですが、11 月から空き店舗バンクが閉鎖する平成 28 年度のときまで、約 2 年三、四カ月ですが、どのような実績があったのか、実績をお答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 空き店舗バンク事業の事業実績についてお答えいたします。

今、御指摘いただきました 2 年 4 カ月の開設期間における実績ですが、登録物件数が 39 件。契約によりまして抹消された件数が 14 件。問い合わせ件数が 22 件となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 約 2 年で十数件の実績だったということですが、ビル会社は、私たちがなかなか知ることのできなかつたいろいろな補助金、そして助成金を得て、いろんな運用をして、また、そこにいる職員が担当していたということが、徐々にわかってきたことではありますが、このビル会社は第三セクターです。このいろいろな助成金、補助金は、ビル会社が自分たちで調べて申請したのでしょうか。それとも大枠は市側が、こういった補助金、助成金があるからどうだというふうなことで、市側からビル会社に働きかけてきたものなのでしょうか。

そのの——これから先の質疑につながるわけですが、そののところ、経済部長の

今の御判断、見解をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ビル会社の補助金、助成金をビル会社がどのように受けとっていたかということなんですけれども、ただいま空き店舗バンク事業についての御質疑だと思っていましたが、これは補助、助成ではなくて委託ですので、補助とか助成制度の働きかけ云々というお話とは違うかと思えます。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私の認識不足で大変申しわけございませんでした。市から何かしらのお金を得て、職員の報酬として支払っているというようなことでしたので、何かしら市からの助成金だと思っておりましたが、そうではないということでしたので、申しわけございませんでした。

続きまして、これからの流れにつながる質疑ですが、アウガに係る今後の契約事に関して御質疑してまいりたいと思えます。

今日までの一般質問、予算特別委員会、本年の3月に行われたアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、市側は幾つかの疑惑に対してずっと否定をし続けてきました。1つ、交付決定前の事前着工。2つ目に、見積競争の価格操作。3つ目に、架空工事による水増し請求等、多くの議員、委員の問いに対して、市側の答弁によりますと、大枠は経済産業省の補助事業事務処理マニュアルによって処理されている。提出されてきた実績報告書の確認について、さまざまな伝票、証拠書類、領収書等、そういった内容の的確性について判断するという流れになっております。そのように答弁してきました。実績報告書のみで判断するしかない。真正なものとして受け取って、それを判断する。しかし、私たちが質問を投げかけてきた、指摘してきた事項のほとんどが、その実績報告書を見て得た疑問でありました。それは、情報公開、開示請求で得た実績報告書を見て得た疑問点でした。そこで見て得た疑問点であり、疑惑が生じたことから、何度か質問をしてきました。

その中で、市側の補助事業等の事務処理のチェック機能のいろいろな甘さ、ルールに従って、公平公正な業務を遂行する法令遵守、法規範、部署内規範、倫理規範が守られていたのであれば、今まで幾つか生じてきた疑惑が未然に防げたのではないかと私は考えておりました。

そこで、今後もうここから先は、二度とそういった疑惑、疑義が生じないように、いろいろな補助事業があった場合、二度とそういったことがないように、青森市でどのような体制をとるのか。青森駅前再開発ビル株式会社がなくなりました。今後アウガは、市が運営管理することになっておりますが、今後のアウガの管理体制について質疑してまいります。

平成29年4月1日以降、地権者を除く地下のテナントは、市と契約を締結したと思えます。ビル会社との契約内容をそのまま継承したのか、また、契約内容が変わっ

たのかどうか、お示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 平成 29 年 4 月 1 日以降の地下テナントと市との契約内容についてのお尋ねにお答えいたします。

平成 29 年 4 月以降のアウガの管理につきましては、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎまして、地下フロアも含めたビル全体の管理業務を行っております。

この中で、アウガ地下フロアにおいて、4 月以降も営業の継続を希望したテナントと市との間の床の賃貸借契約については、基本的に青森駅前再開発ビル株式会社で締結していた契約と同様の内容で締結しているものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

賃料は現状のままの契約で締結したということですが、それでは共益費はどのようになっているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

地下の共益費ですが、平成 29 年 3 月までの青森駅前再開発ビル株式会社と各テナントとの賃貸借契約では、いわゆる賃料と共益費を徴収してきた経緯はありますが、4 月以降の市との賃貸借契約におきましては、賃貸料のみで共益費については徴収しておりません。この共益費につきましては、店舗内の共用部分の管理経費を徴収してきたものですが、4 月以降の地階から 4 階まで、市が借り上げて管理運営することとして、この共用部分の管理経費についても市が負担することとしましたことから、地権者及び各テナントからのいわゆる共益費については徴収していないものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 共益費についてはよくわかりました。そうすると、1 階から 4 階までは市が負担するということですが、今、地下の郷土料理店がありますが、ただそこは、地下の一部ですが、共益費は発生するかどうかと思うんですが、それは今後も共益費については徴収しないということによろしいのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今後の共益費の徴収の可否というか、可能性についてのお尋ねにお答えします。

現時点で平成 29 年 4 月に契約を締結しておりまして、その契約のフレームとしては、4 月以降、今月まで継続してまいりました。それ以降、特段の事情変更等がない限り、このまま継続したいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私は、不動産も全然詳しいわけではありませんが、地下の郷土料理店等に関しては、トイレだとか空調、いろいろな共有部分があると思いますので、共益費に関しては、地下の分だけでも負担すべきではないかなど。逆に負担すべきものであり、市側はテナントに対して請求すべきではないかなどということを、ここは要望して終わりたいと思います。

これまで1階から4階、地下も含めましていろんなテナントがありました。やむを得ず撤退した各テナント、そしてお店を閉めた方がいらっしゃいますが、その方がビル会社に対しまして、営業保証金を納めておりましたが、市側がそれを引き継いだ際に営業保証金はどうしたのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 営業保証金に関するお尋ねにお答えいたします。

平成29年3月末日をもちまして、青森駅前再開発ビル株式会社が閉店いたしました。それに伴いまして、それまでに会社が預かりしておりました営業保証金については、全てテナント等に対しまして返還したものです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 全てのテナントと今御答弁されましたが、そうしますと、地下の飲食店、郷土料理店さんも営業保証金に関しては全てお返ししたということでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 地下の郷土料理店についても、営業保証金は返還しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 こちらに、出店・営業及び店舗使用に関する契約書というものがああります。これは、ビル会社とテナントが交わす契約書ですが、その中に営業保証金に関しましては、乙——テナント側です。乙は営業保証金として契約存続中、継続して預託する。今回は市です。この契約書によると、乙の出店及び営業遂行に関する一切の義務遂行の担保として預託されるものと記載されております。なので、地下の飲食店がこれからも長い先、新しい庁舎に生まれ変わるところに営業するわけですので、1度営業保証金を返したかもしれませんが、改めて営業業務一切の義務遂行の担保として、また預託されるべきだと思います。新たに営業保証金として市側は受けとるべきではないかと思いますが、市側の現在の認識をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 4月以降の営業保証金の取り扱いについてのお尋ねにお答

えいたします。

市では、アウガの土地及び建物を取得することを基本方針としてはおりますが、まずは、売却する意向を示した地権者から買い取るとともに、地下市場の営業は継続するという大きい方針を立てています。

また、地下のテナントの床の貸し付けに当たりましては、市が店舗区分共有者により無償で一旦借り上げたものを、各テナントに貸し付けするという形をとっておりまして、市が所有します公有財産を貸し付けしているものではないということで、4月1日の契約に当たっては、そういった意味で暫定期間での措置として、保証金及び保証人を付さない契約内容としたものです。

従来、賃貸料の滞納とかの担保として営業保証金を徴していたという経緯は存じていますが、今後買い取りの進展状況にもよりますけれども、悪質と判断されるようなケースが生じた場合には、保証等の措置の検討というものは必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございます。今の御答弁で納得いたしました。ありがとうございました。

続きましては、今後二度とこういう問題が起きないように、市側としてもしっかりと指導、管理していただきたい、そういった総括もいただきました。今までは今まで。今後、そういうことが二度と起きないように質疑いたします。

平成29年度以降、市がビル会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務及び管理費等の経理業務を行うとありますが、退店を余儀なくされました1階から4階までのテナントがありました。そういったいろいろな什器備品の処理については、ビル会社が所有していたもの、テナントが所有していたものいろいろありますが、これまでも適切に処理されてきたというお話をいただいておりますが、今回、気になっていたのが1つありました。特に、補助事業の補助金で得た1階のスイーツコーナーの什器備品の件であります。この件に関しまして、これは国と市の補助金がありましたが、取得財産の処分については、もちろん当然のように所定の手続を踏まえて、慎重な対応が当然これからも必要になってくると思うんですね。それで、地下の食街道の件に関しては、まだいろいろなものがそのままだと思いますが、1階から4階まではもう工事が始まっておりますので、こちらのスイーツコーナーがあったところの什器備品、そしてその店舗部分に関しましては、3月22日、アウガ問題に関する調査特別委員会において視察に行ったときは、そのまま残っております。でも、これはいつかは処分しなければいけないものです。1階のスイーツコーナーの取得財産ですが、こちらに、私が国へ情報公開、開示請求をいたしました取得財産等の明細表というものがありません。1階に関しましては、パティスリーオープン、これはケーキを焼く機械です。そしてホイロ。ホイロという

のは、ケーキの生地を発酵するための機械です。これは、国の取得財産等の明細表に記載されているものですが、こちらを財産処分されたと思いますが、いつ処分したのか、処分した日をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 国の補助を受けて取得した備品の処分の日付であります、まず、平成 29 年 5 月 31 日に口頭で処分したという報告を受け、6 月 30 日に文書で報告を市としては受けております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 5 月 31 日に処分したということですが、市はもとより、国の補助事業の取得財産等の明細表に記載されております財産は、国が処分をしてもいいよという許可をした 5 月 31 日以降、財産を処分すべき適切な日であると思いますが、これはストレートに聞きますと、5 月 31 日以降にアウガから持ち出してもいいよという日でしょうか。それとも、持ち出しは先でもいい、ただ処分するわけですから、処分した費用はじゃあ 5 月 31 日に払ってくださいなのか。これは、5 月 31 日以降にアウガという建物から持っていかなければいけないのか。この解釈の仕方はどう解釈したらいいのか、ちょっとお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 財産の処分については、担当大臣の承認を受けてということになっております。そのことを受けまして、補助事業者であるところの国、あるいは市——市も補助しておりますので、協議を進めてまいっております、それで 5 月 16 日には、国と市とともに実際の現場の確認をいたしまして、その上でいわゆる補助金の返還額の積算、これは備品の耐用年数に応じて、経過年数などを考慮して計算するということになりましたが、それ以降、その計算で補助金額の算定をしております。

それで、処分をするということが既に国との間で明確になっておりまして、処分の申請をするに当たって、その処分の金額ですとか返還額を記載しなければ届け出を出すことができないということで、その算定をした結果、実際の処分と、あるいは国への処分の届け出の日付が、国への申請が 5 月 29 日、承認が 5 月 31 日ということになっていまして、市のほうに対しては届け出が 5 月 31 日、承認も 5 月 31 日ということになっておりますが、それ相当の打ち合わせを十分にいたしまして、書類上整ったのが 5 月 31 日ということです。厳密に言いますと、承認が出てから処分ということにはなりますが、処分が明確に決まっていて、その額の算定について、書類上の手続が 31 日までずれこんだということですので、大きな法律違反とか、制度に大きく逸脱しているということではないと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○**中村美津緒委員** 私、まだ違反している、逸脱しているとは一言も申し上げていない状況であります。先ほども、5月16日に国と市とで現場に来て、実際のものを見たという話ですが、それは、国と市は本当にアウガの1階のもととスイーツコーナーのあったところに、実際にその場に行かれた話でしょうか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 実際に現場を確認しております。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** おかしいな。5月2日に市の許可を得まして、私、スプリンクラーの実際の点検を、地下そして1階と見させていただいたんですが、そのときは、このパティスリーオープン、そしてホイロはありませんでした。5月2日になかったということは、5月16日も多分なかったと思うんですね。それで、前の予算特別委員会でありました事前着工のときもそうです。やっぱり、あれだけの大きい機械ですし、何かしらその動きがあれば、誰かしら見ているんですね。

3月3日に、こちらのスイーツコーナーの担当の方から、これを撤去したい、新しい店舗に移転したいので見積もりをお願いしたいと。それでその業者は見積もりに行ったそうです。それで、あしたにでもすぐ動かしてほしいと依頼を受けたそうです。でも、見積もりもまだ提出していなかったこともありますし、年度末で忙しいということで、見積もりは提出したものの、そのまま放置していたそうです。そのまま放置していたんですが連絡が来まして、4月の中旬に機械をもう新しいテナントに移転したということでありましたが、何かしらふぐあいがありまして、また点検、調査をしてほしいという依頼があったということで、その業者は、新しい店舗に修理しに行ったそうです。そして、そのテナントは、4月24日にもうオープンしておりました。そのときには、もうそのパンを焼く機械、そしてパンを発酵する機械、いろいろなものがもう新しい店舗に移動しておりました。

となりますと、今までの話がまたぶり返してしまうんですが、今まであったことは、もうしょうがない。今後そういうことが二度とないようにしようとしたのにもかかわらず、今の経済部長の答弁だと、5月16日に国と市がアウガの1階に行っているいろんな査定をしたという話が、どうもまたつじつまが合いませんが、そのところ、もう一度見解をお示してください。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 備品の処分の経緯についてでありますけれども、中村委員御指摘のとおり、4月の下旬――4月25日になりますけれども、私どももスイーツコーナーにオープンとホイロがないことを把握いたしました。それで、ビル会社の従業員に確認いたしましたところ、本年2月までスイーツコーナーのテナントだった事業者に譲渡したということでありました。

このことから、市では、当該事案を国に報告いたしました。そうしましたところ、

国から、ビル会社の清算人に対しまして、そもそも財産処分の承認を受けなければ処分できないということで、速やかにオープンとホイロをもとに戻すようにという求めがありました。市といたしましても、清算人及び当該事業者に対しまして、国及び市の財産処分承認前に譲渡することはできないということを説明した上で、速やかにオープン、ホイロを戻すように求めまして、5月16日には、そのオープンとホイロが戻っていることを、経済産業省東北経済産業局の職員とともに確認したところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、私が一步踏み込んで追及しなければ、5月16日の段階で什器備品がアウガの1階のスイーツコーナーにあって、それで結果として、5月31日に新しい店舗に移動したというお話になってしまうわけです。

今までは、もうあったことはしようがない。でも、今後、市がちゃんと徹底管理すると言った以上、やはりこういった什器備品に関して、テナントのものでは私はないと思うんですね。それを勝手に見積もりに来て、移動する見積もりをとったり、勝手に業者に手配をしていろいろな手続をとったり、それで勝手にもう営業しちゃっているわけですね。私も経済産業省のほうに確認いたしましたけれども、やはりいろんな個人のことですので、お示ししていただくことはできなかったわけですが、でも経済部長、今後、このやり方というのは、私はやはりいけないと思うんですね。

それで、ちょっとここは一步踏み込んだお尋ねをいたしますが、そのテナントというのは、前のスイーツコーナーのオーナーであり、現在もりんご箱を運営している取締役の中の一人だと思うんですが、それで間違いないか、お示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほどの事業者は、今、中村委員から御指摘のあった、りんご箱のオーナーということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これまでもいろいろと問題にされてきました、地下の郷土料理店のオーナーであるということでもあります。

経済部長に1つ、スイーツコーナーの前のオーナーでありました——スイーツコーナーは今、デコルトというパン屋さんが変わっております。その前のリアンのオーナーからきのういただいたお話ですが、リアンからデコルトと社名を変えて、平成24年にビル会社の当時の契約嘱託職員が事業を引き継ぐこととなります。そのきっかけは、リアンのオーナーが会社倒産、自己破産してしまうからです。これは、今までも何度も申し上げてまいりました。

このリアンのオーナーさんは、平成24年の初めのころから、アウガの3階でパン

のみの販売をずっとしてきたそうです。店舗は小さいながらも、細々とそれでも結構楽しくパンを販売していたそうです。夢が叶って、パンをつくる喜びというんでしょうか、市内の某所でパンをつくって、アウガに持って行っては売る。そのパンを生かしてつくってくれたのは、先ほど出てきました什器のパティスリーオープンでありホイロでした。そのオーナーは、独立した当時はやっぱり三百数万円もかけて、そのパティスリーオープン、ホイロを購入したとのことでした。それで、結構パンも売れるようになってからのこと、4月、春くらいにアウガのビル会社の契約嘱託職員とリーシング担当のマネジャーの2人が、元のオーナーのところに歩み寄ってきまして、これから1階でスイーツコーナーを展開するので、ここでお店を開かないかというお話、依頼があったそうです。

前もお話しいたしましたが、最初にいただいた計画、そしていろいろな図面等を見て、これはうまくいったらやれるなという思いでお話に乗ったそうですが、しかしながら計画が進むにつれて、現場が進むにつれて、だんだん計画が乖離していくことに、現場と事実とにすごい不安になってきたそうです。そして、オープン間近、それこそ7月の中旬です。ビル会社が用意するはずの什器備品がない、予算がないから買えない。そのオーナーに対して、じゃあどうしたらいいですかと言ったら、あなたが持っているその備品を安く譲ってくれないかということから、もともと買ったばかりの什器備品をアウガに持って行って、1階のスイーツコーナーに入れることになるんですが、それも予算をぶつけられて安い金額で入れることになり、結果としてそこに入るんですが、契約書を見ると自分のものだったものがビル会社からリース契約で、自分だったものをリース代を月額2万円払っていかないといけない。そんな理不尽なやり方にすごい違和感はありましたけれども、でもやっていくしかない。でもやればやるほど赤字が膨らむ。結果して1年もたたないうちに会社倒産、自己破産です。

前の予算特別委員会でも話しましたがけれども、もう過去はいいと。でも、恨みとか憎しみとか、その人に対するねたみを持っていてもこれから先に進まないの、家族と今は楽しく何とか暮らしているという話をもらいましたけれども、でもその什器備品——アウガの近くの店舗でパン屋さんが名前を変えてオープンした、でもそこにパティスリーオープンとホイロがある、什器備品がある。できることならちゃんとした手順で正しく生かしてくれる人の手に次は渡してほしかった。

経済部長、今までのことはいろいろ追及してきました。今後二度とないようにしようとしてきました。でも、またこの4月、私たちが議論を重ねている真っ最中に起きたこの出来事というのは、私は許すことができません。一つ一つは小さいことかもしれませんが、同じ特定の者が招いた出来事です。私は、これからも地下の郷土料理店が運営していくことには反対です。

私は、今までの小さい積み重ねが、また同じ繰り返しがあると思いますが、それを未然に防ぐことが可能かどうか。可能でなければ、私は地下の郷土料理店は契約

を打ち切るべきだと思いますが、現在の答弁をお願いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先ほど答弁しましたとおり、ことしの4月1日に床の賃貸借契約を締結しております。その際の基本的な方針は、地下の市場については営業を継続するという方針のもと、同じ内容の契約を締結したものです。それで、その契約を締結した契約書の内容は、過去の青森駅前再開発ビル株式会社とテナントが結んだ内容とほぼ同じです。

したがって、今後契約を解除すべきというお尋ねでしたけれども、全てその契約の、例えば解除に当たりましても、契約書の中にある解除条項等に該当した場合には、そういうことも可能でしょうけれども、いわゆる気持ちとして、解除すべきではないかというようなことで、市として契約の解除ということについて検討していることではありません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今後二度と、市民の気持ちを、たった1人の市民の気持ちを踏みにじるような——また今後も、アウガの関係者は居続けるわけです。二度とこのようなことが起きないように、市側も管理徹底していただきたいと強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

3点質疑しますが、まずは、消防団について質疑します。

地域の方々や町内会の方々から、今後過疎化が進んで地域住民はますます高齢化になってくるので、消防団は住民と密接な関係だし、さまざまな災害要請がふえてくるので頼むと、期待の声がありました。まず確認の意味で2つお聞きします。

青森、浪岡消防団の平成28年度における災害時出動状況と、1回当たりの出動報酬額についてお示してください。

2つ目は、団員に対する出動命令及び連絡体制は、どのような手順で行われているのか、その内容をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の消防団についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、青森、浪岡消防団の平成28年度における災害出動状況と、1回当たりの出動報酬額についての御質疑であります。

青森、浪岡消防団の平成28年度における災害出動状況につきましては、青森消防団は、火災出動39件、出動人員1036人、また、風水害出動15件、出動人員513

人。浪岡消防団は、火災出動 12 件、出動人員 477 人、また、風水害出動 5 件、出動人員 118 人となっており、青森市消防団全体では、火災出動 51 件、出動人員 1513 人、風水害出動 20 件、出動人員 631 人となっております。

次に、出動報酬額につきましては、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例第 8 条に規定されております、水火災出動などの災害出動のほか、各種訓練及び警戒出動に対して、1 人 1 回につきまして 2170 円が支給されている状況であります。

2 点目の、団員に対する出動命令及び連絡体制はどのような手順で行われているのか、その内容についての御質疑にお答えいたします。

火災が発生した場合の消防団の出動体制は、まず消防署への出動指令により消防職員から消防団長を初めとし、火災発生区域の分団長を含めた消防団幹部へ事前に決められた消防団の連絡体制に基づきまして、火災発生場所を連絡し、分団長の指示により団員を招集することとしております。

また、風水害等その他の災害発生時には、消防本部から災害対応が必要な分団等に消防団幹部を通じて出動要請をしております。出動要請を受けました消防団幹部は、消防団の連絡体制に基づきまして団員の招集を図り、災害対応をしております。それ以外にも消防車両のサイレンを聞きつけた団員がみずから自主参集し、対応する場合があります。

今後におきましても、消防団の出動及び連絡体制の確保につきましては、災害活動時における初動体制の確立に重要な意味を持つことから、その後の消防活動に支障を来すことがないように迅速な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 出動状況ですけれども、当然ながらですが、火災や風水害、その他として訓練も含まれているということですのでけれども、両消防団で合計 1 年間 715 件、人員は 1 万 7225 人。出動報酬額は 1 回当たり 2170 円で、合計で 3737 万円が支給されているということがわかりました。あと、出動命令の連絡体制については、職員から浪岡消防団長、分団長、そして連絡体制に基づいて各団員に連絡がいくということだと思えます。その点については、わかりました。

先ほども言いましたけれども、地域はますます高齢化し過疎化が進んでくるということだと思えます。比較的青森地区は、私ども浪岡地区からすれば人口が多いなど、密集地帯だということで、それほどでもないのかなとは思ってはいますけれども、そうでもないという意見もありましたが、浪岡地区から見ればそのように思います。

そのような状況の中、やはり地域によって関係性の強弱はさまざまあると思うんですけども、顔なじみのなれ親しんだ消防団員に助けを求める声が多くなってくるのではないかと地域の方から言われました。例えば、豪雪のときにひとり暮らしのおばあちゃんのうちが屋根雪で今にも潰れそうだ、危険だということで、すぐ

近くの団員に要請があった場合、消防団は自主的に分団長に連絡をして、団員数名で雪おろしをして、それで住民の生命と安心を守るために自主的に動いたとします。危険性があり自主的に救助活動した場合は、ちゃんと出動報酬は保証されるのかということが、地域住民から出た問い合わせです。

確かに、豪雪時に市役所でも職員が体制を組んで動きます。あと、社会福祉協議会のボランティアとかの仕組みもあることはわかっているんですけども、地域の実情として、顔なじみのすぐそばにいる消防団員に頼むということが今後多くなってくのではないかということで、流れとしては消防団の幹部からの指示があって動く。幹部からの指示があって動かなければ、報酬が出ないというふうにはなっていますけれども、こういう背景を想定して、私は、住民から出た問い合わせについて、今の消防長の見解を求めたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 天内委員の再度の御質疑にお答えします。

付近住民から出動要請がなくても、みずから付近住民からの要請があって危険性があると。例えば、今お話がありましたけれども、豪雪時に雪の状況によって、うちが潰れそうで非常に危険があるということであれば、やはりそれは消防活動の一環として消防署も出ることになろうかと思います。

青森市消防団の設置及び定員等に関する条例第 10 条の中に、団員の服務基準ということが規定されております。招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、これは当然直ちに出勤しまして服務をしなくてはならないとなっていることですので、今、委員お尋ねのいろいろなことを含めた地域住民からの消防団に対して、直接出動要請があった場合、それを受けて消防活動、災害活動をした場合もやはり出動報酬の対象となるということでもあります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も団員ですのでわかる部分もありますけれども、あやふやな部分もあって正確には答えられなかったということもありましたので、そのことを地域の方に伝えて安心していただきたいなということと、今後消防団としても、やっぱり地域のために頑張っていかなければだめだということとを申し述べて、この質疑は終わります。

次に、地域医療についてですけれども、一般質問の続きになりますが、浪岡病院の一般病棟について質疑します。有識者会議で今議論がされています。それで、委員の中からさまざまな意見が出ているということで、私もまた独自に調査をして質疑していきたいと思うんですけども、今、分科会というのは、現場で働いている方々、実際に働いている方々からの意見だということで、やっぱり国から示された考え方だけでなく現場の実態に基づいた、そうした意見が出ることを私は望むものであります。こういう有識者会議というのは私からすれば、数字が赤字ですの

で、縮小、診療所化といった意見ばかりになるのかなと思っていたんですけども、意外にもそうでもなく、少数ですけども経過観察を要する場合もありベッドは必要だといった意見や、あとは、国立の青森病院もあるし黒石病院もあるので、医療機能や距離的な問題もあり十分ではなく、地域にとって安心して利用できる施設を目指すべきだというような、非常に浪岡地域の実態をよく知っている意見もありました。

県が策定している地域医療構想による病床削減数の出し方について、本当の医療需要をつかんだものではないと私は何度か訴えてきました。そのやり方は、2013年のレセプト——診療報酬明細書のデータを引用し、1日の医療費を当てはめたにすぎない、本当の医療需要ではないということを訴えてきました。5疾病が何人に発症して、何人が重症で、ベッドが何床必要になるのか、そういうことを計算したわけではないということです。県の計算方法は、高度急性期病床の対象として1日3万円以上の医療費を使った人、急性期は6000円以上、回復期は2250円以上、慢性期はそれ以下と分類して計算もしたということです。決して、提供されるべき医療の量と質を計算したのではなくて、重症の人はたくさんの医療費がかかるので、医療が必要だという前提で分析をしているだけだということです。診療報酬の仕組みは複雑で、さまざまな誘導策が組み込まれているために、医療費が医療の量と質と関係しているとは限らないということです。これまで指摘もしてきましたけれども、そのことも私は説明をしましたし、さらに強く指摘したいと思います。

それでは質疑しますが、正確でない削減計算のやり方で、後々医療難民が出ないようによく地域の実態をつかむことが大事で、そのままの言うとおりに病床削減をやるべきではないと思いますが、見解を求めます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の地域医療についての御質疑にお答えいたします。

青森県地域医療構想におきましては、構想区域ごとに病床の機能区分ごとの必要病床数を推計しており、その推計は厚生労働省から示された全国統一の推計ツールを用いて算定されたものとなっております。

市といたしましては、地域医療構想実現に向けた取り組みを進めるに当たっては、病床数の削減ありきということではなく、地域の医療提供体制が損なわれることのないよう、将来の医療需要や病床稼働率のほか、地域における人口構成や受療動向など、地域独自の実情や課題を踏まえていかなければならないものと認識しております。青森地域における地域医療構想調整会議の場において、このような地域の実情を踏まえて実施方策が協議されていくものと理解しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 よく実態をつかんで、やっぱり市としても進めてほしいと思いま

すが、地域医療構想では、介護施設なんかもつくることを前提にして病床削減数を示しています。まだできているわけではなくて前提ですから、そういうこともしっかりと頭に入れてほしいと思います。

それと、浪岡病院は御存じのとおり、病棟も外科も高齢者が多く利用しているということで、外来の65歳以上の利用率は62%、入院は77.9%と高齢者の利用が多いんですけれども、市として今後の見通し、どう考えているか答弁を求めます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の65歳以上の患者数の推計についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院における65歳以上の患者数の推計をしたことはありませんが、平成28年3月に県が策定いたしました青森県地域医療構想では、浪岡地区を含む青森地域医療圏の65歳以上の人口について推計をしております。その構想では、2010年——平成22年なんですけれども、それをベースに2025年——平成37年と、2040年——平成52年における人口を推計しており、2025年では2010年と比較して、65歳から74歳が約1200人増加、75歳以上が約1万4700人増加。2040年では2010年と比較して、65歳から74歳が約4800人減少、75歳以上が約1万5100人増加となっております。

このように青森地域医療圏の65歳以上の人口は、将来的に増加傾向にありまして、浪岡病院の患者数につきましても同じ傾向を示すものと思われまことから、高齢者を対象とする医療を充実していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 高齢者がふえていくということで、高齢者に対応した医療を充実していくということが答弁にあったと思います。

私が取材したんですけれども、分科会の委員の方の意見の中で、ベッドを削減して市民病院と連携して診てもらいたいということがありまして、市民病院とは人材交流とか技術的に交流することは反対ではないんですけれども、今後ふえていく高齢者を市民病院と連携するということは、私はあんまりだなと思うんですね。なぜかといえば、交通の便がこの10年間でかなり削減されてきていますよね、市営バスだとか。そういうこともありますし、高齢者に1時間くらいかけて行けということは、まず無理な話だということを私は強く指摘しておきたいと思います。

それと地域医療について、これまでいろんな法律が更新するたびに質問もしてきましたけれども、私の立場は国や県の言うとおりでなくて、やはり利用する住民のために考えて、だめなものはだめということをしてきました。今回の一般質問で、県立中央病院と市民病院の統合について、統合するべきでないかといった質問がありました。個々の考え方については、もちろん主張は自由です。私は病院

の統合について反対の立場で意見を述べたいと思います。

まず御存じのとおり、県病は三次医療です。高度医療や専門医療や政策医療、医師の育成といった役割があると。あとは市民病院について、救急医療、急性期病院といった役割があります。市民病院は、そういった役割があつて、市民病院は市立病院、公立病院として自分たちの役割を果たしてきましたし、今後も私は果たしていくべきだと思います。それで、その統合なんですけれども、必ずと言っていいほど、なぜ統合するかといえば、合理化です。合理性を求めると統合するということなんです。ということは、医療機能の縮小や病床の大幅な削減であつて、自治体病院としての役割が低下していくものと私は考えますけれども、市としての考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 県立中央病院との統合についての御質疑にお答えいたします。

まず、市民病院、浪岡病院が、持続可能な病院経営を行うことが重要と考えておりまして、両院が経営を自立するための経営改革について、今現在、検討しているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 持続可能な病院経営を検討しているという答弁ですけれども、あとは指摘にとどめておきますが、前にも一般質問で言いましたけれども、西北地域のつがる総合病院が、新しく中核病院として建てられましたが、この病院は鶴田町や板柳町の病院を診療所にして、つがる総合病院だけで救急車を受け付けるというふうに新しく病院が建てられました。このことによって、医師や看護師の過重労働が問題になっています。実際に働く看護師からも大変だという意見も聞きました。あと、救急車が受け付けられなくてパンクして、浪岡の開業医のところまでにも救急車が来るということは、決して見過ごすことのできない問題だと思います。

あともう1つは、津軽地域の地域医療構想が、今議論されていますが、これは弘前市立病院と国立弘前病院を統合するということなんです。これによると病床数は合計で592床あったんですけれども、それを440床から450床に削減する計画をつくっています。弘前市は、ER機能——救命救急センターの機能を持った中核病院として、市立病院の医療機能を国立弘前病院に移行するとしていますが、事実上、市立病院の廃止ではないかと言われてしています。この統合によって、ER、救命救急センターの体制、統合に関する予算、その負担割合、統合後の看護体制、あとは市立病院の400人を超える職員の身分はどうなるのか。合理化を求める統合ですので、看護師や職員が削減の対象になるとされていますが、聞くところによれば、今、協議が難航しているというふうに言われています。

以上2つ実例を述べましたけれども、公立病院の役割や機能を弱めるものであり、

やはり地域医療を崩壊させるものであるということで、統合に対する反対の意見を述べて、次に移ります。

最後に、浪岡地区の流・融雪溝についてですけれども、過去3年間の整備状況と決算額についてお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の浪岡地区の流・融雪溝についての御質疑にお答えいたします。

青森市雪対策基本計画におきましては、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取り組みの一つとして、流・融雪溝の整備を推進することといたしております。

浪岡地区におきましては、平成26年度から平成28年度までの過去3年間において、吉野田地区の流・融雪溝の整備を行っております。各年度における事業費決算額と整備の進捗状況ですが、平成26年度は、事業費決算額が約4717万円、整備延長が約344メートル。平成27年度は、事業費決算額が約1117万円、整備延長が約106メートル。平成28年度は、事業費決算額が約1917万円、整備延長が約197メートルとなっております。なお、本事業につきましては平成28年度で完了いたしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、吉野田地区を3年間で整備をしてきて、これで単純に計算すれば大体100メートルで1000万円ぐらいの予算がかかるということで整備がされてきたものだと思いますが、今後どこの地域が予定されているのか、順番なんかもあると思いますけれども、見通しをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 今後の整備予定についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区におきましては、流・融雪溝の整備予定地区路線として、15路線を選定しております。ただいま御答弁申し上げましたとおり、そのうち平成28年度で吉野田地区の整備が完了いたしましたことから、今後は残りの10路線について、計画的に整備することとしております。現在のところ、地元の町内会から流・融雪溝の管理組合の設立についての確約書をいただきました北中野地区の整備を検討しているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今後、北中野地区の整備をしていきたいということですので、スムーズに進めて行ってほしいと思いますが、浪岡で唯一、1丁目、2丁目、3丁目がつく福田団地のことについて、最近、融雪溝を求める声が随分言われるようにな

りました。合併前のときは、当初融雪溝が整備されることが予定されていたと言う人もおりましたし、あと最近、随分住宅が新築されて福田団地は空き家もなくなってきました。ということで、なかなか住んでいる住民は、雪を処理しきれなくなっているという状況もあると思うんですけども、確かに順番は守らなければだめだと思いますが、その福田団地に融雪溝を求める声に対して、市としてどう考えるかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 福田地区の流・融雪溝の整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま御答弁申し上げましたとおり、現在のところ北中野地区への整備に向けた検討は、今進めております。また、北中野地区が終了した後は、残りの路線について、いわゆる管理組合の設立といった条件が整った路線から計画的に整備を進めていきたいと考えております。

お尋ねの福田地区につきましては、この浪岡地区の整備予定地区には入っていないわけですが、したがって、まずは流・融雪溝の設置条件であります十分な水源があるかどうか、それから勾配と流末が確保できるかどうか、あるいは流・融雪溝をみずから管理する管理組合の設置が可能であるか等ということについて、調査検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 天内委員。

○天内慎也委員 順番もありますし、あと水源もありますし、水の流れということもありますので、順番も守りながら、福田団地に住んでいる方からも声がありましたので、市としても頭に入れていただきたいということを求めて質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時5分からといたします。

午後0時5分休憩

午後1時5分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブ、木下靖でございます。

昨年3月26日に北海道新幹線新函館北斗駅が開業して、本市と函館との時間的な距離というものは急速に縮まりました。両市の交流はさらに身近なものとなっ

ていきますが、青函ツインシティ提携後、さまざまな分野での交流がなされてきたものと考えます。そこで、青函ツインシティ推進事業のこれまでの取り組みと、その成果についてお示しください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 木下委員の青函ツインシティのこれまでの取り組みと成果についての御質疑にお答えいたします。

青森、函館の両市において、平成元年3月に青函ツインシティに係る盟約を締結後、青森・函館ツインシティ推進協議会を設立し、交流意識の醸成と、文化・スポーツ・観光・経済等の分野における交流推進を図るほか、同協議会の事業として青函子ども絵画展を開催し、次代の交流の担い手である小学生の意識醸成も図ってまいりました。

この結果、当初 55 事業でスタートした交流事業は、現在においては 104 事業となっており、交流団体同士で連携協定を締結したツイン提携団体も 33 組となっております。

このような交流や取り組みを通じて、青函ツインシティとして両市が連携し、地域の発展に取り組んでいることは、市民に浸透しているものと考えております。

また、個別交流事業の成果について、幾つか具体例を挙げますと、青森、函館の両商工会議所が開催しているパートナーシップ構築懇話会においては、平成 25 年 3 月以降、両地域の事業者の連携構築による販路拡大や商品開発等を促進するために、事業提案説明会や個別商談会を開催しておりますが、これまで 15 の連携商品の開発、7 件の業務提携等が実現しております。また、青森銀行と北洋銀行の連携・協力事業として、両行の取引先女性経営者を対象とした交流会を開催しておりますが、平成 28 年度には 23 名の女性経営者が参加し、両地域の女性経営者同士による情報交換等が行われたという事例があります。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 青函ツインシティのこれまでの取り組みの一例ということで御紹介をいただきました。

一般質問の冒頭でも述べました。北海道新幹線が開業して、函館の観光事業というのは大変なにぎわいを見せております。今まで、青函ツインシティ提携後、30 年近くなるわけですけれども、これまでの取り組みというものを生かして、青函での連携を図っていかないと、本市独自での観光というあり方では、なかなか都市間競争には勝てないのかなと考えておりますので、この事業を今後とも継続して、さらに推進されることを要望して、これについては終わります。

続きまして、広域観光推進事業についてお尋ねします。新幹線、空港、高速道路、重要港湾をあわせ持っており、全国でも数少ない拠点機能を有する本市の特色を生かし、県内他都市の観光資源との組み合わせによる新たな魅力をつくり出すことが重要視されております。そこで、本市広域観光推進事業について、その取り組みと

成果をお示しく下さい。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 木下委員の広域観光推進事業についての御質疑にお答えいたします。

お尋ねの広域観光推進事業は、ねぶた、ねぷたまつりに関連する弘前市、五所川原市、そして本市の3つの施設と自治体で構成する津軽広域観光プロモーション協議会によりまして、集客力向上に向けた商品造成と情報発信を行い、周遊型観光を推進しようとするものであります。

この協議会の取り組みですが、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」「津軽藩ねぷた村」「立佞武多の館」の3施設の共通入場券の製作や、首都圏や中京圏等をターゲットとしたモニターツアー、雑誌広告によるPRなどを実施しております。

昨年度のこの3館の共通入場券の売上実績はまだまだ少ないものの、3館共通入場券を開始いたしました平成26年度との比較では1.6倍に伸びているほか、これら3施設それぞれの入り込み客数も増加しているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 広域観光推進事業として、津軽広域観光プロモーション協議会による弘前市、五所川原市との連携した観光資源開発ということで、ねぶたとかねぷたを題材にした取り組みをされているということで、平成26年度と比較して1.6倍。今、倍数の御紹介しかなかったんですけれども、多分、件数としてはまだまだという話もありましたので、そこは今お聞きしませんけれども、今後とも、この点についてもますます推進していかなければならないものとは考えます。五所川原市の立佞武多とか弘前ねぷたと連携するというのはわかるんですけれども、1つ感じるのは、どうしても青森の観光というと、8月の1週間にわたって行われるねぶたというものが全面に押し出されるというか、ほぼそれオンリーという印象もあります。本市の観光資源開発としてもうたわれていきます四季を通じた観光、誘客というものが必要な時期にきておりますので、もちろん冬の観光といったものも念頭に置いて、これから広域連携においても、ねぶた、ねぷたに特化せず展開していければなと思います。

次に、関連はしますけれども、青函地域広域観光ネットワーク構築事業について、青森市と比べて1年を通じて圧倒的な誘客力を持っている函館市と連携強化を図っていくということは、もはや本市の観光事業の将来を考えた場合に欠くことのできない要素であると考えます。そこで、青函地域広域観光ネットワーク構築事業の果たす役割というものは非常に大きなものと考えますが、この事業のこれまでの取り組みとその成果をお示しく下さい。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 木下委員の青函地域広域観光ネットワーク構築事業につ

いての御質疑にお答えいたします。

この事業は、昭和 50 年度に立ち上げました青森市と函館市による青函観光宣伝協議会におきまして、共同プロモーションを実施し、スケールメリットを得ながら青函両地域に観光誘客を図ろうというものであります。

本協議会の近年の主な取り組みといたしましては、北海道新幹線開業前の平成 27 年度においては、旅行雑誌への青函モデルコースの掲載。平成 28 年度においては、首都圏での観光プロモーションや旅行エージェントを対象とした教育旅行誘致活動。今年度においては、仙台市及び名古屋市での観光プロモーションの実施を予定しております。

なお、青函圏での広域観光を推進する取り組みといたしましては、平成 24 年度からは本市、弘前市、八戸市、函館市の 4 市連携による青函圏観光都市会議を立ち上げているほか、本市と青森商工会議所、青森観光コンベンション協会及び観光関係団体等からなる青森市観光振興会議を立ち上げまして、交流人口の拡大のため観光資源の磨き上げと受け入れ態勢の充実等を図っているところです。これら広域観光にかかわる取り組み全体の成果といたしまして、北海道新幹線開業前後の主な観光施設の入館者数を見ますと、平成 28 年度ですが、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の有料入館者数は、前年度より約 1 万 2000 人増加、青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸においても、改修前の前々年度より約 1 万 2000 人増加、市内主要 12 宿泊施設の宿泊者数の独自調査では、前年度より約 4000 人増加の状況です。

広域観光の推進は、各エリアの観光資源の強みを連携させることで滞在の魅力を高め、宿泊者数を増加させる周遊観光を促進する重要な取り組みと考えております。今後とも近隣自治体との連携を強化しながら、誘客に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 青函地域広域観光ネットワーク構築事業について、今、答弁をいただきました。成果として、ワ・ラッセがプラス 1 万 2000 人、八甲田丸も同様に 1 万 2000 人ということで——ワ・ラッセができてどのくらいですか、七、八年になるんですかね。当初、予想の入館者数、事業提案者の段階では、10 万人とか 20 万人とかというのがありました。当然こういう施設というのは、初年度の入館者数が年を追うごとに目減りしていくのが常だと思いますが、ワ・ラッセに関しては今、1 万 2000 人ふえたということですので、恐らくこれは目に見える成果の一つだと考えます。

なかなかこういった事業というのは数字だとか、目に見えての成果というのは難しい面もある事業だと思います。でも、先ほどの県内の広域観光も青函地域の観光ネットワークにしても、やるとやらないとでは大きな違いがあると思いますし、気運の醸成だとか PR という点でも全く異なるものだと考えます。また、何もやらな

いというわけにもいきませんので、必ずしも目に見える成果というものがあらわれてこなくてもやらざるを得ないと考えます。当然にして継続していく必要がありますし、常に新たな観光資源開発というものも念頭に置きながらやっていただきたいなど要望して、これについては終わります。

続きまして、青森操車場跡地利用計画推進事業について、その進捗状況をお示しください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 木下委員より御質疑のありました青森操車場跡地についてお答えいたします。

青森操車場跡地は、青い森セントラルパークや自転車・歩行者の通路などに利用されているとともに、広域避難所にも指定されているところです。

青森操車場跡地の利活用につきましては、平成 24 年 4 月に策定した青森操車場跡地利用計画素案をもとに、平成 25 年 3 月に青森操車場跡地利用計画審議会から土地利用について答申が提出されております。

その中で、土地利用の方向性として防災機能を備えた公園としての利用、新駅設置を含む交通結節点としての利用、公共利用の観点から公共的な施設の建設用地としての利用の 3 点が示されております。

市及び県が所有する広大な跡地の開発には、多額の費用と期間を要することが想定され、課題が山積している本市の状況を踏まえ、利用計画の策定期間を含め、慎重に検討を行っているところであり、現時点で具体的な状況をお示しする段階には至っていないところです。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 ただいま都市整備部長のほうから、青森操車場跡地利用計画推進事業については、多額の費用と期間を要するということであり、なかなか進んでいないという御説明でした。確かにそうだと思います。もちろん今、青い森セントラルパークとして利用されている部分もそうですし、西側地区、東側地区、北側地区、これらについては本当に暫定的な利用をされている部分もあるし、全く利活用されていない部分もあります。その利用の方向性としては、今、都市整備部長からもお話がありました。既に方向性は決まっています。防災機能を備えた公園、新駅設置を含む交通結節点、公共利用の観点から公共的な施設の建設用地、この 3 つという方向性は決まっています。

それで、確かに何をやるにしても多額の費用を要するというのは想像できます。ただ、平成 24 年 4 月に出された素案には、確かにあくまでも予定としてですけれども、今後の検討フローというものが載っています。これによれば、平成 24 年度に素案をつくり、利用計画案をつくり、利用計画まで策定すると。そして、平成 25 年度からは整備事業の着手準備にかかるということではあったんですけども、この素案の段階で事実上ストップしているということです。まず、その主たる要因として、

もちろん多額の費用と期間を要するという事はわかります。

ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、当然にして、青森操車場跡地の利活用に関しては県の意向というものが絡んできます。今現在の状況として、県との意思の疎通と言っていいのかわかりませんが、この操車場跡地の利活用についての県とのやりとりというか、利活用に対する意識というか、そういったものに何か大きな違いとか、立場の違いといったものはあるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県との調整状況ということですが、県に対しましては継続をして相談してきているというところですが、現時点では具体的な県との調整の状況についても、まだお示しできる状況には至っていないというところです。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 県に対しても相談というお話でしたけれども、以前、青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン構想のとき、あれはもともと県のほうから最初提示されたものと承知しておりました。その当時から県の立場というのは、青森操車場跡地の利活用については、市が主体性を持って取り組んでもらいたいというスタンスだったと思うんです。多分それは今も変わっていないんだろうなということになれば、恐らく県に相談という段階には至っていない。県に相談するというのは、市のほうで例えばこういうふうにしたいという具体的な構想があって、初めて県のほうに相談できるんだろうなと思います。

そういう点からいくと、やはり今の青森操車場跡地の利用というのは、今の段階で青森市にとって喫緊の課題ではない。もっと急いでやらなきゃいけない課題というのはありますから。そういう意味では、後回しという言い方は語弊がありますけれども、まだ青森操車場跡地利活用については、それらの諸課題が解決してからというスタンスでいいのかなと思います。

現状、ではその青森操車場跡地はどうかと。先ほど申し上げました北側、西側、東側というのは、ほぼ利用されていないなと思いますけれども、何といたっても一番大きいスペースを占めていますセントラルパークの部分、市所有部分と県所有部分を合わせてですが、夏場は早朝4時半くらいからウォーキングやジョギングや犬の散歩をさせている市民、これはほぼみんなのライフスタイルが違いますので、午前9時ぐらいまでそういう人がいるんですかね。日中、午後になると地元の高校の陸上部なんか練習しています。夕方になれば、またウォーキングや犬の散歩をされている方々、またあれは小学生対象でしょうね、複数のサッカーチームなんか練習で使っています。そういう点で見ると、決して今利用されていなくて、いわゆる塩漬けの状態ではない。私の目から見れば十二分に市民の健康づくりだとか、憩いの場として活用されているように思います。

そういう点もあって、これは個人的な見解になりますけれども、この青森操車場

跡地の利用計画推進事業に関しては、決して急ぐことなく、じっくり構えていただいて結構なんじゃないかなと要望を申し上げて終わります。

続きまして、フッ素塗布事業についてお伺いします。

乳幼児期の虫歯というものは、栄養摂取の面や、後に生えてくる永久歯にも影響を及ぼすと指摘をされています。平成 23 年度から始まったフッ素塗布事業について、その実績と成果をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 木下委員のフッ素塗布事業についての御質疑にお答えいたします。

幼児の歯は、歯の質もまだやわらかく、齲歯、いわゆる虫歯になってしまうと、一気に進行していく特徴があります。

本市では、幼児の齲歯の有病率が全国平均より高く、特に 1 歳 6 カ月ごろから 3 歳ごろまでの間で齲歯の罹患が増加する傾向にあることから、幼児期の齲歯の有病率の改善に向けて、歯質の強化と齲歯の発生を防ぐ効果があるとされるフッ化物をお子さんの歯に直接塗るフッ素塗布事業を、平成 23 年度から実施しております。

このフッ素塗布事業は、1 歳 6 カ月を迎えるお子さん全てに御案内しており、希望するお子さんは、1 歳 6 カ月から 3 歳の誕生日までの間に、市内の歯科医療機関で無料で 4 回まで塗布が受けられることとなっております。

フッ素塗布事業開始前の 3 歳児健康診査における齲歯有病率は、平成 20 年度が 33.4%、平成 21 年度が 31.9%、平成 22 年度が 31.0%と約 3 割のお子さんに齲歯が見られる状況でありました。フッ素塗布事業開始により、フッ化物を塗布したお子さんが 3 歳児健康診査の時期を迎えた平成 25 年度では、齲歯有病率は 22.6%となり、平成 28 年度では 20.8%まで減少しております。

特に、フッ化物を全く塗布していないお子さんとフッ化物を 4 回塗布したお子さんの齲歯有病率について、平成 28 年度の 3 歳児健康診査で比較してみると、フッ化物を塗布していないお子さんの齲歯有病率が 23.9%であるのに対し、フッ化物を 4 回塗布したお子さんの齲歯有病率は 17.3%と低い状況となっております。

3 歳児健康診査における青森市の齲歯有病率と全国との差は、事業開始前の平成 22 年度では青森市が 31.0%、全国平均は 21.5%で、その差は 9.5 ポイントでありましたが、平成 27 年度では青森市が 22.2%、全国平均が 17.0%と、その差は 5.2 ポイントとなり、全国との格差も縮小しているところであります。

フッ素塗布事業の成果といたしまして、フッ素塗布事業開始後から青森市の 3 歳児健康診査時の齲歯有病率が改善していることや、全国との格差も縮小していることは、フッ素塗布事業によるところが大きいものと考えます。

今後も、一層の相乗効果を高めていくため、引き続き妊婦・乳幼児期からの歯の手入れや仕上げ磨き、子どもの食事や間食のとり方など、齲歯予防の保健指導と周知啓発に取り組んでまいります。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、フッ素塗布事業の成果について御説明をいただきました。確かに、数字的にも一定の効果を上げているんだなということが理解できます。

そこで1点お尋ねします。

このフッ素塗布の受診票の交付を受けて、実際にフッ素塗布を受ける乳幼児の割合——せっかく受診票はもらったんだけど、どのくらいの子どもたちがフッ素塗布を行っているのかという割合をお示しいただけますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

フッ素塗布受診票は、1歳6カ月の検診等の場で具体的に説明をしながら交付をしております。その交付率は約9割となっております。その交付された受診票の利用状況といたしましては、1回目の受診票を利用したお子さんの割合というのは交付者の約7割となっております。回数を重ねるごとに利用するお子さんの割合というのは低くなる傾向にあります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 木下委員。

○木下靖委員 フッ素は一定期間内に3回から4回塗布することによって、その効果があると言われております。せっかく受診票を交付されてフッ素塗布をしても、2回目、3回目がだんだん人数が減っていくというのは、非常にもったいない話だなと思います。例えば青森市歯科医師会では、毎年6月の歯の衛生週間ですか、その辺りの土日で無料のフッ素塗布サービスなんかを大型ショッピングセンターでやったりもしています。

市としても歯科医師会との連携のもと、一層の啓発活動——中にはどうなんだろうね、フッ素を1回塗ったからいいやという人がそんなに多いとも思えないんですけども、少なくとも回数を追うごとに減っていくというのは多少そういった嫌いがあるのかなとも思いますので、1回やったんだったら、せっかく4回分の受診票があるわけですから、4回しっかりと受けるようにという啓発活動をしていただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。早速質疑をさせていただきます。

まず、本市の決算財政について全般的な部分でお伺いいたします。

現在の地方自治体は、人口減少による税収基盤の低下、道路、公共施設等のインフラ資産の老朽化に伴う更新コストの増大など、大きな課題を抱えております。将来にわたって行政サービスを安定的に提供するためには、社会経済情勢が大きく変化する環境下にあっても、健全な財政運営が行われることが大前提であります。

具体的には、1つに、年度間の財政負担が平準化されていること。2つに、自治体の政策に取り組むための現金や基金が確保されていること。3つに、借金返済の

負担能力などが安定的に確保されていることなどが挙げられます。

そこで質疑いたします。平成 28 年度決算を迎え、市の歳入歳出決算及び基金と市債残高の状況について、その概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 渡部委員の歳入歳出決算及び基金と市債残高の状況についての御質疑にお答えさせていただきます。

平成 28 年度の一般会計の歳入歳出決算額につきましては、歳入が 1191 億 4786 万円、歳出が 1166 億 5756 万円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の 1 億 8552 万円を差し引いた 23 億 478 万円の剰余金が生じたところです。

また、平成 28 年度末の財政調整積立金などの、いわゆる財政調整のための 3 基金の残高につきましては約 84 億円と、平成 27 年度末と比較いたしまして、ほぼ同額の残高を確保することができたところです。

加えまして、平成 28 年度末の市債の残高は、前年度末に比べて約 76 億 6000 万円減少しておりまして、約 1511 億 9000 万円となったところです。平成 21 年度の約 1785 億 6000 万円をピークに年々減少を続けているという状況です。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。基金は前年度並みの残高を確保して、市債は平成 21 年度をピークに年々減少しているということがわかりました。

それでは次に、財政の健全性を判断する指標の確認ではありますが、質疑いたします。

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率の本市の算定結果と、その結果を踏まえて本市の財政状況について認識をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 財政の健全化判断比率の算定結果と、財政状況についての認識ということでの御質疑にお答えさせていただきます。

健全化判断比率につきましては、平成 19 年に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の中で、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの財政指標が定められているところです。

本市の平成 28 年度決算におけます健全化判断比率の算定結果につきましては、まず実質赤字比率については、これは一般会計等を対象といたしまして、実質赤字額の標準財政規模に対する比率、すなわち、市の税金や地方交付税などの通常見込まれる収入に対する比率をあらわしたものですが、平成 28 年度決算の実質収支は黒字でありますため、本市においては該当しないものです。

次に、連結実質赤字比率につきましては、これは全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をあらわしたものですが、これも本市は黒字であるため該当しないものです。

次に、実質公債費比率ですが、これは、一般会計等が負担する公債費及び公営企業会計等の公債費に充てるための繰出金なども含めた実質的な公債費が、標準財政規模に占める割合の直近3カ年の平均でありまして、決算時点におけます公債費等の比重から見た健全度を示す指標です。その比率につきましては、単年度では、平成26年度が13.7%、平成27年度が14.9%、平成28年度が15.2%となっておりまして、この3カ年平均の14.6%が、平成28年度の実質公債費比率となります。前年度の14.2%に比べますと、0.4ポイントの増とはなっておりませんが、財政の健全化に関する法律におけます、財政の早期健全化のための計画の策定が義務づけられます早期健全化基準の25.0%は下回っているものです。

次に、将来負担比率ですが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債、具体的には、市債や債務負担行為などの全ての将来負担額から基金などを差し引いた金額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率でして、将来的に負担することとなっている実質的な負債の比重から見た健全度を示す指標です。

本市の算定結果は、110.7%となっておりまして、地方債現在高や退職手当負担見込み額の減によりまして、8.6ポイント改善しておりまして、早期健全化基準であります350.0%を下回っているところです。

今回の算定結果を踏まえた本市の財政状況についての認識といたしましては、平成28年度における健全化判断比率は、昨年度と同様、4つの指標全てで早期健全化基準の範囲内であったところです。しかしながら、算定された各比率は、あくまでも法律上、全国統一の基準で地方公共団体の健全度をはかる財政指標の一つでして、早期健全化基準を下回れば財政運営上問題がないということではないということも認識しております。

医療・介護といった社会保障関連経費の増加や、公共施設の老朽化に伴う改修・更新需要など、財政需要が今後も増加していくことが見込まれる中で、歳入の根幹となる市税収入の大きな伸びは期待できないということもありますことから、本市の今後の財政運営は一層厳しくなることが見込まれるということです。

このことから、引き続き財政規律に留意しながら、財政の健全性の維持に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 いずれの指標も早期健全化基準を下回っていることはわかりました。しかし、あくまでも現時点での指標でありますし、今定例会の一般質問を聞く限り、今後さまざまな財政需要を市は抱えているということは認識しております。例年であれば、来月10月には中期財政計画や平成30年度の予算編成方針が示されるはずであります。ことしも予定どおり来月示されるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 現在、例年どおり来月中の公表を目指して策定作業を進めているところです。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 行政サービスを安定的に提供するには、健全な財政運営が行われることが大前提でありますし、さまざまな計画や方針の策定に当たっては、必要性もさることながら、財政の健全性にも十分留意するよう努めることを要望して、この項は終わります。

次に、青森市病院事業会計決算についてお伺いいたします。

市民病院におけるこれまでの経営コンサルティング契約の事業者及びそれぞれの委託料の支払い実績をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 渡部委員のコンサルティング契約の事業者名及び委託料の支払い実績についての御質疑にお答えいたします。

これまで市民病院では、病院経営をするに当たり、専門的知識を必要とする業務について、平成 20 年度から経営コンサルティング業務として外部に委託しているところです。

この経営コンサルティング契約を受託した事業者名及び委託料の支払い実績につきましては、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間につきましては、株式会社ジェイ・エム・エスに対し、5565 万円。平成 25 年度から平成 26 年度までの 2 年間につきましては、株式会社サイプレスに対し、1720 万 5000 円。平成 27 年度につきましては、株式会社日本能率協会総合研究所に対し、800 万 2800 円。平成 28 年度につきましては、日本ヘルスケアプランニング株式会社に対し、1067 万 7830 円をお支払いしたところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 年間約 800 万円から 1000 万円くらいの委託料、ならずとそんな感じですけども、これは金額として相場なんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 基本的に相場というか、もちろん高いコンサルティング料金ももらっているところもあるでしょうし、低いところもあるんですけども、平均して大体 1000 万円くらいが相場だと私は考えております。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。素人なので、参考までにお聞きしました。

この業者の決め方というのは、入札で決められているんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 これまで随意契約と入札の双方利用しておりました。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 随意契約の場合のその理由は何でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 随意契約の場合——随意契約でこれまで契約しておったんですけれども、いわゆる経費を削減するため、一度条件つきの入札を導入させていただいたところです。ただ、病院経営につきまして、さまざまな要因が複雑に絡み合っておりまして、1年間では新たな提案であったりとか、一步踏み込んだ提案がなかなかいただけない状況であったので、また随意契約に戻させていただいたというところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 まあ、わかりました。

それぞれの事業者からどのような提案、助言を受けて、また導入による効果についてはどのように考えているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 コンサルティング契約の提案、助言及び効果についての御質疑にお答えいたします。

各経営コンサルティング契約における提案、助言及び効果についてですけれども、平成 20 年度から平成 24 年度までの受託事業者であります株式会社ジェイ・エム・エスにつきましては、平成 19 年度に策定いたしました経営改善計画の検証と進捗管理を行い、その取り組みに対し提案、助言をいただきました。主な内容といたしまして、平成 23 年 4 月からの D P C 制度の導入に当たり、経営面での検証及び業務遂行の支援や、平成 24 年度の診療報酬改定の際には、当院の実情に見合った提案や助言があり、その効果といたしまして、感染防止対策加算などの新規加算を取得できたことにより診療単価の増加につながりました。

平成 25 年度から平成 26 年度までの受託事業者であります株式会社サイプレスにつきましては、平成 24 年度に策定いたしました経営改善計画 2012 に基づく業務を計画的かつ円滑に遂行するための提案、助言をいただきました。主な内容といたしまして、診療科別の D P C データ分析による主要診療科への改善の提案や、薬品及び診療材料等の価格交渉への参加、また、後発医薬品への切りかえ促進などであり、その効果としては、概算額で 3000 万円を超える薬品及び診療材料費の削減などにつながりました。

平成 27 年度の受託事業者であります株式会社日本能率協会総合研究所につきましては、当院を取り巻く厳しい経営環境を踏まえた新たな経営改善計画の策定及び当院の現状や地域医療構想を踏まえた病床再編の取り組みなどについて提案、助言をいただきました。主な内容として、病床再編についての提案や D P C の機能評価係数Ⅱの係数を上げるための方策、また、給食業務委託内容の見直しなどであり、その効果といたしましては、平成 28 年度 D P C 機能評価係数Ⅱの係数が上がったことに伴い、概算額で約 600 万円の増収につながりました。

平成 28 年度からの受託事業者であります日本ヘルスケアプランニング株式会社につきましては、新たな経営改善計画を策定するに当たり必要となる、地域医療構想を踏まえた規模、機能などに関するアドバイスや、各種経営改善策などについて提案、助言をいただきました。主な内容といたしましては、患者数を増加させるための地域医療連携機能の強化や高額診療材料費の削減、また、適正な病床規模の検討などであり、その効果といたしましては、概算額で 1000 万円を超える高額診療材料費の削減などが挙げられます。

経営コンサルティング業務は、病院経営の専門的知識を持つ者により、第三者的立場での、経営に最もふさわしい提案や助言などの業務支援がなされることから、導入効果は非常に高いと考えており、今後におきましても積極的に活用し、経営改善につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 導入効果が高いということでした。

これはあくまで私の所見ですけれども、これまで契約してきたコンサルティングの会社の中には、必ずしも病院側とうまくマッチングしなかったというところもあったのではないかと考えております。しかし、今現在のコンサルティング会社の提言などに対する効果は徐々に数字にも出てきているというように思いますので、今後ともコンサルティング会社については上手に活用して、市民病院の経営改善に役立てていただくことを要望して、この項は終わります。

次に、第 10 款教育費第 5 項社会教育費に関連して質疑いたします。

いわゆる学び直しの授業を行ったと伺っております。その概要をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 渡部委員の学び直し講座の概要と、講座に関する今後の展望についての御質疑にお答えします。

学び直し講座は、さまざまな理由によって学齢期に就学が困難であった方や、十分な学習機会が得られなかった方などの学び直しの機会として、学習体験の場を提供することを目的に、生涯学習推進員設置事業における新規講座として実施したものであります。

初年度のことしは、沖館市民センターを会場に、7月4日から8月1日までの毎週火曜日、全5回開催し、60代から80代までの計8名の参加をもって実施したところであります。学習内容は、小学生が学習する程度の国語と算数を基本としながら、受講者からの希望に応じて社会科と家庭科を設定し、社会科ではリンゴの袋かけ作業などの体験学習、家庭科ではお茶の入れ方などの調理実習を行い、学校で学ぶ雰囲気や学ぶ楽しさを体験していただいたところであります。

学び直し講座を実施した成果といたしましては、受講者が小学校時代を振り返る体験の中で交流の輪が広がり、学ぶ喜びを再発見するなど、生涯学習のきっかけづ

くりができたことが挙げられます。また、学び直しに対する市民ニーズを把握する機会が得られたことや、今後の講座運営に関するノウハウを蓄積できたことなども挙げられております。

実施後のアンケートにおいて、受講者からは、「小学校1年生で終戦を迎えたあのころは、勉強なんかできる状況ではなかった。もう1回、小学校の勉強を教えてくれる場があればいいと思っていたので、希望が届いたかのようだ。」「中学一、二年のころは一日中、畑を耕したり、防空ごうを掘るだけで、学校での勉強ができなかった。講座は、何回でも参加したいと思うほど、わくわくの連続だった。」などの感想が寄せられ、参加者全員が今後の開催を望んでいることを把握することができたところであります。

教育委員会では、今回の受講者が8名と比較的少数であったことや、開催日数の増加を望む意見があったことなどを踏まえ、次年度の学び直し講座について、周知方法や講座内容、実施時期、会場等の工夫についての検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

以前、私は夜間中学の質問を一般質問でしたことがあります。それがあってかどうか、この今回の学び直しの授業ということで、行ったということを知ったので、質疑させていただきました。

本授業に対するやってみての今回の教育委員会としての感想であるとか、また課題となっていることなどがありましたらお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えします。

課題については、やはり周知方法が課題となっているかなと思っておりますけれども、それは今回、やはり受講者が若干少なかったかなと思っておりまして、ただ、アンケート結果では非常によかったと言っている。それなのに受講者数が少ないと。これはやはり周知方法等を次回からはもう少し考えていかないといけないのかなと。これが課題と考えております。それからもう1点は、やはり受講者のニーズをたくさん聞いて、要望に合った講座にしていくこと、これも課題の一つと考えております。

成果としては、8名という少ない人数ではあったものの、非常に――要望を聞きながら若干やったんですけれども、受講者の方々がわくわくするという感想にもありましたけれども、ほとんどの方がもう1回やってほしいと望んでおられましたので、その辺のところは成果と考えております。また、先ほど渡部委員のほうでお話しされましたけれども、夜間中学等の要望なども、こういったことを重ねていく間にまた知ることができるのかなと思っております。そういったところが成果ではな

いかなと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 本当に評判がいいということと、授業としても評価をされているということで、県からも事例報告ということで要望されていると伺っております。

あと最後に、今後の展望をお示しいただければと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 今後の展望についての御質疑にお答えいたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、次年度の学び直し講座については、現在、講座内容、実施時期、会場等をさまざま検討しているところですが、何とか受講者をふやして、また継続してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

新聞記事にも非常に大きく取り上げられておりました。教育委員会事務局理事からも紹介もありました。非常に何回でも参加したいと思うほどわくわくの連続だったというような感想もあります。恐らく、結構人数的にも小学校、中学校を出ていない、いわゆる未修学の方がたくさん——青森県としての数字しか出ていませんけれども、かなりいらっしゃるということで、求めている方は結構いるんだろうなと思いますので、先ほどおっしゃられたように周知方法について、これからもうちよつと工夫をしていただいて、たくさんの方が参加していただけるように要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 社民党の斎藤です。私からは3点質疑いたしますけれども、25分しか時間がないので、簡潔に質疑しますので、ぜひ簡潔明瞭に御答弁をお願いします。

まず第1点目は、地域コミュニティーに関連してであります。本市は、コミュニティー推進事業を進めています。ただ、自分も町会の役員という立場から言わせていただきますと、町会の役員のなり手がいない。役員も非常に高齢化が進んでいるということもあって、行政としてコミュニティーを推進するという上で、非常に限界が出てくるのではないかと考えています。やはり、そのために1つの対策として、子ども会の活用、例えば、町会の事業に子ども会を入れて、当然にしてそこには若い親御さんが入ってまいりますから、そういった意味では町会の中で世代間交流という部分、こういったものが必要ではないかと考えているところです。

そこでまず質疑の第1点でありますけれども、子ども会の実態と教育委員会とのかわりについてお示しいただきたいと思っております。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 斎藤委員の子ども会の実態と教育委員会のかかりについての御質疑にお答えいたします。

子ども会は、社会教育法第10条において、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものと定義された社会教育関係団体であります。

その成り立ちは、終戦を境にした価値観の変動や物質的窮乏といった混乱期において、国による施策によって、PTAや婦人会、あるいは青年会等の有志者を指導者とし、子どもたちに集団生活を通して社会性を養わせることを目指して、全国各地に結成されたものであります。

本市におきましても全国的な流れと同様、各地域において子ども会が結成されたところではありますが、その実施主体につきましては、町会を単位とするもの、小学校区を単位とするものなどがあり、さらには町会との連携の有無など多様な形態をとっております。そのような中、昭和36年に市内各地域で活動している子ども会を相互に連携させながら育成を図ることを目的に、青森市子ども会育成連絡協議会が設立されたところであります。同協議会では、1つには、中学・高校生リーダーや成人の指導者の育成。2つには、スポーツ大会、青函子ども交流等の事業の実施。3つには、子ども会の運営に関するノウハウ等の助言。4つには、子ども会の新規立ち上げに関する相談等を行っております。

しかしながら、同協議会に加入する子ども会の数及び会員数は、昭和53年のピーク時に182団体、1万3756人でありましたが、その後は、子どもの少子化の影響等により年々減少し、平成29年3月末現在では59団体、2572人となっております。

教育委員会では、子ども会が活動していく上で重要な役割を果たしている同協議会に対し補助金を交付するとともに、総会や理事会においても協働での活動や連携についての意見交換を行うなど、子ども会の活動が充実したものとなるよう努めているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 御答弁ありがとうございます。

平成29年3月時点で59団体ということをお考えますと、市の町会の数に比べれば、非常に少ないというのが現状だと思います。確かに、少子・高齢化ということでも近所に子どもたちがいないということもありますけれども、ただ町会としてもそういった子ども会を活用して事業に参加させる、若い親御さんとの交流を図る、そして、その後に町会の役員を担ってもらおうという1つの流れをつくっていかないと、よく言われる地域コミュニティーの確立というか、推進する上で、やはりどこかで弊害が出てくるんじゃないかというふうに思っています。将来的に考えていくとすれば、やはりこういった子ども会の活性化というのが今後必要なのではないかと。

ただ単に地域コミュニティーを推進するというのは、底辺のない中で上滑りの推進事業になりかねないという、こういった将来を見越した子ども会の活性化策というものは、どのように考えているのかちょっとお示しいただきたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 子ども会の活性化についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、青少年の健全育成のためには、やはり地域における子ども会の果たす役割は重要なものと認識しているところであります。そのために教育委員会としては、補助金の交付のほか、現在行われています放課後子ども教室の体験交流の場と子ども会のイベントとの合同実施、あるいは本市成人式実行委員会への子ども会青年リーダーの参画等によって連携を図っているところであります。

今後引き続き同協議会との連携を通して、地域の子どもの会の活性化を支援していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 それぞれの町会の中で子ども会がなぜなくなっているのかというのは、実は子どもが少なくなっているのも1つなんですけれども、その原因というのは、1つは世話役になる方が少なくなっているということ。もう1つは子どもたちが習い事といいますか、そういったことで子どもたちが逆に忙しくなっていること。こういったことと、小学校については全国的にまれな小学校時点での部活動にも時間をとられているというということ。こういったもろもろの条件が重なっている中で、やはり子ども会の活動にも参加しづらくなってきているというのが今の状況だと思っています。そういった点では、もうちょっと世話人、例えばPTAの役員さんについても、やはり子ども会についても何とか協力できないかというふうなことも要請するのも1つの手かだと思いますので、ぜひ子ども会の活性化について、教育委員会のほうでも真剣に取り組んでいただきたいということをまずは要望いたします。

ここの項の最後の部分で、今度は今後のコミュニティー推進についてどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

この根拠になるのは、地域福祉計画の中で統計として出されているのがあります。それは、町会への加入率が年々下がっているということ。平成27年度で、71.6%です。それから、もう1つは町会活動への参加率です。全く参加していないというのが54.9%、そして、余り参加していないというのが18.5%ということで、それを合わせますと73.4%が町会活動に参加していないという統計が出されています。これは既に事業の中で市としてもコメントは出しておりますけれども、加入率の減少やあるいはコミュニティーというか、人と人とのかわり、ここの部分が非常に低下

してきているということが指摘されています。こういったものを考えた場合、今後地域コミュニティの推進と言いつつも、そうだとすれば、今後具体的に底辺を広げるためにどういう手段と申しますか、対策を講じようとしているのか具体的にお示しいただきたいと思えます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 斎藤委員のコミュニティの今後の方向性についての御質疑にお答えいたします。

平成27年6月に、市内全町会を対象に実施したアンケート調査において、町会活動の中で日ごろ感じている課題という設問に対し、役員のなり手が見つからないと回答した町会が約8割となっております、課題として最も多い結果でありました。

したがって、市では、このアンケート結果を踏まえ、平成27年度から、担い手確保などに関する研修会を青森市町会連合会各地域協議会、浪岡町内会連合会のそれぞれで開催してきております。

この研修ですが、先ほど委員からもお話がありましたが、若い世代の住民が町会活動・行事に参加していただくことが担い手確保につながるということから、町会の取り組みがうまくいっているコミュニティ活動について、夏祭りやクリスマス会、ラジオ体操などの子ども向けイベントを子ども会や学校PTAなどと連携して開催することや、3世代交流事業として、1回や2回では終わらないような菜園行事——野菜づくりであります、そういった企画を紹介し、町会と若い世代の方との交流機会、接点をふやすような取り組み、工夫の必要性についての認識を高めていただけるような内容の研修としております。

一方、住民に対しましては、市民ガイドブックや「広報あおもり」などで、地域の住みよいまちづくりのために、町会が果たしている役割や活動を紹介し、活動参加について呼びかけを行っております。

このほか、市では、地域活動の促進を図るためには、多様な担い手が連携して活動することが重要であるとの考えのもと、そのマッチングを意図した町会やNPO法人等の市民活動団体のネットワークづくりのため、定期的に交流会も開催しております。

町会役員の担い手確保につきましては、重要な課題であると認識しておりますことから、これらの取り組みを通じ引き続き町会を支援し、コミュニティの活性化につなげてまいります。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 答弁ありがとうございます。

今、横内市民政策部理事が言われたように、夏祭りとか各種イベント、若い人たちが参加できる云々なんですけれども、例えば夏祭りというか、盆踊りをやっているところは今何カ所ありますか。準備するだけでも大変だし、そういったことを準備してるのもみんな高齢者ですよ。研修会をやるにしても恐らくは町会の役員の人

たちを集めての研修会でしょうし、そういったものを考えれば具体的に何をしたいのかというのが出てこないんですよ。町会のほうで考えるというのは、やはりいろんな事業をやるんですが、やってもなかなか若い人たちが出てこない、これがやっぱり一番のネックになっているんです。

だからそれらを考えていけば——こんなこと言ったらちょっと余りあれかな。コミュニティ事業について、それぞれ事業する際に助成金が出ますよね。あれが非常に使いにくい。余りにも条件があり過ぎて、ばらまきということではなく、一定程度の条件は必要かと思えますけれども、そういったものを活用しないと町会の財政がもたない。町会の町会費を例えば 50 円上げるために、1 年も 2 年もかかるんですよ。ここを考えれば、1 町会の予算というのはどれくらいだと思いますか。せいぜいといっても 100 万円ですよ。それからいろんな負担金が大体 5 割から 6 割取られるんですから、実質的に事業に使えるのは町会費として大体 4 割しか使えない。こういったことを考えれば、助成されるほうにしてでも、非常に使いづらい助成金制度ということがあります。ですからそういったことも含めて、市としても、どういうやり方がいいのかということを含めて、ちょっと考えていただきたいということを要望して、この項を終わらせていただきます。

2 点目の質疑については、あと 10 分しかないので簡潔にいきます。

先日の一般質問で免許証返納制度について、奈良委員が質問をしております。そこで、免許証自主返納者へ交通部としてバスカードを提供しています。これまでの実績と現在の保有枚数をお示しいただきたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 運転免許自主返納者支援事業につきまして、制度開始から現在までのバスカードの申請実績とバスカードの保有状況についての御質疑にお答えいたします。

制度の概要について若干述べさせていただきます。運転免許自主返納者支援事業は、青森県警察が高齢者の運転免許自主返納者をふやすために、運転免許を返納した方に対しまして運転経歴証明書というものを交付して、免許返納者がこれを提示すれば県内の各支援協賛店のほうから料金割引などの特典が受けられるという制度です。

交通部では、この支援協賛事業者の一人として、交通事故の減少とマイカーから市営バスへの転換の促進を図ることを目的に、平成 27 年 4 月からこの事業に参加・協力し、運転免許返納者に対しまして 5000 円相当分のバスカードを提供しています。

これまでの交通部へのバスカードの申請実績につきましては、初年度の平成 27 年度が 689 人で、このうち過去の運転免許返納者の申請分に係るものが 255 人、昨年でありまして平成 28 年度が 409 人、今年度が 4 月から 8 月までですけれども、5 カ月間で 208 人となっています。

また、この制度に活用している 500 円バスカードの保有状況については、この制度に参加した平成 27 年 4 月時点では、約 2 万 5000 枚の在庫がありましたけれども、現在は、ことしの 8 月末時点で約 1 万 2000 枚となっています。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 どうもありがとうございます。

今、あと約 1 万 2000 枚ということなので、単純に計算すれば約 3 年くらいでバスカードはなくなるということで、交通安全対策ということも含めて、やはり今後、市として、この制度についてはどのようにして進めていきたいのかということをお聞きしたいと思います。交通部長、もう結構です。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 運転免許自主返納支援制度について、市としてどう考えているのかということであります。交通安全の所管部としてお答えさせていただきます。

この運転免許自主返納支援制度は、先ほど交通部のほうからもお話しありましたが、加齢等による運転が困難になった方等が運転免許を自主返納した際に、青森県警察が実施している協賛事業者を募って、その協賛事業者による支援を受けるといことですが、当部では交通安全活動のさまざまな機会を通じて周知してきているところであります。

高齢者向けに啓発活動や交通安全教室など、また事業者向けについては交通関係団体等を通じて本事業の参加促進を行っているところであります。

またホームページ等でも周知を図ってきているところであり、私どもとすれば引き続き、高齢者等や事業者等、双方へ周知・参加促進を図っていくこととしているところであります。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 何か話がかみ合わないようなんですけれども、私が聞いているのは、とにかく今これからバスカードは大体 3 年くらいしたらなくなるということ。そうしたことにもっと促進策としてバスカードに変わる何か、あるいはバスカードにするのか、こういった問題も 1 つあるんです。もう時間も余りないのでまとめて質疑いたします。

まずバスカード約 1 万 2000 枚、これについて市として、行政として買い取る考えはないかということがまず 1 点。そして、買い取って各支所、公共施設等で返納を受けるといことができないかということなんです。というのは、証明書の部分では公安委員会のほうと話をし、そこで許可がおりれば判こでもいいじゃないですか。先日の答弁だとシステムを構築するのに約 400 万円かかると言った。ところが、その 400 万円は必要ないじゃないですか。それは二重交付にならないでしょう、判こを押すことが可能であれば。そういったことも含めてお考えを示していただき

いと思います。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民生活部長。

○**井上享市民生活部長** 市でバスカードを買い取って交付すべきではないかということですが、先ほど来、答弁の中にも出てきておりますけれども、この運転免許自主返納支援制度は、高齢者等が運転免許を返納した後も安心して暮らせるように協賛事業者を募って、暮らしをサポートし、返納しやすい環境づくりを行うものであると承知しています。我々交通安全の所管部局とすれば、さまざまな啓発活動も進めているところでありますけれども、先ほどもお答えしたように、この制度の周知を高齢者、事業者双方に進めているところであります。

この支援事業の目的である暮らしをサポートするという意味で、交通手段の確保という観点からは、本市では高齢者の福祉乗車証、いわゆる「いき・粋乗車証」による支援が行われているところでもありますので、私どもとすればバスカードを買って、その支援を図るということは考えておりません。

○**藤原浩平委員長** 斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** そうすれば一切そこは考えていない、あるいは協賛事業者を募る、制度の周知ということなんですけれども、でもちょっと考えてみれば、今バスカードを行政側で買ってやったって、交通部に対しての支援策だってあるわけでしょう。これから交通基本法だって変わっているのは——あの中身になるのは移動権の確保だって議論になっていますよね。だとしたら、そういった公共交通をどう使わせるのかということも含めて考える必要があろうかと思えます。ですから、先日の奈良議員に対する答弁についてもシステム云々じゃなく、どうしたらより市民の人たちが使いやすいのか、この点をやはり考えるべきです。市民の立場からやっぱり制度を考えていかないと、非常に使いにくい制度というのがいろいろな場面に出てくると思いますから、ぜひもう一度そこは検討をお願いしたいと思えます。じゃあ、よろしいです。あともう少しいいですか。

〔仲谷良子委員「仕方がない」と呼ぶ〕

○**斎藤憲雄委員** 仕方がないということなので、あと5分で何とか終わらせます。

3つ目については、「A o M o L i n k ~赤坂~」についてです。昨年度から事業を実施していますけれども、今年度になって受託事業者が変わりました。そして、それに伴ってレストラン事業をなくし、その上でまたいろんな面から見直しを図っていると思いますけれども、この事業運営について、特にレストラン運営が廃止しとなっていることも含めて、その見直した理由をお示しいただきたいと思えます。それと合わせて、昨年の上乗実績と今年度8月までの上乗実績をお示しいただきたいと思えます。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 「A o M o L i n k ~赤坂~」の去年からことしにかけての変更点と上乗実績についての御質疑にお答えいたします。

「A o M o L i n k ～赤坂～」は、平成 28 年 3 月 30 日に東青地域の 4 町村と連携いたしましたして、東京都港区赤坂に開設いたしましたビジネス交流拠点であります。全国への販路拡大を目指す東青地域の一次産品・加工品等の紹介やテストマーケティングを行う厨房設備を兼ね備えたテストショップとして、さらには首都圏でのビジネスネットワークを構築し、新たなビジネス機会を創出していく拠点として運営を開始いたしました。まず平成 28 年度の実績といたしましては、物販売り上げが 800 万 4000 円、飲食売り上げは 1033 万 2000 円でした。

その一方で、平成 28 年度の運営を通じまして、まず物販については、冷蔵・冷凍設備を設置するスペースが確保できず、生鮮類等の取り扱いができない。また、飲食については、ランチタイム以外の利用者の獲得ができず、食材の廃棄損、調理師等厨房スタッフの人的費や光熱費などのランニングコストに見合う売り上げの確保が難しいといった課題が明らかになったことを受けまして、これらの解決に向けまして、今年度の運営内容を見直いたしました。

具体的には、採算性の確保が困難なレストランを廃止いたしましたして、東青地域の魅力あふれる産品・商品の取扱数をふやすことができるように、新たに冷蔵・冷凍ショーケースを設置いたしましたして、物販スペースの拡大を図っています。

加えまして、施設を訪れる方を飽きさせない、そして常に新しさを感じることができるよう、新たに、1 年を通じて週がわりイベントを開催いたします 52 週プロジェクトの実施や、青森にゆかりのある方々のネットワークを生かし、商品のモニタリング調査や広報・プロモーション活動等を実施いたしますアオモリンク赤坂部活動の展開によりまして、首都圏でのビジネスネットワークの構築に取り組んでいます。

平成 29 年度の売上実績でありますけれども、4 月から 8 月までの 5 カ月間で、物販売り上げは 520 万 3000 円となっております。前年同期比で 50 万 7000 円の増となっております。

なお、昨年度までレストランで活用いたしておりました厨房機器等に関しましては、52 週プロジェクトの一次産品・加工品を PR するための試食イベントや、首都圏飲食店が青森産品を活用したメニューを提供するコラボ企画などで活用して、集客に努めております。

市といたしましては、今後とも「A o M o L i n k ～赤坂～」の機能を最大限に生かしまして、東青地域の魅力ある産品・商品をバイヤーを含めた多くの首都圏の方々とつなぎ、販路開拓やビジネスチャンスの拡大を推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あと時間ありませんので、ありがとうございます。

単純に考えれば、レストラン部門が年間 1000 万円の売り上げ、そして売り上げだ

け見れば、何でやめるんだという話になります。あとは人件費、あるいは無駄になる食材等もあったというように聞いています。不採算部門ということもあって、レストラン部門については廃止するという事はちょっと小耳に挟みました。

ただ、この運営が年間、人件費も含めればおよそ 5000 万円余の財源が必要になっているというのは現実にありますし、そういった部分ではよく行政として言われる費用対効果という部分を含めていけば、やはり目に見えない部分であったとしても、それに見合ったものを生み出していかないことには、今後大変なことになるだろうと思いますので、ぜひ「A o M o L i n k ~赤坂~」の事業についても周辺自治体からの協力を得ながら、もっと反映させていただきたいということを要望して終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○藤原浩平委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 持ち時間 50 分ありますので、ゆっくり——できるだけ早く終わりますので、御協力ください。

まず、地域おこし協力隊についてでありますけれども、いいですか。これは、ことしの1月の定例会でも、予算特別委員会でも、平成 28 年度で任期を終える隊員 2 名のその今後の動向についてお尋ねしたところ、任期終了後も本市に定住するということであったと思いますが、任期を終えた隊員 2 名の動向、さらに現隊員の活動状況についてお伺いしたい。また、今年度、新たに 2 名の協力隊員を募集するということになっていると思うが、あわせてお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 地域おこし協力隊についての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年度で任期を終えた隊員 2 名の動向につきましては、1 名については隊員としての活動地区であった浪岡地区において起業し、定住しているところであり、もう 1 名については青森地区に定住していると伺っております。

また、平成 29 年度も継続して活動していた隊員 1 名につきましては、本人から一身上の都合により、ことしの 6 月 30 日付で退職したい旨の申し出があり、本市を離れたところにあります。

また、平成 28 年度で任期を終えた隊員 2 名の募集につきましては、浪岡地区と浅虫地区において 1 名ずつ活動していただくことを考えており、6 月から募集を開始いたしましたが、応募がなく、現在も募集を続けているところあります。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

2 名については、青森市に定住しているということだと思います。1 名については、もうやめて帰ったと。これは、実際私も浪岡にいと、本当にこの 3 名というのは一生懸命地域のためにいろんなイベントに出てきて協力したりという姿を見て

いましたので、これはこのまま残っていけばいいのかなという思いでありましたけれども、ホームシックにかかったのかどうかわかりませんが、何か残念な気がいたします。今また2名募集ということですが、さらにひとつ頑張っただければなと思います。

次に、地域おこし協力隊は、2009年に創設した制度だと思います。恐らく、このときは小野寺市長が担当でいたのかな、たしか地域おこし協力隊の担当ですよね。恐らく小野寺市長が担当していたので、かなり詳しいと思います。それが、初年度では89人しかなかったものが、7年目では2600人を超えていると。そして、受け入れ自治体も31団体から673団体とふえているという、全国的な規模です。それから1年たっていますので、まだまだかなりふえているのかなという感じがいたします。これも国の地方創生や人口減少対策の一環として、隊員数をふやして、任期終了後も赴任地に定住・定着を図るとというのが狙いだったと思います。そういう東京一極集中の是正に向けて、若い人を中心に東京から地方に新たに流れをつくり出すということだったと思います。

しかし、問題は任期終了後の雇用の場の確保だと思います。何もこれは協力隊に限ったことではありませんけれども、地方への移住・定住を希望する人に二の足を踏ませているのが、この大きな理由の一つではないか。雇用の不安だと言われております。これまで地域おこし協力隊に対しては、自治体の協力隊としてのまちづくりやまちおこし、先ほども言いましたけれども、地域のいろんなイベント、あるいは地域の課題に頑張っただけきたいということでもあります。具体的には自治体の臨時職員とか、あるいは地元の商工団体、観光協会などの職員になっている人もあります。あるいは地場産品とか、販売地域ブランドの掘り起こし、観光振興の支援やPR、農林水産業へ従事している人も多いということです。

総務省では、2016年3月までに任期を終了した協力隊員を対象に実施した定住状況等に関する調査でありますけれども、約6割の隊員が任期終了後も同じ赴任地、同じ地域に定住しているということでもあります。定住した隊員の約4割が就業、2割が就農、そして同じく約2割が起業をしているということで、就業については隊員時代から引き続き、先ほど言いました自治体や商工団体職員で働いているというケースが多いということです。

それから総務省では、起業によって隊員がみずから雇用するということが前提でありますけれども、その起業に対する支援策を国は打ち出してきていました。その第1弾が2014年度から開始した起業に要する経費の支援、任期終了時に起業する隊員に対して、給料とか活動費とは別に1人当たり100万円を上限に法人設立経費や仕入れ代金、家賃などの起業に必要な資金を自治体を経由して援助している。また、昨年度からは2つの新たな取り組みが始まったと思います。1つは、起業に要する経費、支援とは別枠で最大300万円を助成するビジネスアワード事業、自治体と連携して起業に取り組む隊員の事業実施計画の中から、他の参考になるようなも

のを総務省がモデル事業として採択して、財政支援をするということです。現在 16 自治体の中から、山形県の長井市とか、大分県の竹田市が採択団体に決定していると。もう 1 つは、ふるさと納税の仕組みを活用して、隊員の起業資金を募るクラウドファンディング官民連携事業であります。いずれにしても、地域おこし協力隊員の団員が任期を終えた後も、地域に定住し定着して、地方創生の担い手の柱になることを期待してのことだと思えます。ですから先ほど申しました、やはり終了後の働く場、これが一番だと思えます。このことについて市の考えをお聞かせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。協力隊員の働く場の確保ということでもあります。

地域おこし協力隊員は、みずから青森市での活動を希望して来ていただいている方々ですので、任期を終えた後は青森市に定住していただくよう、隊員の意向を聞きながらできるだけサポートしているところであります。

定住のために重要となる仕事につきましては、起業あるいは就農を希望する場合には、準備等に要する経費について、先ほど長谷川委員からも御紹介ありましたが、100 万円を上限とした助成を行っており、ほかに起業や就農において活用できる制度等につきまして、できるだけ活用しながら対応することとしております。また、就職を希望する場合は、隊員の希望に合った業種の事業者などの紹介を行っております。また、起業や就職のために必要なスキルを習得する機会の提供なども行っております。先ほど長谷川委員から国の制度等についても御紹介ありましたが、そのようなものも全て視野に入れながらも、今後も隊員の意向を確認しながら、任期中の早い段階からサポートに努めていくように考えております。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 いずれにしても、私はいい事業なのかなとは思っていますし、浪岡で活躍している先ほど申し上げた人の姿を見ると、非常に感動する場面もありますし、1 人は結婚して、こっちの人と一緒にあって奥さんと店をやっている——まだ行ってないけれども、浪岡区長は行ってきましたか。何か評判のよい店だそうですねけれども、ぜひ行きたいと思っておりましたが、なかなか行けません。そういう地元で頑張っているという、あの姿を見れば決してこの事業は悪い事業ではないと。ですから、市を挙げてさまざまなこういう補助事業もありますので、そういうのに狙いを定めながら、ひとつこれから検討していただければと。ありがとうございます。

次に、浪岡の不燃物埋立処分場の適正化対策についてお伺いいたします。

この事業は、平成 26 年度に策定した不燃物埋立処分場廃止計画に基づいて作業が進められていると思います。計画では平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間で適正化対策が終了することとありますが、その適正化廃止に向けた取り組みの進捗状況をまずお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 長谷川委員の浪岡不燃物埋立処分場に関する御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡不燃物埋立処分場は、旧浪岡町直営の最終処分場として昭和 51 年 6 月に供用を開始し、不燃ごみ及び粗大ごみを処分していましたが、その後、平成 10 年 6 月に廃棄物の搬入を停止したものの、旧浪岡町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において求められている埋立処分終了の届け出及び処分場廃止の確認申請等の手続を行わなかったものであります。

このようなことを踏まえ、平成 17 年 4 月の市町合併により、旧浪岡町から引き継いだ当該処分場について、同法の規定に準じて適正に廃止するため、課題等の整理や今後必要となる調査計画を立案するための調査検討業務委託を平成 23 年度に実施し、この調査結果に基づき、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて地下水等の調査を行ったところ、ダイオキシン類等の有害物質が検出されたところであります。

このため、市では、平成 26 年 2 月に青森市浪岡不燃物埋立処分場廃止基本計画を策定するとともに、平成 26 年度には当該計画に基づいた適正化実施詳細設計業務を行い、平成 27 年度から当該処分場の適正廃止事業に取り組んでおります。

適正廃止事業の内容といたしましては、1 つに、当該処分場の一部の埋立箇所を確認された埋立基準超過の廃棄物が、将来的に地域住民や周辺環境に対して悪影響を及ぼさないよう、それらの廃棄物の掘削除去等を行う適正化対策業務。2 つに、当該処分場内外の地下水、場内の浸出水・放流水及び場外下流の沢水の水質を調査する水質モニタリング業務。3 つに、処分場周辺において栽培されている農作物に鉛・ヒ素及びダイオキシン類が含まれていないかを調査する検査業務。これらを実施しているところであります。

このうち適正化対策業務については、平成 30 年度で終了する見込みとなっております。その後、2 年間のモニタリング調査を行い、その結果に特段の問題がなければ、平成 33 年度に当該処分場を廃止することとしております。

適正廃止事業のこれまでの実施状況についてであります。まず、適正化対策業務につきましては、平成 27 年度に仮設道路及び作業ヤード等の整備、平成 28 年度にダイオキシン類の掘削除去を行っており、今年度は鉛の掘削除去を実施しているところであります。

次に、水質モニタリング業務につきましては、毎年 5 月、8 月及び 11 月の年 3 回実施し、その結果について専門家の御意見をいただきながら検証しているところですが、これまでの結果につきましては、場内一部の地下水や沢水において、環境基準を超過したダイオキシン類や鉛が検出されているものの、超過地点及び濃度に大きな変動が認められないこと、また超過している量が微量であることから、周辺環境に影響を与えるものではないと考えております。

次に、農作物調査につきましては、毎年 7 月にキュウリ、10 月にリンゴ及び米の

調査を実施しているところではありますが、これまで、全ての地点の検査において、国が定める基準値等と比較して十分に低い値でありますことから、農作物への影響はないものと考えております。

このように、これまでのところ適正廃止事業を着実に実施してきており、また適正化対策業務につきましては、当初の予定どおり平成 30 年度に最終覆土等を実施して終了できる見込みでありますことから、市といたしましては、当該処分場の適正廃止に向け、順調に進んでいるものと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 随分丁寧だな。まとめて話してしまったほうがよかったのかもしれないけれども、わかりました。

適正化対策事業は、モニタリング期間を含めて平成 30 年度に終了する見込みであるということですが、この全体事業費が13億9200万円だったと思います。その事業費でおさまるような状況なのかどうかお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 ただいま長谷川委員が申し上げたとおり、6年間で13億9200万円の全体計画費と見込んでおります。

一方、これまでの年度ごとの実績では、平成 27 年度が約 3 億 4500 万円の予算額に対しまして、決算が約 2 億 5200 万円。平成 28 年度が約 3 億 4200 万円の予算額に対しまして、決算額が約 2 億 4600 万円であり、いずれも予算額を大幅に下回っておりますことから、最終的には当初の総事業費の中におさまるものと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 それから最後になりますけれども、平成 27 年第 1 回定例会で、平成 27 年度の県への最重点要望事項ということで、県、国に適正廃止に向けた取り組みに対し、補助や助成などの財政支援を求めていくということであったと思います。これが昨年までは最重点事業要望の項目の一つとしてずっと来たと思います。平成 30 年度、その項目から取り下げられていたと思いますけれども、その理由をお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 当該適正廃止事業に係る青森県に対する重点事業要望につきましては、平成 26 年度の平成 27 年度重点事業に関する要望から行っております。1 つに、処分場の適正廃止に向けた市の取り組みに対する助言等の技術的な支援の継続。2 つに、処分場の適正廃止に向けた市の取り組みに対する補助及び助成等の財政的支援制度の確立。この 2 項目につきましては、昨年度まで継続して要望してきたところであり、

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり適正廃止事業は順調に進んできてお

り、また事業費の大部分を占める適正化対策業務につきましては、当初の予定どおり平成30年度で終了できる見込みでありますことから、平成30年度の要望項目から取り下げたものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 当初は、できるだけ補助金をもらってという考えであったと思いますけれども、当時から県も含めても恐らく無理でしょうという話でありました。私はそういうことで、恐らくなかなか大変なのではと質疑したときには申し上げておりましたけれども、いずれにしても順調に進んでいるということでありますので、これから頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

次は、スポーツ振興です。まず1つは、オリンピック、パラリンピックの事前合宿について、これも何回も質疑してきておりましたけれども、なかなか余り私のところに見えていないものですから心配なんです。よそのほうでは、誘致をするためにバリアフリー化しているとか、あるいは弘前市はパラリンピックも誘致したりということで来ておりましたけれども、そういう情報が入るものですから、青森市はどうなっているのかなということで、ことしもチームとの交渉、あるいは情報提供のための冊子を作成するということになっていると思いますけれども、その取り組み状況についてお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 長谷川委員の東京オリンピック事前合宿誘致についての御質疑にお答えいたします。

事前合宿誘致につきましては、昨年度は青森県バドミントン協会の御協力のもと、日本バドミントン協会ナショナルチームコーチに、国際大会等の機会において、海外のチームのコーチや関係者への情報提供をお願いし、具体的な交渉を進めるための情報収集を行ってきたところです。

今年度は、こちらからの働きかけに対して、前向きに検討いただいているヨーロッパのチームのコーチや関係者と先般、市が直接お会いいたしまして、英語版のリーフレットや合宿施設紹介の動画などを活用しながら交渉を行ったところです。

その交渉の際には、青森県バドミントン協会の御助言により、本市には全国でもトップレベルの浪岡高校や青森山田高校のバドミントン部などがあり、将来有望な選手が多数いること、さらに、青森の新鮮な食材や練習施設の状況などを御紹介したところ、合宿先として大変興味を示していただきまして、引き続き意見交換を重ねていくこととなっております。

今後も競技関係者や関係機関とも連携を図りながら、合宿誘致の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。この項についてはよろしいです。

次に、教員の部活動による多忙化が問題視されてから久しいわけでありませうけれども、国もその解消に向けての対策が講じられてきているように思います。本市でも中学校での外部指導者の導入について、いろいろ検討を重ねているということでもあります。今、小学校でも児童・生徒の減少に伴って部活動の環境も限られたスポーツに偏ってきていること。あるいは学校単位でのチーム編成ができないなど、さらには指導者不足などが今挙げられてきていると思います。私自身も何十年もスポーツ少年団で——今でもやっていますけれども、そういう形ですと見てきていますので、果たして将来どうなるのかなという思いがあります。そのためにもこれからは、やっぱりその受け皿としてはもちろんスポーツ少年団、あるいは総合型地域スポーツクラブなどの団体とも今後、活動の中心になっていくのかなといつも思っておりますけれども、まず教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブについての教育委員会の考え方についての御質疑にお答えいたします。

本市の小学生のスポーツ活動につきましては、小学校の部活動のほか、地域住民が主体的に運営するスポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブを含む各種目スポーツクラブを主な活動の場としております。

本市におけるスポーツ少年団は、主に小学生が活動しており、51 クラブあるスポーツ少年団のうち 32 クラブが小学校部活動を兼ねているため、小学校を活動場所としております。

また、スポーツ少年団と同様に地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで幅広い世代が活動する総合型地域スポーツクラブは、本市に3団体あり、各種スポーツ・レクリエーションの活動機会を提供しているところです。

スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの活動につきましては、部活動と比べ、児童を複数学区で集めることができるため選手を集めやすいこと、専門的な指導者が指導することにより競技力の向上が図れることなどの利点があります。

一方これらは、学校で行う部活動と異なり、指導者及び活動場所の確保が難しいなどの課題があります。

教育委員会といたしましては、今後児童数の減少等、社会情勢の変化により、本市の小学生のスポーツ活動において、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等の必要性が高まるものと考えているところであります。

このことから、地域の実情に合わせ、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等、地域住民の主体的なスポーツ活動が可能となるよう指導者の人材発掘・確保や活動場所の整備等、課題解決に向け関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 私はこれまで何回もこのことは申し上げてきました。まず1つは、スポーツ少年団ですよ——私はこれは何回も話してきたから、頭に入っていると思いますけれども。結局スポーツ少年団というのは、市の体育協会に四十五、六団体ぐらいあるんだけれども、スポーツ少年団というのは、ほとんどその傘下にあるわけです。だから、これから指導者の問題でも、例えば体育協会あたりが46団体の中で人材バンクをつくって、あるいはそれに派遣できるような体制も今後考えていかなければならないのかなという思いがあります。

ただ問題は、全国そうなんだけれども、スポーツ少年団というのは日本体育協会の傘下にあって、県の体育協会の傘下にもなるわけです。青森市だけが第三セクターである文化スポーツ振興公社になるわけです。果たしてこのままでいいのか。競技力の向上もスポーツ推進計画でうたっているけれども、そういうことを考えていけば、当然体育協会——あるいは他の市町村では協議会になりますが、そういうところで連携をとっていかないと私はだめだということも、これまで何回も申し上げてきました。文化スポーツ振興公社は、それこそ軽スポーツだとか、スポーツを楽しむ団体ですよ。そういうのを考えれば、その辺も——まあ、何年も前から、四、五年も前から話しているのかな。そろそろ考えてもいい時期なのかなと。まして今オリンピックも来る、そして国体も来ると——あと8年ですか。そういう現状の中で、そういう指導体制とか、あるいは施設の問題もこれから時間をかけてやはりやっていくべき課題だと思いますので、教育長もひとつよろしくお願いします。これはこれでいいです。

30分で終わろうと思ったんですけども、次は青函対抗総合体育大会。

これは、ツインシティの問題で先ほどから質疑している方も随分ありました。私は青函対抗体育大会——ツインシティ30周年を今迎えるということですけども、このツインシティ交流の一翼を担ってきたのが、青函対抗総合体育大会ではないかなと。しかも54回を今重ねているという状況で、本市と函館市の競技団体が参加している大会であります。しかし、ここへ来て、新幹線の開業は喜ぶべきことなんですけれども、開業によって参加者の経費の負担が多くなりました。今まで青森は4800円ですか。当時は函館が6800円、そして新幹線が開業した。函館は8000円、青森は据え置きという状況です。金がないから参加しなければいいということにならないと思いますけれども、実際、今、金がないから函館へ行けないという団体がまた出てきました。そういうことで、この青函対抗総合体育大会は54回を迎えていますので、いろいろ検証を加えながら今後の方向を考えていく必要があるのかなと思いますので、その教育委員会の考えをお願いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 青函対抗総合体育大会についての御質疑にお答えいたします。

青函対抗総合体育大会は、一般財団法人青森市体育協会及び函館市体育協会が主催となり、スポーツを通じて本市と函館市との相互の友愛と親睦を図るとともに、両市の体育の向上を図ることを目的に会場地を毎年交互開催とし、夏季大会は14競技、冬季大会は2競技開催しております。第54回目を迎える今年度は、夏季大会は本市で既に開催されており、冬季大会は函館市で開催されることとなっております。

青函対抗総合体育大会の開催につきましては、函館市の選手と切磋琢磨することで、本市の競技力の向上へつながる重要な大会と考えておりますことから、一般財団法人青森市体育協会への補助金交付を通じ、参加する各競技団体の旅費の一部を支援しているところです。

教育委員会といたしましては、参加者の経費負担増などにより、参加できない競技も出ていると聞いておりますが、限られた財政状況の中で、引き続き補助金の交付等を通じ支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。なかなか財政が厳しいということはわかります。いずれにしても、先ほども申しました、54回を迎えてきている中で、青函対抗総合体育大会は両体育協会の主催ですので、一応両体育協会の役員の中では今、今後のあり方については検討しましょうということになっております。ひとつそういうことで何かアドバイスしたり、青函対抗総合体育大会に対するお考えがあれば御助言いただければと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に、青森市まちづくり基本条例について。

これを制定するに当たっては、かんかんがくがくかなり議論をしました。廃置分合の条例も出まして、それは否決されましたけれども、まちづくり基本条例は、難産に難産を重ねて、平成22年の市の提案から始まって、ようやく決まったのが平成28年ですか。それで、この過程で、果たして市民の関心がどうなのかということで、いろいろアンケートとか、3000人の意識調査をやったり、半分にも満たない回収とか、あるいは100人委員広聴会ですか。余り市民意識の低調の中で制定されたまちづくり基本条例ではなかったかなと私は思います。ただ、問題は、そのときも指摘しましたけれども、つくるのは簡単だけれども、問題はつくった後にどう市民にそれを定着させていくかということが課題だと思います。

昨年の4月1日、条例が施行されました。先ほども申しましたように、えてしてこういうのは、絵に描いた餅に終わる嫌いがあるということも指摘しました。そういうことで、いかに市民に周知するかということが大きな課題だと思いますけれども、これまで市民に対する周知はどのように行ってきたのか。また、今後もどのように周知を図っていこうとしているのかをお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 青森市まちづくり基本条例の周知についての御質疑に

お答えいたします。

青森市まちづくり基本条例につきましては、平成 28 年 4 月施行されたことを受け、条例の内容を市民に周知し、条例の趣旨を浸透していくため取り組みを行っております。昨年度は、まず「広報あおもり」5 月 1 日号に条例の制定趣旨、基本理念、基本的なルール等についての記事を掲載し、その際、条例に関するコラムを連載することと出前講座の募集をお知らせいたしました。また、市のホームページに専用のページを設け、条例の詳しい説明のほか条例の全文——全ての文です。それと逐条解説を掲載しております。「広報あおもり」に連載することといたしましたコラムにつきましては、平成 28 年 12 月 1 月号まで 5 回掲載しており、条例の前文——これは「まえ文」のほうです。前文の紹介などを行いました。また、まちづくりの主体となる市民活動団体への条例の周知のため、市民活動団体の交流会において、チラシと逐条解説を配付したところであります。

今後、ホームページでの周知のほか出前講座等を通じて、周知を図っていくこととしております。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 市民、議会、市長等が一体となってまちづくりをするという基本理念や基本原則であるわけですが、私どもも制定はしたものの、その後余り関心がなくて深く考えなかったというのはもちろんであります。たまたま住民からその話を言われると、あれ、どうなっていたかなという思いで、今回こうしてやっただけですが、どこまで周知徹底を図ってきたのかなという思いがありましたので、これからもひとつそういうことで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは最後に、まちづくり協議会について。これも何年か前に私、質問した経緯があります。町内会連合会ごとに設立するというので、市内全域で 38 の協議会を設立するということになっていると思いますが、設立状況についてお伺いいたします。まずこれ 1 点。続けてやります、時間も時間ですので。

それから 2 年ほど前だと思いますけれども、青森市地域コミュニティ・ガイドラインでは市内 38 区域としていましたけれども、たしか浪岡での会合で、最小では小学校の学区単位とすると。そして浪岡地区においては、旧村の 5 区域ということだっただけというところでの説明があったと思いますけれども、この協議会の設置区域及び活動エリアの考え方についてお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 まちづくり協議会に関する 2 点の御質疑に順次お答えをいたします。

まず、1 点目まちづくり協議会の設置状況についてであります。

市では、町会・町内会を初め地域の住民や団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携、協働により、地域のさまざまなニーズにみずから対応できる地域づく

りを進めるため、平成25年5月に策定した青森市地域コミュニティ・ガイドラインに基づき、市内38の地区連合町会・浪岡町内会連合会の区域を基本に、まちづくり協議会の設立に向けた支援を行っているところです。これまで、荒川、油川、三内、原別、幸畑、横内、新城、妙見の8地区においてまちづくり協議会が設立され、地域の個性を生かしたまちづくりが進められております。また、現在浅虫地区において、まちづくり協議会の設立に向けた準備が進められているところです。

続いて2点目、まちづくり協議会の設置区域及び活動エリアの考え方についてであります。

まちづくり協議会の設置区域及び活動エリアにつきましては、多様な市民活動団体の皆さんや、新しい地域コミュニティの担い手が見込めるよう単一町会のエリアより広範囲のエリアが望ましいこと、また、地域のまとまりや住民の連帯意識、地域の歴史・資産の共有という観点などの理由から、地区連合町会・浪岡町内会連合会の38区域に設置すること、その区域を活動エリアとすることをそれぞれ基本として定めております。しかしながら、地理的あるいは歴史的な理由など合理的な理由がある場合には、おおむね小学校区域以上の範囲などで、柔軟にエリアの設定ができるものとしております。

○藤原浩平委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 このまちづくり協議会自体、ことしだと思えますけれども、都市建設常任委員会か何かで視察に行ったときに、たまたま地域づくりの中心になっているのがまちづくり協議会という、何か青森市の考えているような形の協議会かなと思って、そこが中心になって地域の開発とかいろいろなことをやっているということを知りました。こういう協議会が各地域に設置されて、そこを中心に市と協議しながらやっていけばいろいろなものができるのかなと思いましたが、これからは頑張って、できるだけ早く多く結成できるようにひとつお願いしたいと思えます。

ありがとうございました。終わります。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時45分からといたします。

午後3時16分休憩

午後3時45分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 無所属、橋本尚美です。よろしくお願ひいたします。

質疑に入る前にまず1点要望があります。一般質問のときにも農業の支援について質問させていただきましたが、知人からお手紙が来まして、その手紙の中にも農業支援のことがちょっと書かれていたので、かいつまんで紹介させていただきます。

浪岡地区の魅力、もっとPRをと書かれてありました。浪岡地区の魅力、あるいは強みと言ってもいいのは、農産品の品質のよさだと思います。殊にわせ品種のリンゴとトウモロコシはなかなかだと思います。古川の市場、スーパー、ショッピングセンターでも嶽きみはよく売られています。浪岡地区のバサラコーンの表示は余り見かけません。先日、浪岡の道の駅でホワイトショコラという品種のトウモロコシを買いました。身が白くやわらかく甘みがとてもありました。同じようなものをスーパーで見ましたが、北海道産で値段は倍近くでした。量産体制や販路も確定していないのかもしれませんが、認知度を高め、よりよい品質のためにも力を入れてほしいと言った内容でした。私も同感です。積極的にPRを求めます。ということで、質疑に移ります。

第10款教育費第2項小学校費、筒井小学校校舎の建てかえについて質疑します。筒井小学校校舎の建てかえ事業が進められていますが、その進捗状況をお示ください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 橋本委員の筒井小学校の建てかえについての御質疑にお答えいたします。

筒井小学校につきましては、老朽化の進行による劣化を総合的に判断し、平成28年度から改築事業に着手しているところであります。改築事業の進捗状況につきましては、平成28年度は建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査を実施しており、平成29年度は地質調査を実施しているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 昨年度は耐力度調査で今年度が地質調査ということで、今現在ボーリングなどして調査が進められているかと思ひます。

それで、続いて質疑します。今後の予定をお示ください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 今後の予定ということでありますけれども、今年度地質調査をやっておりますので、来年度は設計業務に着手する予定としております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 来年度以降、設計ということでお聞きしました。まずは基本設計、続いて実施設計、そして着工という流れかと思ひます。

今後における具体的なタイムスケジュールを本当はお聞きしたいところですが、予算化されての進行ということですので、明確にお示ししていただけないことはわかりますので、質疑の仕方を変えてお聞きします。過去の校舎建設、建築ではおよそ設計から完成まで、どれくらいの年月がかかっているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

近年の改築の場合には基本設計に1年、実施設計に1年、改築工事に2年と考えておりまして、基本設計から着手して校舎が完成するまでには4年を見込んでおります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

およそ4年ということで、了承いたしました。一日も早い完成を心待ちにしております。滞ることがないように進捗しますように、予算要求等も含めてお願いします。

今現在も、風向きによっては体育館はポタポタと雨漏れがある。また冬期間ボイラーを使いますと、配管からの水漏れで、特に特別教室の天井からの雨漏り、水漏れがあります。また水道水——蛇口からひねった水が休み明けなどは赤くなりますので、月曜日は毎朝10分から15分ほど事前に流して使っているということも聞いております。教育現場ですので、できる限り早い実現、完成を——その完成に向かって進めてほしいと思います。

また、以前私からも要望しましたが、地元の住民のお声としまして、地元の住民が集えるような場、集会所のような場も併設してほしいという声がありまして、予算特別委員会だったかと思いますが、言わせていただきました。今現在、学校の近くの橋のかけかえということもあって、グラウンドがなお一層、ちょっと狭くなってしまい、敷地の面積が狭いという課題もあるのですが、設計上の工夫などで何とかクリアしていただければと願うところです。

ところで、今現在、小柳小学校と西中学校とこの筒井小学校、3校の建てかえの事業が進められておりますが、市内には小学校、中学校で老朽化の著しい校舎がたくさんあります。その建てかえの順番はどのように決められているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 校舎の改築に当たっての順番の考え方についての御質疑であります。

本市の小・中学校の施設は、校舎の築年数が30年以上経過している学校が6割を超えておりまして、一斉に更新時期を迎えつつあることが大きな課題となっております。老朽化した学校施設の改築等には多額の費用を要しますことから、現下の市の厳しい財政環境を踏まえまして、計画的に進めていく必要があるものと考えてお

ります。

学校施設の改築等に当たっての優先度につきましては、築年数のみならず、各施設の躯体の劣化状況や屋上防水、給排水・暖房等の設備の劣化状況等を総合的に判断、評価して検討することとしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 わかりました。単純にその築年数だけではなくて、劣化の状況ということで順番が決まると聞きました。ありがとうございました。

最後は要望です。以前もこの場で、地産木材の利活用ということで、これからつくる校舎や公共施設にはできる限り、可能な限り木質化なり、また地元の木材を使ってシンボリックな部分を付加してほしいと。環境にも健康面でも、また情緒安定の面でもすぐれているものをつくっていただけますように要望しましたので、改めてこの場でもまた要望して、私の質疑を全部終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 新政無所属の会、奥谷進でございます。

質疑の前に市当局にお礼を申し上げたいと思います。長年の懸案でありました青森市役所奥内支所新築が完成されまして、10月からその営業ができるということで、これまでの奥内支所に対する御配慮を心から市当局に感謝申し上げたいと思います。

私の質疑は、市税等の一般会計に関連しての質疑であります。去る8月31日、本会議で2016年度の企業会計の決算、さらにまた一般会計の報告もありました。2016年度の決算では23億7000万円余りの黒字決算、このことは本市職員の大きな努力の結果であると、私は高く評価するものであります。歳入では法人税、市民税と前年度より3億1260万円を下回ったものの、それなりに努力された結果であろうと私は思います。

そこで質疑をいたします。

市税等収納率向上対策について、2点質疑いたします。

第1点目は、納税支援課所管の市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、収納率は向上していると聞いております。収入未済額も減少してきているとのことですが、今後さらに成果を上げるためには、どのように対策を講じていくのかお示しを願いたいと思います。

第2点目は、市税等については資力がありながら納付しない納税者に対し、負担公平の原則に基づいて適正及び厳正に対処すべきと思うわけですが、これまでの対応状況を踏まえ、今後どのような方針を立てていくのか、お示し願いたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 奥谷委員の市税等の収納の関係の2点の御質疑につきまし

て順次お答えさせていただきます。

まず、市税等の今後の収納対策につきましてですが、市税等の収納対策については、即効性のある手段というものはなかなかないため、これまでの取り組みを拡大、深化させるなど、地道に努力を続けていくことが大事であると考えております。その中で、市税等の債権を所管する納税支援課におきましては、これまで主に滞納者への早期接触、財産調査に注力して取り組みを行っているところです。

具体的には、滞納者との接触におきましては、通常の話や文書による催告のほか、臨戸、夜間、土日の電話催告などによりまして早期接触に努めるとともに、滞納者におけます収入や支出の状況、世帯の状況など生活実態の把握に努めているところです。また、財産調査におきましては、滞納者の給与や年金のほか、預貯金、生命保険、給与以外の報酬や不動産収入など、金融資産以外の所得なども調査し、可能な限り換価可能な財産の把握に努めているところです。その上で、催告を行ってもなお納付がなく、資力があると判断される不誠実な滞納者に対しましては、適正かつ厳正に滞納処分による差し押さえを行うこととしております。

今後におきましても、これまで注力してきました早期接触、財産調査を徹底するとともに、先般取りまとめました平成29年度収納対策に基づきまして、適正な債権管理の推進、催告の強化、強制徴収の徹底などを着実にを行い、また、他市の取り組みなども参考にしながら、引き続き収納率の向上と収入未済額の縮減に向けまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、市税等の差し押さえはどのような考え方でやっているかという御質疑ですが、地方税法におきましては滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされております。市税等は市政運営の財源の根幹をなすものでありまして、その徴収につきましては、税負担及び医療者負担の公平制の原則に基づき、適正かつ厳正に行わなければならないものと考えております。したがって、滞納者の状況に応じたきめ細かな対応を行うものの、資力があるにもかかわらず催告を行ってもなお納付がない滞納者に対しましては、滞納金額や財産の多寡によることなく差し押さえを行うこととしております。

今後におきましても、引き続き滞納者の個別具体の実情の把握に努めまして、資力がある滞納者に対しましては適切に差し押さえを行ってまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

さまざまな手段をとって差し押さえ、その他についても徴収に努めておると、そのことについては私も評価するわけでありまして。資力があっても納税しない市民があるとの今、御答弁でありました。まさしく差し押さえの手段として、そういう人から差し押さえをかけていく、これも大きな市の財源になるわけでありまして。我が

青森市の財政は逼迫しておるわけでありますが、税は我々青森市の財政の基本になるわけであります。私はそういうことこそ強く求めていかなきゃならん、そのことを強く財務部長に訴えたいと思います。

特に滞納者の中では納入できない家庭もあります。しかしながらそれは分割でも、税金は我々国民、市民は納税するのが義務であるわけであります。そういう意味でも、ぜひとも職員にもさまざまな——大変失礼な話になりますが、取り立てのような気持ちも物によってはやらなければならない、そういうことで市の財政を逼迫させないためにも、私は、税は本市の財政の基本であるということを深く感じておるわけであります。

今後についても、より一層この収納率を上げ、そして市民の税を大事に、財政とともに今後取り組んでいただきたい。このことを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 3 分散会

2日目 平成29年9月21日（木曜日）午前9時59分開議

○藤原浩平委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

この際、私から申し上げます。各委員席及び理事者席には、本日の奈良祥孝委員の質疑の際に使用する資料をあらかじめ配付いたしておりますので、御了承願います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

この間、キャリア教育における自衛隊の職場体験について質疑してきましたので、引き続きその問題について質疑していきたいと思えます。

まず、自衛隊実習の市教育委員会の考えと今年度の実績について示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
村川委員のキャリア教育における職場体験についての御質疑にお答えいたします。

職場体験は、キャリア教育において、子どもたちが学校から社会へ踏み出すための基盤となる資質や能力を育む機会として極めて重要であり、望ましい勤労観や職業観を育成することを狙いとして各中学校で行われているものであります。

このような中、各学校において職場体験の目的を達成できるよういろいろな職業の中から、地域の実態や生徒の安全、保護者の願い、生徒の将来の職業に対する興味・関心を踏まえて、生徒一人一人に体験先を選択させることは、勤労観や職業観を育成する上で重要であり、自衛隊もその対象の一つと考えております。

今年度、自衛隊を職場体験先として希望し、保護者の同意を得た上で参加した生徒は、中学校7校で75名となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 66人と聞いていたんですけれども、若干ふえましたね、またさらに。ふえたということですね。

昨年の決算か予算特別委員会で質疑したときは、7校53人でした。ことしは、同じ7校で75人ということで22人ふえているということがわかりました。

そこで引き続き、昨年第2回定例会でこの問題を取り上げた直後に教育長は、職場体験実施における事業所と家庭との連携強化についてという通知を出していただきました。今年度も昨年同様、各家庭からの同意書、あるいは保護者への確認というのは行われているんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 職場体験に対する保護者への確認ですが、同意書を——今回手元にあるのが自衛隊にかかわってのものしかありませんので、それについてお答えいたしますが、7校のうち6校は同意書というものをとっております。あと1校は、人数が大変少ない比較的規模の小さい学校なので、これは直接保護者と学校が話をして確認しておりますので、全部確認済みということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 きちんと確認されているということで、その点は安心しました。昨年も7校でことしも7校ということだったんですけども、同じ学校でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 昨年自衛隊に行った学校とことし行った学校は同じかという御質疑でしたが、ことし7校のうち昨年も実施したのは3校ということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 新たに4校が自衛隊実習をして、4校は取りやめしたところもあるということですね。わかりました。

昨年の第2回定例会で、この総合的学習の時間の職場体験として自衛隊実習の問題を取り上げ、そのときに、昨年、ドーランを顔に塗ったりしている——私が聞いたのは泥だったんですけども、教育長はドーランを顔に塗ったりしている状況を確認しているという答弁でしたけれども、私自身は、これ自体職業観、さらには勤労観を育成するのにふさわしいことなのかということの問題提起しました。

今年度、自衛隊実習において、このような顔に泥を塗るだとか、顔にドーランを塗るような職業体験は行われているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 7校のうち1校がこのドーランを塗ったという報告があります。ただ、これはあくまでも同意を得てそれをやったということでありませぬ。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この顔にドーランを塗ることが果たして、子どもたちの職業観、勤労観を育成することにふさわしいことなんでしょうか。同意書をもらったからといって、それが果たしてどうなのかという倫理的な問題に私はなっていくんじゃないかと思います。直ちに、顔にドーランを塗るような職業体験はやめさせるべきだと思います。それで、次に行きます。

毎年、自衛隊青森地方協力本部というところから各中学校に、自衛隊職場見学に対する希望調査というのが各学校にファクスで届けられていますけれども、教育長

は御存じですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 知っております。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これには、今年度職場体験の希望調査をしますということで、いつがいいですか、それから対象学年は何年生にしますか、時間はどれくらい欲しいですか、それからその中身はどういうのを希望されていますかということで、例えば自衛隊車両の体験搭乗だとか、あるいは被服試着体験だとか、あるいは軽易な基本教練体験なども含まれています。そしてまた、実際、全国的にはこうした自衛隊の職場体験というのがふえているというのも実態です。銃をさわらせたりとか持って体験させるということは、やっぱり中学生における職業体験としては、ふさわしくないということを重ねて言っておきたいと思います。

ジュネーヴ諸条約第二追加議定書というのがありますけれども、その中の第4条第3項(C)では、15歳未満の児童——中学生以下に自衛隊の訓練を体験させることを禁止するということが明記されていますけれども、このことからいっても、やはり中学生の自衛隊の職場体験は、きっぱりと中止すべきだと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 先ほど申し上げましたように、自衛隊もキャリア教育の職場体験の1つの選択であるということで、現に職業の分類には、自衛隊という項目もきちんとありますし、その中で、やる内容については十分配慮が必要かと思いますが、少なくとも自衛隊のある周辺の学区の学校は、自衛隊に勤務している子どもさんの親御さんというのが40人程度それぞれおります。そういう中で、親の職業を見てみたいと思う子どもの気持ち、子どもの一番最初の純粋な気持ちを学校が尊重してやるということですので、もちろん内容的には留意してまいりますけれども、禁止すべきということは考えておりません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これからも継続すると。中身については配慮が必要だということでしたので、少なくとも顔にドーランとか泥とか塗るということは、絶対にやらせてはならないと思います。今言ったように、教育長は1つの職業としての選択肢であると。親の職業を見てみたいという子どもの気持ちを尊重したいということだったんですけれども、やはり昨年、皆さんも御存じのとおり自衛隊に新任務として付与された中で、青森の自衛隊が南スーダンに派遣され、そして私の住んでいる浪館地域の多くの人、少なくない人が、もしかしたら戦地で殺し殺されるかもしれないという状況に大きく状況が変化したわけです。

私も毎週、学校に行って子どもたちに接する機会があるんですけれども、この子

たちの親が誰ひとり殺されないで帰ってきたことがよかったなど心から思っているところです。そういう状況の中で、政府は南スーダンと比較的平穏だったと言い続けてきたわけなんですけれども、実際どうだったかということが今、明らかになってきました。破棄されたと言ってきた日報が出てきて、その中には何度も戦闘という文字が出てきます。

また、自衛隊の宿営地すぐ近くのトルコビルというところでも激しい戦闘が起こった。あるいは、ウエストゲート付近で激しい戦闘などという記載もあります。また、国連の独立特別調査報告書によっても、明確に武力紛争と明記されています。その調査報告書には、7月、南スーダンジュバで発生した激しい戦闘により多くの文民と2人のUNMIS要員——国連軍の要員が死亡したほか、ジュバは暴力が放置され破壊が続いた。UNMIS国連軍は、現に銃弾の飛び交う戦闘が生起するという困難な状況で身動きがとれない困難な状況に直面していた。UNハウス地区の182の建物が被弾し、文民保護区内の避難民20人以上が死亡などこの日報には書かれているわけです。それを政府が隠し続けて、単発的な発砲事案であるだとか、戦闘ではなく勢力と勢力がぶつかった状態などと隠蔽を繰り返してきたわけです。

そうした状況の中で、やはり多くの子どもたちや親あるいは親戚などが、もしかしたら命を落とすことになったかもしれないということが、単なる1つの職業だということだけで体験させてしまうことが、どういうことなのかということをやっぱり教育委員会は真剣に考える必要があると思います。

一方で学校では、命の大切さと言いながらそういう学習もしていますけれども、自分の命だって、そして他人や親の命も一瞬でなくしてしまうようなこういう職業が、果たして本当にふさわしいのかということをして市教育委員会は、もっと真剣に考えてほしいと私は思います。

さらにもう1つ、職業として子どもたちや高校生やその他の皆さんが、自衛隊を職業として選んでいるのかということをしてデータから見てみたいと思うんですけれども、ある高校の先生が、人口10万人当たりの自衛隊の活動を統計分析してくださいました。その中には、本籍別の自衛官数というのがあって、本籍だけで見た自衛隊員の数は北海道が断トツ、続いて福岡、熊本、青森、長崎、鹿児島となるんですけれども、その統計を人口10万人当たりの自衛官数で見た場合、何と青森が断トツ1位です。断トツ1位の789人。長崎県は730人。宮崎県は714人。北海道で611人です。そして、その統計を1人当たりの県民所得別で見るとおもしろいように比例していることがわかったんです。つまり、県民所得が低い自治体ほど自衛隊に入る割合が多いという結果が明らかになりました。確かに、災害救助などで高い志を持って入隊している人も多いと思うんですけれども、多くは経済的な理由で入隊しているであろうということがわかってきました。

残念ながら、こうしたリスクや、そして現実のことを問題意識として持つ現場の

先生方が、少なくなってきたというのは事実だと思います。昔は、教え子を二度と戦場に送らないと言って戦ってきたたくさんの先生たちがいます。そして、二度と赤紙を配らないと言って戦ってきた自治体職員もたくさんいます。しかし、この72年で薄れてきたということも事実だと思います。私は、やはり教育の場で社会科の授業だとか進路指導などで、去年新任務が付与された自衛隊の実態という事実をや伝えていくのはやっぱり教師の仕事だと思います。そして、実際の現場でも先生たちは、今の厳しい就職難の状況において、有効な就職先として自衛隊の存在を無視することはできない、このように複雑な心境も語っているわけなんですけれども、そこで教育長にお尋ねします。中学校の現場では余りそういうことはないと思うんですけれども、市内の高校にはリクルーターと言って自衛隊のOB、OGが母校を頻繁に訪問しているという実態があるんですけれども、それは御存じでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 市内の全部の高校と言われても、ちょっと私は承知しておりませんが、1年間高等学校で働いておりましたので、確かに村川委員がおっしゃるとおり自衛隊にいた出身者が学校に来るというのはありました。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 進学校とかは行かないんですけれども、主に就職する高校には、ほとんど自衛隊のOB、OGがリクルーターとして頻繁に訪問しているという実態もわかってきました。その中で、その広報用のリクルーターの皆さんが使っているアクセスチェックシートというのがあって、これは内部文書なんですけれども、レベル1からレベル3まであってチェックする項目があるんです。それで、例えばレベル1だと事務室の人と挨拶ができるとか、事務室の人と顔見知りとなっているとか学校長と名刺交換を行っているとか、そこまでがレベル1で、レベル3になるとどういう状況かと言えば、進路指導の先生が生徒に対して自衛官になることを勧めてくれるとか、3年生のクラス担任と顔見知りになったとか、3年生のクラス担任と世間話ができるとか、そういうのをチェックするアクセスチェックシートというのを使って、このリクルーターたちは母校に行って勧誘しているということが明らかになってきたわけです。

私は、教育長は1つの職業だとか言いますがけれども、やはり教育として自衛隊のあるべき姿、去年新任務が付与されてどのように変わってきたのかということ、子どもたちに事実を知らせて考える教育をぜひ行っていただきたいと思います。それでは、次に行きます。

教職員の初任者研修について質疑します。

まず、教職員の初任者研修の実施概要について示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 初任者研修についての御質疑にお答えいたします。

初任者研修とは、新たに採用された教諭を対象に実践的指導力と使命感を養い、

幅広い知見を習得させるために実施している研修であります。この研修は、初任者が教科や学級を実際に担当しながら、その実践的指導力を高めることを目的として、所属校において実施する実地研修及び初任者が所属校を離れて、教育校及び教育研修センター等で開催する研修講座を受講する校外研修から成り立っております。

この中で実地研修とは、年間 60 日程度、校内の指導教員を中心に教科、校務分掌等にかかわって多くの教員が初任者に対し、学習指導や評価方法、児童・生徒の理解や教育相談等について計画的に実施しているものであります。

また、校外研修とは、年間 25 日教育研修センター等で行う大学教授や指導主事による講義や演習、先輩教員のすぐれた実践や体験の講話等を通して、教科、領域の指導に関する基本的事項の習得や実践的指導力を高めるために実施しているものであり、その際、実地研修との有機的な関連を図るよう努めているものです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、説明していただいた初任者研修の中には、宿泊を伴う研修があると思いますけれども、この宿泊研修はいつごろから、どのようなスケジュールで実施しているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 宿泊研修がいつごろから行われているかということですが、宿泊研修はそもそも私が採用されたころから、もう既にあるものですので、村川委員の御質疑は青森市がやる宿泊研修ということでお答えしてよろしいでしょうか。

青森市が行う宿泊研修は、平成 19 年度から始まっております。これは、中核市に——それまで県の教育委員会が実施していたものが中核市に移行することによって、本市に担いが移ってきたということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 スケジュールはどのようになっていますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 スケジュールというのは、何泊何日というようなことですか。本市においては、3泊4日で行ってきております。大分以前、平成元年のころは4泊5日でしたが、その後短くなって夏季休業中に3泊4日で——実施の時期は、もう既に終了しております。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、この宿泊研修について質疑していきたいと思うんですけれども、3泊4日の3日目の夜に、反省会と称してお酒を飲む場が持たれるということなんですけれども、それは事実でその反省会は、いつから行われているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 反省会といいますか懇親会というもので、平成 19 年度からやっているということですが、これは平成 19 年度に、どういういきさつでスタートしたかと言いますと、その年度に採用になった初任者の皆さんが、自主的にそういう機会を設けたいということで設けて、それが今まで続いているということです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その初任者研修の宿泊研修に参加した先生方から、その飲み会の際のさまざまな苦情とか、さまざまな情報提供が寄せられています。少し紹介します。

宿泊研修の夜の反省会に強制的に参加させられる。初任者の中には、講師を長くやっている先生もいるので、小さい子どもがいる先生も多いんですけども、そうした先生方の配慮がない、初任者研修ということもあり断れない。それから、指導課指導主事も参加して、指導課長にこれからいろんなことがあるから、お酒をついできなさいと強制され、パワハラだという苦情もあります。

それから、その反省会では、去年参加した 2 年目の先生がお酒を持っていかなければならないというあしき慣習もあるらしく、その 2 年目の先生も何で自分たちが持って行かなきゃならないんだという疑問を感じながら、仕方なく持っていつているという声が少なくない先生から聞こえてきますし、さらに、その現場に帰った初任者が校長先生に言って、ある校長先生からもそういう声が聞かれていますけれども、この点に関する市の受けとめをお聞かせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 実は、懇親会があるというのは、村川委員の質疑通告で私もわかったような次第ですけれども、まず 1 つは、強制的に宿泊研修に参加ということですが、これは別に強制的に参加させているというわけではなくて、今年度も 2 名、宿泊は免除されている——それぞれの事情がありますので、小さな子どもがいるですとかそういうことを勘案して宿泊は免除したりという配慮はされております。

それから、2 年目の人がということですが、確かにそういう慣例になっていたようではあります。これもあくまでも前年度研修を受けた初任者が、次年度の初任者を激励するというようなことで、それが続いていたということです。それから、指導主事が指導課長についてこいと言ったということですが、ちょっと私、今初めて聞いたので何ともお答えしようがありませんが、もし事実だとすればとんでもないことで、別に指導課長につぐ必要はないと思っております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私もそう思います。つぎたい人がつげばいいし、つぎたくない

人はつがなきゃいいし、それは強制されるべきことではないと思います。

何人かの先生も宿泊研修が終わった後に、別なところでやればいいんじゃないかとか、もしやるのであれば、上司である指導主事は参加させないとかそういう形で交流したり懇親するのはいいかもしれないですけども、やっぱり指導主事が参加していれば、これから指導される立場の初任者研修中の先生にとってみれば、いわゆる上司ですので弱い立場なわけです。幾ら強制ではないとか言っても、やはりそういう圧力はかかっているんだと思いますし、相手がパワハラだと思えば、それはパワハラです。みんな楽しく飲んでいだけであればいいんですけども、少なくとも初任者からこうした不快に思っている先生がいて、または不満の声が聞こえてくるということは、やっぱり問題であるし改善しなければならぬのではないかと思いますので、来年度実施する際は検討していただきたいと思います。

それでは、市職員の働き方について質疑します。

全国の地方自治体の職場で長時間労働による過労死が続き、労働基準監督署からは正勧告を出されている自治体も相次いでいます。そこで本市における本庁衛生委員会が所管している部局で、平成 23 年 3 月に時間外勤務が月 100 時間を超した職員数と一番多かった職員の時間数を示してください。

また、平成 28 年度の時間外勤務が国の基準による 36 協定の限度とされている年 360 時間を超過した職員と、それから一番多かった職員の時間数を示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）市職員の働き方について、済みません、村川委員ただいま平成 23 年 3 月と言いましたけれども、平成 29 年でお答えさせていただきます。

本庁衛生委員会が所管しております部局において、平成 29 年 3 月に時間外勤務が月 100 時間を超過した職員数は 11 名、そのうち時間外勤務の時間数が一番多かった職員の時間数としては 171 時間となっております。

次に、平成 28 年度に時間外勤務が年 360 時間を超過した職員数であります。本庁衛生委員会が所管のいわゆる 36 協定を締結している部署には、該当者はありませんでしたが、それ以外の部署におきましては 106 名が該当し、そのうち時間外勤務の時間が一番多かった職員の年間の時間数としては、1029 時間となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 一番多かったのが 171 時間。3 月ということもあると思うんですけども、ちょっと働き過ぎだと思います。組合との 36 協定では時間外勤務の限度時間は年 360 時間、そして臨時的な緊急業務が集中する場合でも年 480 時間とされていますけれども、年 480 時間を超えた人数はわかりますか。あと、先ほど年 1029 時間ということもあったんですけども、年 1000 時間を超えた時間外勤務者は、今わかるのでしょうか。すぐ出てこないですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 済みません。年間 1000 時間というのは、ちょっと今、手元に資料がありません。手元にありますのが、平成 28 年度の年 360 時間を超えた職員数として 106 名という資料……

〔村川みどり委員「480 時間は」と呼ぶ〕

○鈴木裕司総務部長 年 480 時間も手元がありません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。そもそも労働時間というのは原則 8 時間です。週で言えば原則 40 時間というのが労働時間の原則としてあります。そして、あくまでも 36 協定というのは時間外労働であり、あくまでも例外という位置づけであります。例外的に認められている残業時間の上限というのは、週 15 時間、月 40 時間、年で言っても 360 時間というのが、例外で認められている例外時間です。

私はその例外——これは例外なんだという認識にきちんと立たなければ、今の職員の時間外勤務の実態を改善できないと思うんですけれども、総務部長の認識をお尋ねします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

時間外勤務の縮減に向けての市としての取り組みはさまざま行っております。実態として、市役所——地方公務員というのは、住民へのサービスを提供しておりますので、いわゆる目の前にある業務については、職員は一生懸命取り組んで、時間外勤務をしながらも一生懸命取り組んでいる中、それが職員の心身の健康に影響を及ぼす程度になりますと、これもまた問題ですので、その辺の兼ね合いをとりながら、例外ということではありますが、例外であると認識しながらも、実態として時間外勤務というのは行われておりますので、日々仕事のあり方について改善してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 例外という立場に立ちながらも残業が行われているのでということなんですけれども、残業時間が、国で示している残業時間の月 45 時間を超えると、健康に対してどのような影響があるかと示されているんですけれども、それは答弁できますか。45 時間を超えると職員の健康に対して、どのような影響があるのかということの認識をお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。45 時間を超える勤務について、どのような影響があるかということです。

現在、長時間勤務労働——長時間労働者に対する産業医面談という制度がありま

す。対象者として、月 80 時間を超える時間外、休日労働を行った職員で疲労の蓄積があると申し出た者。2 つ目として、月 45 時間を超える超過勤務を 2 カ月以上継続して行った職員で疲労の蓄積があると申し出た者については、まず健康相談を受けることという制度立てをしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国で示す脳・心臓疾患認定基準に関する専門検討会の報告書によると、長時間労働や睡眠不足による疲労の蓄積が血圧の上昇などを生じさせ、その結果として、血管病変等の自然経過を超えて著しく憎悪させることとしています。さらに、最も健康的で疲労蓄積を解消させるためには、1 日 7 時間から 8 時間の睡眠が必要と認め、その睡眠時間を確保するためには、残業はせいぜい月 45 時間であろうとこの報告書ではまとめられています。労働者の健康を守るには、月 45 時間が限界だとこの報告書では強調されています。

私は、こうした医学的知見に基づくことをしっかりとした根拠として、管理者初め職員に対し周知徹底すべきと思いますがいかがでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

長時間労働に関する健康への影響ということについて、これまで本庁衛生委員会、各衛生委員会等を通じていわゆる健康面への影響ということを具体的に取り上げてはおりませんでした。いわゆるワーク・ライフ・バランスということで、さまざまな働き方の意識改革について、それは時間外労働を命ずる側も命ぜられる側も同様ですけれども、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知しているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱりこうした医学的知見に基づいて、月 45 時間働いたらもう限界なんだということを職員にも周知徹底させていくことが必要だと思います。

次に、先ほど産業医での面談ということがありましたけれども、ことし 100 時間を超えた 11 人——先ほど 11 人と言ったと思うんですけれども、産業医への面談は義務となっているんですけれども、11 人全員面談されたのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

産業医への面談は、義務の部分は面談の申し出があった場合には、産業医の面談をしなければならないという使用者側の義務でありまして、労働者側からの申し出に基づいての面談ということです。

先ほどの 11 名につきましては、産業医面談の申し出はありませんでした。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 たとえ申し出がなくても、月 100 時間以上働いた労働者に関しては、きちんと労働安全法に基づく医師の面談が義務づけられているわけですから、やはりそれはやるべきだと思います。

あと、3 カ月以上長期休暇している職員、平成 25 年は 32 人、平成 26 年 36 人、平成 27 年 37 人でしたけれども、平成 28 年は何人でしたでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

平成 28 年度の数について、今、手元に資料がありませんので、後ほど取り寄せてお答えいたします。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、繁忙期だとか恒常的な長時間労働ではないからということで、この長時間労働を認めていっては、やはりこれからどんどん長期休暇の職員がふえていくことになるのではないかと思うんです。

ちょっと時間がなくなったので、職員の出退勤のことでお聞きしたいんですけれども、ちょっときのう聞いてびっくりしたのは、出勤は出勤簿に職員の判こを押すという形になっているそうで、一体いつの時代なんだろうと思ったんですけれども、退勤時間の把握——出勤はそれで仕方ないとしても退勤時間の把握は、現在どのように行われていますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

市では、タイムカード等の導入をしておりませんので、退勤時間の把握としては、恒常的には行っておりません。基本的には、所属長が退勤時間、出勤時間を含めて管理するんですけれども、そのための記録、いわゆるタイムカードというものは導入しておりませんので、仮に時間外勤務の申し出があれば、その申し出のあった時間に帰っているということになると思います。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱりきちんとした出退勤の管理というのが原則なんじゃないかと思います。今、判こで出勤確認しているところなんて、多分、役所くらいでどこにもないと思います。私、10 年前に働いていたところでも、もう既にパスワードを入れて出退勤を管理するというのをやっていたから、役所くらいじゃないかと思うんですけれども、やはりそういう退勤時間のきちんとした管理が行われていないことがサービス残業を生んだりとか、あるいはその時間外勤務命令を出してもらうということ——そういう手間がサービス残業を生んでいるのではないかと考えているので、いろんなやり方が今もう全国で進んでいますし、パスワードだったら他の人もできるということもあるので、いろいろ指紋認証だとかいろいろやり方——カードを掲示して IC カードとかやっているところもあるし、そういう適切

な、正確な出退勤時間の管理は、やはりもう既にそこは足を踏み出していくべきじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどあったタイムカードも含めまして、今の社会ではＩＣを使ったとかチップでかざすとかあります。出退勤の記録管理に関しましては、日々の技術的な革新を含めまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひ急いで検討していただきたいと思います。

熊本市で行っている時間外勤務ルールというのがあって、熊本市では原則午後５時１５分から午後８時までが残業の時間と。特別な場合は午後１０時まで認めるけれども、それでも時間外勤務者リストに入力するということや、本庁舎ルールというのがあって、本庁舎の開門は午前８時から午後６時まで、それ以降は職員の立ち入りを禁止するという取り組みもしているので、こういった実態の伴う改善をしていかなくちゃいけないのではないのかなと思います。市民によりよりサービスを提供するためには、市の職員が心身ともに健康で働き続けられる環境にしていくことが第一ですので、この問題も引き続き注視していきたいということをお伝えして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの奈良祥孝委員であります。

冒頭、昨日、増田一副市長が御逝去されたとのことでございます。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

議会前の先月、一度御自宅にお伺いして会ってきたときは、結構元気だったんですけれども、大変残念に思います。同い年の一人として、大変残念です。彼の遺志も、いろいろみんなで引き継ぎながら、よい市政をつくっていきたいと思っています。

では、質疑に入らせていただきます。

一般質問では、収入未済額について質問をしてきましたので、決算特別委員会では、主に不納欠損額について質疑いたします。また、課題や対策については、必ずしも直接的な対策があるものとは限りませんし、数字も少ないにこしたことはありませんが、減じればよいというものでもありません。本来入るべき収入を安易に諦めるべきではありませんし、逆に、不納欠損処理をしなければ収入未済額は減りませんし、いつまでも残額が積み残されることとなります。そうなると、また私に質問で追及されますので、それなりの考えを持って取り組んでいく必要があるかな

と思います。

それでは、平成 28 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算書 1 ページ。第 1 款市税第 1 項市民税、第 2 項固定資産税、第 3 項軽自動車税、第 8 項事業所税に関連して、各項目での不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示しく
ださい。

次に、2 ページ。第 13 款分担金及び負担金第 2 項負担金の児童保育負担金の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策をお示しく
ださい。

次に、2 ページ。第 14 款使用料及び手数料第 1 項使用料の市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示し
ください。

同じく、第 14 款第 2 項手数料の霊園管理手数料の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策をお示しく
ださい。

3 ページ。第 21 款諸収入第 5 項雑入第 5 目雑入の生活保護の返還金、第 6 項給食事業収入の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示しく
ださい。

11 ページ。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入第 1 款第 1 項国民健康保険税、第 10 款諸収入第 2 項雑入の一般被保険者第三者行為納付金及び一般被保険者返納金の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示し
ください。

17 ページ。下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入第 1 款事業収入第 2 項分担金及び負担金の受益者負担金及び受益者分担金の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示し
ください。

19 ページ。卸売市場事業特別会計歳入第 1 款使用料及び手数料第 1 項使用料、第 4 款諸収入第 1 項雑入の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示
し
ください。

23 ページ。介護保険事業特別会計歳入第 1 款保険料第 1 項介護保険料の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示し
ください。

27 ページ。後期高齢者医療特別会計の不納欠損額の件数、金額、理由と課題、対策についてお示し
ください。

1 ページに戻って、歳入第 1 款市税及び 27 ページの後期高齢者医療特別会計歳入第 1 款後期高齢者医療保険料の口座振替の実績をお示し
ください。

同じく 1 ページの市税、11 ページの国民健康保険事業特別会計歳入第 1 款国民健康保険税及び議案別冊の水道事業会計におけるコンビニ収納における納付状況と手数料についてお示し
ください。

続いて、平成 28 年度における生活保護の廃止世帯数のうち、就労により自立した世帯数の推移をお示し
ください。

議案別冊平成 28 年度青森市病院事業会計、青森市水道事業会計及び青森市自動車運送事業会計における未収金、いわゆる収入未済額と不納欠損額があるのであれ

ば、件数、金額、理由と課題、対策についてお知らせください。

以上です。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員からの一般会計、特別会計における不納欠損額に関する御質疑のうち、財務部所管の市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関する部分について、また、市税等の口座振替の割合についての御質疑に対して、順次お答えいたします。

まず、財務部所管の市税等の不納欠損処分につきましては、納期ごとに発生する債権の件数と金額を集計しておりまして、平成 28 年度では、市民税の普通徴収分で 2516 件、4823 万 351 円。市民税の特別徴収分で 156 件、782 万 7165 円。法人市民税で 85 件、502 万 4879 円。固定資産税で 3968 件、9393 万 1300 円。軽自動車税で 1378 件、590 万 8362 円。事業所税で 1 件、112 万 900 円。国民健康保険税で 1 万 2772 件、2 億 5162 万 5223 円。介護保険料で 7921 件、4854 万 9972 円。後期高齢者医療保険料で 1202 件、596 万 9180 円となっております。

不納欠損処分の理由といたしましては、滞納処分執行停止後 3 年を経過したもの、滞納処分執行停止により即時消滅したもの、また、時効の完成によるものであり、滞納処分執行停止の主な理由といたしましては、生活困窮、居所不明、死亡、それから財産がないことなどによるものです。

不納欠損処分における課題と今後の収納対策といたしましては、これまでも滞納者の財産や収入状況及び生活の実態の調査を徹底し、適正に不納欠損処分を行ってきたところではありますが、こうした調査等をさらに徹底して行い、より適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、市税等の口座振替の割合であります。市税等で口座振替を行っているものは、市県民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、さらに国民健康保険税と後期高齢者医療保険料及び介護保険料では普通徴収分となっております。

平成 28 年度決算におけるこれらの市税等の調定額に対する口座振替済み額の割合であります。市税で 31.4%、国民健康保険税で 29.8%、後期高齢者医療保険料で 49.5%、介護保険料で 28.5%となっております。また、収入額に対する口座振替済み額の割合であります。市税で 32.2%、国民健康保険税で 33.8%、後期高齢者医療保険料で 50.7%、介護保険料で 33.0%となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）霊園管理手数料の不納欠損についての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年度の霊園管理手数料の不納欠損につきましては、件数が 124 件、金額は 17 万 8820 円となったところであります。

この不納欠損額は、全て消滅時効の完成によるものでありますが、その理由といたしましては、埋葬場所の使用権者やその家族の所在が不明となったことや、使用権者が死亡後、名義変更の手続がされないことにより承継者が特定できないことが挙げられます。

課題といたしましては、使用権者が死亡した際の名義変更手続がなされず、承継者が特定できないケースが増加傾向にあることであり、今後の対策といたしましては、所在不明となっている使用権者等につきまして戸籍調査などを進め、承継者等について早期特定に努めていくほか、新規の未納者を少なくするため、現年度分の収納対策を強化継続し、収入未済額の減少に努めることにより、さらなる不納欠損額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の不納欠損に関する質疑について、環境部所管の下水道事業受益者負担金・分担金の不納欠損件数及び金額とその理由、課題と今後の収納対策についての御質疑にお答えいたします。

環境部所管の下水道事業受益者負担金等の不納欠損処分に係る納期ごとの件数及び金額につきましては、下水道事業受益者負担金で 125 件、118 万 3940 円。下水道事業受益者分担金で 22 件、41 万 1100 円となっております。

不納欠損処分の主な理由としましては、電話や訪問等により本人と長期間納付交渉を行いました。が、生活困窮により結果的に納付につながらず、時効により徴収権が消滅したものであります。

不納欠損処分における課題及び今後の収納対策としましては、これまで、電話や訪問等による催告を通じて滞納者から納付誓約書を徴取し、納付が履行されるように管理してきたところでありますが、滞納者の支払い能力を見きわめられず、交渉の長期化により、結果的に時効により徴収権が消滅するケースがあったものです。

このことから、督促から滞納処分、執行停止、不納欠損までの手順等を示した債権管理事務スキームを新たに策定し、効率的な債権管理に努めているところであります。具体的には、滞納者に対し、電話等により催告を実施し、早期納付につながるよう納付勧奨を行うとともに、納付意思が認められない場合は、財産調査を実施し、必要に応じて滞納処分等を実施していくこととしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の不納欠損額の質疑のうち、福祉部所管の児童保育負担金ほか 4 件の不納欠損について及び生活保護の廃止世帯数と自立世帯数についての御質疑に順次お答えいたします。

初めに、当部所管の児童保育負担金、生活保護法第 63 条返還金、生活保護費過年

度分返還金、国民健康保険一般被保険者第三者行為納付金及び国民健康保険一般被保険者返納金の不納欠損について、順次お答えいたします。

まず、児童保育負担金の平成 28 年度における不納欠損につきましては、250 件で 1963 万 2507 円となっております。

不納欠損とした理由につきましては、生活困窮、無財産などによる滞納処分の執行停止後 3 年を経過したことによるもの及び時効が完成したことによるものとなっております。

不納欠損における課題といたしましては、時効完成したものがその大半を占めますことから、滞納者との接触に努め、早期に分割納付などの納付相談を促すことが必要と考えております。また、今後の収納対策といたしましては、平成 29 年度収納対策の一つとして、先般策定させていただきました債権別の管理事務のスキームに基づき、電話や文書による催告の強化・徹底を図り、時効完成後に分納誓約等につなげるとともに、長期滞納者に対しましては、財産調査に基づき滞納処分等を適切に実施するなど、不納欠損額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護法第 63 条返還金の平成 28 年度における不納欠損額についてですが、224 件で 608 万 7610 円、また、生活保護費過年度分返還金につきましては、10 件で 58 万 8213 円となっております。

不納欠損とした理由につきましては、生活困窮、居所不明、死亡などによる時効完成及び破産免責によるものとなっております。

不納欠損における課題といたしましては、これまで生活保護から自立に至った世帯に対する生活状況の把握など、調査が十分行われていなかったことから、自立廃止後の滞納者の財産や収入状況及び生活実態の調査を徹底して行うことにより、適切に対処することが必要と考えているところです。また、今後の収納対策といたしましては、債権別の管理事務のスキームに基づき、電話や文書による催告の強化・徹底を図り、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えています。

次に、国民健康保険一般被保険者第三者行為納付金の平成 28 年度における不納欠損ですが、2 件で 393 万 9853 円となっております。

その理由ですが、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第 1 号の生活保護受給による債権放棄及び同条例第 13 条第 7 号の行方不明による債権放棄によるものとなっております。

不納欠損における課題といたしましては、これまでも滞納者の財産や収入状況及び生活実態の調査を徹底し、適正に不納欠損処分を行ってきたところではありますが、こうした調査等をさらに徹底して行い、より適切に対処することが必要と考えているところです。今後の収納対策といたしましても、債権別の管理事務のスキームに基づき、適切に催告等を行い、損害保険会社や債権者との接触に努め、収入未済額の縮減に取り組んでいくとともに、法的手段も実施してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険一般被保険者返納金の平成 28 年度における不納欠損につきましては、2 件で 1 万 675 円となっております。

不納欠損とした理由につきましては、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第 4 号の破産免責による債権放棄によるものとなっております。

不納欠損における課題としては、これまでも滞納者の財産や収入状況等及び生活実態の調査を徹底し、適正に不納欠損処分を行ってきたところではありますが、こうした調査等をさらに徹底して行い、より適切に対処することが必要と考えております。また、今後の収納対策といたしましては、先ほど来申しております債権別の管理事務のスキームに基づいて催告等を行い、早期の返納金支払いとその後の所定の手続をすることで同額が他保険者から支給になる仕組みを情報提供するなど、債権者との接触に努め、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護の廃止世帯数と自立世帯数についての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年度における生活保護廃止世帯数は 529 世帯であり、そのうち就労や稼働収入の増加により自立した世帯数は 64 世帯、率にして約 12% となっております。

市では、求人情報や職業訓練の受講案内などのケースワーカーによる支援はもとより、平成 18 年度から、被保護者の就労による経済的自立を組織的に支援し促進するため、職業相談、職業紹介等を 3 カ月程度集中的に行うとともに、就労後のフォローアップまで一貫した支援を行う職業安定所連携就労支援事業をハローワークと連携して実施しているところでもあります。また、本年 3 月からは、本庁舎 4 階にハローワークの常設窓口である就労サポートセンター青森を開設し、利便性の向上を図っているところでもあります。さらには、これまで就労したことが一度もない方、直ちに就労することが困難な方に対しまして、市の就労支援相談員による履歴書等の書き方指導やハローワーク等への同行など、被保護者の状況に応じた青森市就労支援事業を実施しているところでもあります。

今後とも、ハローワークを初め関係機関と連携しながら、被保護者の自立に向け、就労支援の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

済みません、答弁の訂正をします。

先ほど、児童保育負担金に係る今後の収納対策として、時効完成後に分納誓約等につなげると申し上げましたが、失礼しました、時効完成前に分納誓約等につなげるのでありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の一般会計・特別会計における不納欠損額についての質疑のうち、卸売市場事業特別会計における不納欠損額についてお答えいたします。

農林水産部所管の卸売市場事業特別会計における不納欠損処分につきましては、納期ごとに発生する債権の件数と金額を集計しておりまして、平成 28 年度では、関

連業者店舗使用料で 15 件、68 万 2591 円。施設使用料で 3 件、1447 円。雑入で 19 件、163 万 9292 円となっております。

不納欠損処分の理由につきましては、市場内の関連店舗を使用していた事業者が、平成 28 年 11 月 30 日付で破産手続が終了し、破産したことから、滞納していた使用料等の徴収ができなくなったため、債権放棄し不納欠損処分したものであります。

今回の不納欠損処分につきましては、滞納が発生した際に分納誓約書の徴取などの対策が不十分であったため、使用料等を徴収する前に会社経営が悪化し、破産という結果となり、不納欠損処分となったものであります。今後の収納対策につきましては、こうした課題を解消し、債権管理を適正かつ効率的に行うため、分納誓約書の徴取や保証金の充当などの手順等を盛り込んだ債権管理事務スキームを今年度策定いたしましたことから、当該スキームに基づき、使用料等の徴収に努めてまいります。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員からの不納欠損額についての御質疑のうち、市営住宅使用料と市営住宅駐車場使用料についてお答えいたします。

平成 28 年度における市営住宅使用料の不納欠損額は 77 件、217 万 4358 円。市営住宅駐車場使用料の不納欠損額は 71 件、16 万 9200 円となっております。

平成 28 年度における不納欠損処分の理由といたしましては、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料ともに、生活困窮、居所不明、死亡を要因とした消滅時効の完成によるものであります。

これまで、文書、電話、訪問等による催告を積極的に行い、一括での支払いが困難な者に対しては、納付誓約書を徴取するなど納付指導を行ってきたところでありますが、死亡や居所不明等により時効に至ったものについて、不納欠損処理を行ったところであります。今後は、これらの取り組みを継続するとともに、収入状況の調査などを踏まえて、適切な債権管理を図ってまいりたいと考えております。

また、これらにつきまして口座振替を実施いたしておりますが、平成 28 年度決算における調定額に対する口座振替済み額の割合は、市営住宅使用料で 36.1%、市営住宅駐車場使用料で 38.2%となっております。また、収入額に対する口座振替済み額の割合といたしましては、市営住宅使用料で 36.9%、市営住宅駐車場使用料で 38.3%となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の給食事業収入の不納欠損額についての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年度における給食事業収入の不納欠損処分につきましては、21 件、50 万

1872 円であり、その理由といたしましては、生活困窮等により債権の回収見込みがないことから、消滅時効が完成したものであります。

今後の収納対策といたしましては、新たな未納の発生を防止、抑制することが重要と考えており、学校と教育委員会との連携を一層強化し、早期に文書催告、電話催告を実施し、納付が困難な保護者に対しては、分割納付の相談や就学援助制度の説明、相談を行うなど、きめ細かな対策を実施してまいります。また、滞納者に対しては、臨戸訪問等により接触機会の拡大に努めていくとともに、再三にわたる催告や納付相談への働きかけに応じない場合や分割納付が不履行となっているなど、不誠実な滞納者に対しましては、関係部局と連携し法的措置を実施するなど、さまざまな角度から対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の企業会計における未収金及び不納欠損額についての御質疑にお答えいたします。

市民病院の平成 28 年度の個人負担分医療費に係る収入未済額は 1 億 2145 万 8055 円で、前年度と比較し、7478 万 8428 円の減となっております。続いて、浪岡病院の平成 28 年度の収入未済額は 1154 万 6766 円で、前年度と比較し、275 万 9019 円の減となっております。

次に、市民病院の平成 28 年度の不納欠損額につきましては、件数が 2111 件、金額が 4888 万 6304 円となっており、不納欠損処分理由の内訳といたしましては、1 つに、生活困窮状態が 507 件で 1592 万 6607 円。2 つに、消滅時効の完成が 326 件で 210 万 8912 円。3 つに、自己破産による免責が 35 件で 164 万 1791 円。4 つに、居所不明、債務者死亡等が 1243 件で 2920 万 8994 円となっております。

浪岡病院の平成 28 年度の不納欠損額につきましては、件数が 23 件、金額が 61 万 9734 円となっており、不納欠損処分理由の内訳といたしましては、1 つに、生活困窮状態が 9 件で 27 万 832 円。2 つに、居所不明、債務者死亡が 14 件で 34 万 8902 円となっております。

市民病院におきましては、未収金の発生を防止するとともに、不納欠損処分の適正化を図るなど、適正な債権管理と収納率の向上対策が必要と考えております。このことから、平成 26 年 8 月に青森市民病院債権管理マニュアルを作成し、未収金の管理、未収金の発生防止、未収金の回収の 3 つの観点に基づき、収納対策の強化に取り組んでおります。

収納対策に係る主な取り組みといたしましては、文書、電話等による催告、医療費収納相談員の配置、未収金管理台帳の整備、クレジットカード決済の導入、回収業務の民間委託などを実施しております。また、浪岡病院におきましても、市民病院同様、マニュアルに基づき収納対策に取り組んでいるところであり、その主な取

り組みといたしましては、文書、電話及び臨戸訪問による催告、夜間・休日の委託業者による窓口収納の実施、会計窓口での督促及び請求と院内での納付相談、回収業務の民間委託などを実施しており、今後も、市民病院、浪岡病院ともに収納率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）企業会計における未収金及び不納欠損額についてとコンビニ収納に係る手数料についての2点のお尋ねにお答えいたします。

初めに、平成28年度水道事業会計決算における水道料金の未収金額は17万4469件で、6億5016万2660円となっております。なお、企業会計の決算におきましては、普通会計でいうところの出納整理期間がありませんので、この未収金には納期未到来である平成29年3月分が含まれております。したがって、直近の平成29年8月末時点での過年度分未収金は、3万2138件で1億2766万205円となっております。

次に、平成28年度決算における水道料金の不納欠損額は5674件で、1510万5035円となっており、その主な内訳は、居所不明によるものが5045件で1309万266円。死亡によるものが250件で49万7393円。倒産、破産によるものが334件で148万9043円となっております。

課題と今後の収納対策につきましては、滞納期間が長期になるにつれ、死亡や倒産等による徴収不能債権発生リスクが高まりますことから、長期滞納の抑制という観点に立ち、督促、催告、給水停止通知、給水停止という徴収サイクルを着実に実施するとともに、この徴収サイクルを実施する中で、早目早目の電話催告、納付相談、分割納付誓約書の徴取をしていくこととしております。さらには、無断転出等により居所不明となった者への対策といたしましては、民間債権回収会社への居所調査及び納付勧奨業務委託も活用し、未収金の縮減を図っていくこととしております。

続いて、受託工事費の未収金については、38件で148万3016円となっております。この未収金には、水道料金と同様に納期未到来分が含まれており、直近の平成29年8月末時点での過年度分未収金は、30件で95万5110円となっております。

次に、受託工事費の不納欠損につきましては、14件で94万637円となっており、いずれも倒産、破産により法人格が消滅し、回収の見込みがないと判断したものであります。

課題と今後の収納対策といたしましては、債務者との折衝機会の確保と現状把握が重要であると考えており、臨戸訪問等による催告、納付指導及び現地調査等を継続的に実施していくこととしております。

次に、コンビニ収納に係る手数料についての御質疑にお答えいたします。

平成 28 年度決算におけるコンビニ収納の件数は 13 万 3973 件で、手数料は 723 万 4542 円であります。

ここで、答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど、平成 28 年度水道事業決算における水道料金の未収金を 6 億 5016 万 2660 円と申し上げましたが、正しくは 6 億 5016 万 2667 円ですので、謹んでお詫びし、訂正をさせていただきますと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○小鹿継仁会計管理者 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）コンビニ収納に係る収納件数と手数料についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、平成 22 年度から、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の 4 税について、コンビニエンスストア、いわゆるコンビニでの収納を行っております。

平成 28 年度のコンビニ収納の実績であります。4 税の合計で、件数は 21 万 7139 件、手数料は 1332 万 6961 円となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 財務部長、何かあるんですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）では、奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれに御答弁ありがとうございました。

市営住宅の件は、言ってしまったんですよね——そうですね。これは、聞き取りのときにちょっと漏らしていたので、再質問でやりますからと言ったら、一発目で答えてしまいましたので、それで結構です。いいです、手間が省けましたので。

それぞれに御答弁ありがとうございました。課題の把握も、それから対策についても、それぞれの担当でしっかりわかっていると思いますので、今、答弁したとおりにやっていただければよろしいかと思えます。よろしくお願いします。財務部長がそこにいるということは、何か質疑しろということかと思って——いや、何かあるんだったらあれですけども、私は、多分答弁の訂正かと思ったんですよ。先ほど、円と言うべきところを件と言ったから、それを訂正するのかなと思ったけれども、いいですよ、それはやらなくても。

それぞれありがとうございます。質疑はあとしません。

実は、皆さんのお手元に、今回、委員長から御理解をいただき、決算カードにおける年度別比較、平成 2 年度から平成 28 年度ということを出しました。多分、これを持っている人、平成 2 年度からの決算カードを全部持っているという人はそんなにいないと思います。実は、私が平成 2 年から議員をやっていたものですから、こうやってずっと集めてきました。それで、これが全部ですけども、私は、今回これを何も財政分析するために準備したものではありません。それに、これをもって質疑をすとか、そういうことでもありません。傾向をぜひ御理解いただきたいということでやっていました。

皆さんにお配りした資料は、青森市の平成2年度から平成28年度までの決算カードの比較であります。決算カードですから、普通会計です。理事者の皆さんは知っているかも知れませんが、委員の皆さんは、普通会計というのは知らない方もいるかも知れません。普通会計は、個々の自治体により特別会計も違えば一般会計の範囲等も異なることから、財政比較や統一的な掌握が困難なために、総務省の地方財政状況調査のための統一的に用いられる統計上の会計区分であります。したがって、地方自治法により規定されているものではありません。簡単に言うと、自治体全体の会計の中から企業会計などを差し引いた会計とさせていただければよろしいのではないかと思います。

人口は、年度末3月31日時点の住民基本台帳人口です。したがって、平成2年度は平成3年3月31日現在の住民基本台帳人口ということになります。

歳入総額から歳出総額を引いた差し引き額から、翌年度への繰越財源を差し引いたものが実質収支です。決算カードの表記は、歳入歳出決算額ではなく、歳入総額、歳出総額となっておりますので、あえてこの言葉を使わせていただきます。

単年度収支に積立金や繰り上げ償還金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたものが実質単年度収支となります。これは皆さん知っていると思いますけれども。あと、市税と構成比は、歳入総額に占める市税の割合です。自主財源と依存財源は、その額と比率であります。

財政力指数は、皆さん御案内のとおり、財政力を示す指数であります。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、高いほど財政に余裕がある自治体と言われております。1.0を超える団体には、地方交付税が交付されません。いわゆる不交付団体です。青森県でいうと、六ヶ所村ぐらいです。

経常収支比率は、地方税や普通交付税のように使い道が特定されず、毎年度経常的に収入される一般財源、いわゆる経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費、いわゆる経常一般経費に充てられたものが占める割合です。100から低いほうが財政の柔軟性、弾力性があると言われております。

さて、平成2年度から平成28年度の青森市の決算カード、これは、あくまでも全体的な年度経過を見るために作成しました。財政分析ではありません。分析するのであれば、標準財政規模や基準財政需要額や基準財政収入額を明記したり、または、性質別の歳出、例えば人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や、物件費、維持補修費、補助費等に投資的経費等を記入します。そして、数値のみでなく、質をも検証、分析する必要があると思っております。この場ではしません。

平成2年度の歳入総額に占める市税は37.6%、自主財源は51.8%、依存財源は48.2%でした。財政力指数は0.64、経常収支比率は73.0でした。

繰り上げ償還は、平成8年度から平成11年度まで行われております。その後も、平成16年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成28年度と、少額ではあ

りますが償還はしています。この平成8年度から平成11年度に関しては、やはり数億単位、7億円、8億円、多いときは10億円ぐらいの繰り上げ償還があったはずであります。

単年度収支がマイナスでも、実質単年度収支が黒字になったり、例えば平成11年度のように、約1億円の単年度収支が、繰り上げ償還と積立金で実質単年度収支が約10億円になっている例もあります。

平成16年度は、平成17年度に合併しているため、旧青森市と旧浪岡町それぞれに決算カードはありますが、新市での決算カードの数値をここでは載せています。

市税で見ると、平成20年度までは構成比が30%台を維持していましたが、平成21年度からは20%台に落ち込みました。自主財源を見ると、平成3年度までは自主財源が依存財源を上回っていました。しかし、翌年の平成4年度から、自主財源と依存財源の比率が逆転しました。財政力指数は、平成17年度、平成18年度、平成19年度あたりから0.6を切るようになりました。ちなみに、平成27年度の財政力指数0.537は、全国1763自治体中697位でした。経常収支比率は、平成14年度以降、80%台後半から90%台となりました。

市税を見ると、平成19年度、平成20年度がピークですが、平成2年から見ると、決して減っているわけではありません。横ばい状態だと私は思います。むしろ、依存財源の比率であります自主財源は、平成2年度390億円の51.8%から、平成28年度は440億円の37.5%です。一方、依存財源は、平成2年度363億円の48.2%から、平成28年度は741億円の62.5%です。額にして倍以上です。自主財源が額でそんなに伸びていないのに対し、依存財源は額も伸び、その分比率も上がっています。

このことは、何を物語っているかということ、税収が減ってはいないのに、依存財源がふえている。言いかえると、支出がふえているから依存財源がふえていると。よく、一般家庭でも収入に見合った生活が求められますが、私は、自治体においてもこれは言えるのではないかと考えています。自主財源の割に支出総額が多いので、依存財源に頼らざるを得ない。いま一度、歳出全体を見直す必要があると私は思っています。だからといって大型プロジェクトをやめろとか、そういうことを言っているのではないです。必要なものはやはり必要ですから。それに、私の意見が絶対正しいとは言いません。人により違います。だからこそ、議員同士の議論が必要と考えます。

例えば、性質別歳出の義務的経費の中の扶助費——この表にありませんけれども、扶助費を見ると、平成2年度は、たしか17.3%です。平成28年度では、35.2%です。この数字を改善するには、扶助費を減らすには、例えば厳しくすればいいと言う人がいるかもしれませんが、私はそうじゃないんですよ。厳しくするのではなくて、先ほど述べたように、生活保護世帯の自立だと思っています。そちらに力点を置くことで、こちらを減らすことが可能ではないかと。こういう議論をするのが、

議会であり委員会であると思います。そのために、それぞれ決算分析や事業評価をして、議員間討議をするべきだと思います。また、そういう環境をつくるべきだと私は思っています。そして、理事者、市とやりとりをすることが必要だと思っています。

ということを申し上げるために、この資料を何時間もかかってつくりました。

今後、機会があれば、ぜひ皆さんで検証し合いながら、決算分析も含めながら、こういうことをやっていければいいなということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 0 時 50 分からといたします。

午前 11 時 31 分休憩

午後 0 時 50 分再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から申し上げたいと思います。

昨日、午後 9 時 40 分、病気療養中でありました増田一副市長が御逝去されました。本委員会として謹んで御冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。全員の御起立をお願いいたします。黙禱。

[黙 禱]

○藤原浩平委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

次に、午前中の村川みどり委員の質疑に関して、総務部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先ほど、村川委員の市職員の働き方についての再質疑でお答えできませんでした平成 28 年度における病気等で 3 カ月以上の病気休暇取得者または休職者の数につきましては、広域事務組合を除き 48 人おり、そのうち精神的疾患による者が 33 人となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 質疑を続行いたします。

次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 改めて委員長の御配慮に感謝を申し上げ、黙禱していただいたことに御礼を申し上げたいと思います。本当に改めて増田一副市長の安らかな御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

それでは質疑に入らせていただきます。

決算の関係で、まず一般会計の部分から教育委員会のほうに質疑をさせていただきます。

昨年、小柳小学校の設計が完成し、そういった形の中で防災の観点もあったかと思えますけれども、そのことを踏まえ、今後の新たにつくる学校に対して防災の機能をどうするかという観点でお聞きしたいと思います。

今度新たに建てかえを予定している西中学校は避難所としての使用を想定し、マンホールトイレを設置していただきたいと思えますけれども、その考えについてお伺いします。また、体育館には床暖房を設置していただきたいと思えますけれども、市の考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 赤木委員の西中学校へのマンホールトイレ及び屋内運動場への床暖房の設置についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、学校施設は学習、生活の場であるとともに、非常災害時には避難所としての役割も果たすことから、市の地域防災計画において避難所に指定されている屋内運動場の改築の際には、玄関にスロープを設置するほか、多目的トイレを整備し防災倉庫を設置するなど、防災機能に配慮してきたところであります。

マンホールトイレ等の断水時のトイレ機能の確保や、屋内運動場への床暖房の設置につきましては、避難所の機能としての必要性や整備方針など、関係部局と連携し検討することとしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございます。

そこは総務部局との連携になると思えますけれども、新しい庁舎には断水時におけるマンホールトイレが10個つくられるということを伺っています。これは一般質問でも話をしましたがけれども、やはり避難所の運営において災害関連死というのが、トイレなどが使えなくなって、そのことを我慢したりとか、結局、非衛生的な部分で災害関連死に至る部分というのが多々あると聞いています。そういったことを考えますと、新しい学校をつくるときに私は構わないと思うんですけれども、そういったことも踏まえてやっぱりきちんと整備する方針を今後考えて、そのことを付与していただければと思います。

また、床暖房については、やっぱり青森市は寒いです。当然皆さん御存じのとおりですけれども、床暖房は3日間ぐらいはつけていけば暖かくなるということがありますので——電気が切れてもですね。そういったことを考えたときには、今後非常に大事な観点になってくると思うので、きちんと総務部局とも検討していただくような形を——これから避難所としての役割の強化というのは必要になると思います。そこについてお願いをしたいと思えますので、これは要望事項で終わらせたいと思います。

次に、企業会計について質疑したいと思います。

最初にバスのほうでお願いしたいと思います。

これからのバス事業をきちんと維持していくためには、新たな利用者の獲得は当然そうなんですけれども、やはり今までの利用者の満足度を上げていくということが非常に大事な部分であるかと思っています。そのためには、やはり多くの利用者からの意見に真摯に耳を傾けて、その声を聞きながら対応していただきたい。要は、企業という観点もありますけれども、これだけ人口減少社会となってきたときには、企業という部分を押さえて福祉的な側面で行くのか、そういったことも改めてきちんとした検証をしていただきながら対応する必要があると思います。青森市は広い面積です。浪岡も含めてそういったことをきちんと考えながらやっていただきたいと思います。そういった形の中で、今回も多くの方から要望を聞いたことについて質疑させていただきたいと思います。

堤橋から国道の東方面には、バス利用者が非常に多い、そういう状況になっているんですけれども、非常に屋根付きの待合所が非常に少ない。そういった実情があります。そういったことを踏まえたときに、屋根付きのそういう待合所を設置することが必要だと思いますけれども、交通部の考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 赤木委員の堤橋から国道東方面へのバス待合所の設置についての御質疑にお答えいたします。

国道の管理につきましては国土交通省の所管となりますけれども、国土交通省に確認いたしましたところ、国道沿いの歩道の地中には約 60 センチメートルの比較的浅い位置に、電力系や通信系に係る複数の共同溝が埋設されており、新たにバス待合所を設置する場合は、その共同溝に接触しないよう、細心の注意を払って工事を進める必要があるとともに、万が一被害を与えた場合には、多大な損害賠償額を負担するリスクがあると伺っております。このため、市がみずからの責任において、基礎工事が必要なバス待合所の設置を行うことは、現状では難しいものと考えております。

しかしながら、国土交通省におきましても、本市が進めるバスまち空間向上事業の趣旨については御理解いただいております。市からの協議・要望に対しまして、バス待合所設置に関する技術的な検討を含めて、可能な限り協力をいただいております。

今後もこれらの協議を継続し、少しでもバス待合所の設置に向けた前向きな提案が得られるよう、その実現に向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

高齢社会ですので、当然バスを利用するのは高齢者が多いというのは皆さん御存じだと思います。そういったことを踏まえると、やはり待合所というのは非常に不

可欠な点が出てくると思います。そういったことで何とかいろんな方法を考えた上で待合所の設置をふやしていただきたいと思います。それはもう、本当にお願いしかありません。今のお話の中で、技術的な部分で可能なところがあれば、そういうところはやっぱり優先的にやるような形をとっていただければと思います。

特に、県立中央病院のそばのメガのところのあそこのバス停は、本当に高齢者がたくさんいます。何度かお願いはしていましたが、いまだになかなか設置できない状況があります。そういったところを県と国とも協議をしながら、青森市民の利便性、さらにはほかの地域から来る人たちもいるので、そういう人たちの利便性の確保のためにもぜひ、そこは強く強く要望していきたいと思います。この件は終わります。

あと2点バスについては質疑しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目としては、運行ルートをバス停に表記するなど利用者がわかりやすいように情報提供してほしいということなんですけれども、そういうことはできないでしょうか。お願ひします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 運行ルートの表示についての御質疑にお答ひいたします。

現在、市営バスは36路線、156系統を運行しておりまして、重複する区間や1路線に対する系統が比較的多い運行形態となっております。また、バス待合所では情報提供スペースが限られておりまして、利用者が多く路線が重複している箇所ほど、行き先や時刻などの情報で、スペースが埋まっている状況にもあります。

しかしながら、利用者や観光客からわかりやすい運行表示について要望が寄せられており、利用者の利便性の向上には、これまで以上にわかりやすい情報提供に努めなければならないものと認識しております。

このため、わかりやすい運行情報提供のあり方などにつきまして、新たな経営改善計画の中で検討しているところでありまして、今後に向けて改善に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 次期の計画の中で検討していくという形なんですけれども、先ほど言いましたけれども、多くの方、高齢者を含め障害の方も含め、また観光客も多いという中でやはりきちんと運行経路を表示することは、やはり全ての人に配慮した政策だと思います。ちょっと大変だと思いますけれども、その辺も配慮していただきたいです。あと字が小さいということ、これは本当に――僕も目が悪いんですけども、乱視も入って老眼も入ってくると、多分こう近づけないと見えないという声もよく聞きます。ですからそういった部分、字を大きくするとか、あと暗くなったときには蛍光的に光で見えやすくするとか、何か工夫が必要かなと思います。そういうことも踏まえた上で検討していただきたいなと思います。この運行経路については非常に大事な視点ですので、次期計画の中でしっかりとつくっていただければ

ばと思いますので、よろしく申し上げます。

次に3点目として、これはバリアフリーのというか、障害者差別解消法の視点だと思います。そういう視点からなんですけれども、車椅子の方が予約しないで市営バスを利用できるようにしてほしいという声がありました。そのことについてお答えください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 車椅子御利用の方についての御質疑にお答えいたします。

交通部では現在、車椅子の方が市営バスを御利用の際は、事前に連絡をいただくことをお勧めしております。

その理由といたしましては、幾つかありますけれども、1つには、車椅子での乗車に対応できるバスが限られていることから、利用したい時刻に確実に対応する必要があります。2つには、停留所によっては、道路状況によりまして乗降の際の車椅子用のスロープが利用できない場合があります。ワンマンの乗務員での対応ができないことがあること。3つ目として、車両におきまして車椅子の方が乗車できるスペースが限られておりまして、他の車椅子利用の方、例えば2人いらっしゃるような場合は、重複がないか確認する必要があることなどであります。

これらの理由から、利用する方が確実に希望の時間に利用できるよう、事前に連絡をしていただくよう周知をしているところであります。なお、この場合、事前の連絡がなくても御乗車いただけるものでありますけれども、車椅子対応の車両でない場合など乗務員1人での対応が困難な場合には、乗車をお断りすることもあります。

しかしながら現在交通部では、老朽車両の更新の際は車椅子に対応しているノンステップバスの導入を進めておりまして、その体制を強化しております。このことから今後におきましては、事前に連絡をしなくても確実に車椅子対応ができる便をふやすとともに、各バス停の時刻表に表記するなど、車椅子の方がこれまで以上に利用しやすくなるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 交通部の方針として、ノンステップバスの導入を進めるという考え方でいいのかな。ちょっとそこを確認したいんですけれども、その辺は——要は今まで低床バスという言い方でワンステップ、ノンステップ両方を取り入れていたと思うんですけれども、ただ昨年、一昨年ぐらいからはノンステップしか取り入れなくなったと思っています。今後も低床ですけれどもワンステップではなく、ノンステップのみを導入していくという考え方でよろしいですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今後はノンステップバスを中心に導入を進めるということで考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 低床バスという言い方があるので。それでですけれども、ワンステップバスは、今言ったように乗務員の方1人だと車椅子を持ち上げたりすることは絶対できませんので、やはりノンステップバスが今後の障害者差別解消法の趣旨にもものっとって行くものだと思います。ですからその趣旨をよく考えた上で、購入の際はそういう仕様で購入するような形をとっていただければと思います。これは1つ要望です。

それと今3つの質疑をしました。今後青森市の市営バスがどういう形で生き残っていくかは、今後の立地適正化計画さらには青森市の都市マスタープランなどとの連携の中で、どうこの交通計画を張りつけていく、そしてさらにバス事業の経営計画をどうやっていくかという部分がいろいろリンクしてくると思います。そういった中でも、やはり青森の町という中で、人に優しいまちづくりを進める上では、このバス事業が担う役割は非常に多いと思いますので、その点を理解しながらしっかりと対応、しっかりと経営計画、改善案とかを含めて期待していますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

次に、市民病院のほうにお伺いしたいと思います。

6月の一般質問でも、市民病院については重々しゃべらせていただきましたけれども、やはり市民病院の安定的な進めということに関しては、合理化もそうですけれどもやはりきちんとした医師の確保、これが大事だと思います。市民病院の経営の立て直しを図るには、やはり安定した医療提供体制の確保が本当に重要だと思います。そういった中で私は、県立中央病院との合築についてはきちんとした一定の方向での結論をすぐ出すのではなく、しっかりと議論をしていかなければいけない。本委員会の中でも発言があったと思いますが、県立中央病院と市民病院の患者さんの受け入れ態勢の役割というものは、十分に違っているものと思います。市民病院が県立中央病院に入れなかった人の受け皿になっているという実情が現状あります。そういったことを考えると、本当に合築がいいのかということも踏まえて、しっかりと議論していく必要を、私は認識しています。

そういった形の中で、前回の一般質問では看護師の確保対策についてお尋ねしましたけれども、今回は医師確保という観点で質疑をさせていただきたいと思います。

医師派遣元である弘前大学への継続要望、これは当然であると思います。これから医師を目指す医学生や研修医の人材育成も、地域の中核病院として担っていかなくてはならない役割が、市民病院にはあると思います。したがって、その取り組みによって若手の医師の定着を図って、ひいては病院の経営の健全化にもそのことによってつながっていくものと思います。市民病院の研修医確保の取り組み状況をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 赤木委員の研修医確保の取り組み状況についての

御質疑にお答えいたします。

市民病院には9月1日現在、1年次研修医が8名、2年次研修医が10名、合わせて18名が在籍し、当院の臨床研修プログラムにのっとり研修を行っております。

研修医確保に向けたこれまでの主な取り組みであります。1つには、医学生等を対象にした病院見学の受け入れを行っております。病院見学は当院のホームページ等で随時申し込みを受け付けており、平成28年度は45名の医学生が見学に訪れております。2つには、弘前大学が実施する臨床参加型実習、いわゆるクリニカルクラークシップの受け入れを行っております。今年度は4月から7月までの期間、一月当たり4名ずつ、全体で16名の実習生を受け入れたところであります。3つには、弘前大学や東京などで行われる臨床研修病院合同説明会へ在籍研修医等が参加し、県内外の医学生に、当院の臨床研修プログラムの内容や研修指導体制を初め、研修医の経験談などの情報を提供しております。

研修医は、指導医の教育意欲を促すなど病院の活性化に大きく寄与する存在となっており、戦力としても貴重な地位を占めております。地域の中核病院として、安全で良質な医療の提供を図るため、引き続き研修医の確保に努め、臨床研修病院として社会の医療福祉に貢献できる人材の育成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

ここで若干事例を紹介したいと思います。

当病院も研修医の方を受け入れるための努力は精いっぱいやっているということは、よく理解できました。ことしの夏、三重県の名張市立病院のほうに視察に行ってきました。当時、病院を応援していた議長さんとその病院の方と一緒に懇談をしながら、さまざまな研修医確保の話をさせていただきました。

そういった中で名張の病院では、平成25年度から地域で暮らす人々の医療のニーズを肌で感じてもらうことを目的として、医学生・研修医を対象として名張サマーキャンプというものを開催しています。このキャンプは2泊3日の日程でワークショップや福祉施設での地域体験等を通じ、医学生・研修生に名張の町と地域医療を体験してもらい、名張市の周知と医師の確保を目的としていると言われております。

現在、市民病院でそのことを踏まえたときに、現在市民病院で行われている取り組みに加え、医師確保のためこのようなサマーキャンプのようなこういったものを開催する気持ちはないか、考えをお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 キャンプ等を開催する考えはないかとの再度の御質疑にお答えいたします。

医師不足の解消は県全体の課題でもありますことから、県内臨床研修病院、県な

どの関係団体で構成される青森県医療臨床研修対策協議会におきまして、研修医確保や研修体制向上のための取り組みが行われております。

その中で、ただいま御紹介いただきました取り組みと類似した研修医ワークショップを毎年県内の臨床研修病院が持ち回りで実施しており、当院では平成26年度に実施したところであります。このほか同協議会では、研修医セミナーの開催、臨床研修病院合同説明会の開催及びブースの出展、医学生向け情報誌への掲載、臨床研修指導医ワークショップの実施など、さまざまな取り組みを行っております。

赤木委員御紹介の取り組みは、全国の医学生や研修医を対象に、まず地域を知ろう、患者さんのニーズを知ろう、そこから学んだものを将来に生かそうをテーマに医学などの基礎知識のほか、地域の方々との触れ合い医療の現状やニーズなどを学ぶ機会を設け、地域の医師定着を目的に実施しているもので、一定の効果が得られていると伺っております。先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、研修医指導は将来の医師確保につながるものとして効果的な取り組みであり、これまでも当院において研修終了した医師が、その後当院へ派遣されております。

このため、今後も同協議会の取り組みへの参画や病院見学などの病院独自の取り組みを継続実施するとともに、御紹介の取り組みを含め、さらなる医師確保対策を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

医師確保が大事だというのは、これは共通の認識だと思います。先ほど冒頭で県立中央病院と市民病院の合築の話をしましたけれども、その話が出てきている大きな要因というのは、やはり医師不足の観点が非常に強い部分です。そういったことを踏まえるならば、市民病院はやはりきちんとした医師確保の体制をつくっていただきたい。名張市のお話を伺うと、そこに来た研修医がそのまま名張市に住みついて、名張市に家を建てて、そこで名張市でお医者さんになっていくという方が何組かあったそうです。そういったことぐらい、地域ぐるみでお医者さんを育てようとしている姿が見えています。市民病院が努力されているのはわかるんですけども、やはり青森の町を考えたときに、青森市の市民病院がやはり地域の人々の命を、安全を守る病院としていくためには、やはりお医者さんをしっかりと確保していただきたい。

そういった形の中で、このサマーキャンプだけが全ていいとは私は思いませんけれども、そういう中でさまざまな施策を考えていただいて医師確保をしていただき、この地域の医療体制の確保をしていただきたい。そういうことを強く要望して終わります。市民病院事務局長、ありがとうございました。

それでは、若干時間がまだありますけれども、3点目の質疑、今度は水道事業についてお伺いをしたいと思います。水道事業についてお伺いします。

水道事業における官民連携の状況を昨年度の決算も踏まえお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 官民連携の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

本市水道事業における官民連携につきましては、水道サービス水準の維持向上を目的として、これまでも水道メーター検針業務を初め、多くの業務を個別に外部委託している状況にあります。

本市水道事業は、近年の人口減少や節水器具の普及に伴い水需要が低迷し、水道事業収益の大宗を占める料金収入が減少傾向にある一方で、大規模災害への備えや老朽化した水道施設の更新といった多額の財政需要が見込まれるなど、今後厳しい経営環境が予想されているところであります。こうした中で、将来にわたって安定した水道サービスの提供を継続していくためには、一層の業務の効率化が必要であると認識しており、その効果的な手段の一つとして、地元民間事業者との連携強化が大変重要であると考えております。

このため、まずは、5カ年の複数年契約で業務委託を行っております水道メーター検針及び転出清算等業務について、平成30年度からの次回委託契約時に、業務範囲の拡充と他分野業務を付加するなど、一部委託内容を見直し連携強化を図ることを予定しております。

また、水道技術に関する業務に関しましては、民間事業者における世代交代が進む中、技術者の減少と担い手不足が深刻化しており、中長期的な技術水準の維持向上が課題となっている状況を踏まえ、水道事業者としては、民間事業者みずからが技術基盤の強化が図られるよう、将来を見据えた環境づくりが重要であるとの考えから、現在、委託業務の多様な形態、あり方や契約方法等について検討を重ねているところであります。

したがいまして、次世代にわたり持続可能な水道システムを構築していくためには、官民の技術水準等の維持向上を図ることが不可欠であり、今後、一層の官民連携を強化することにより、高度な技術者の育成と水道サービス提供体制の確保を目指してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

今、民間事業者との連携が大変重要であるということと言われて、それに基づいてさまざまなことをやってきていると。特に水道技術に関する業務については民間の事業者の人材不足など、人手不足、担い手不足、そういったことも踏まえて、中長期的な形の中で技術水準の維持向上が大事だということだったと思います。そういった形の中で、どういうものが民間委託できるのかということ非常に考えているということがよくわかりました。

その中でちょっと確認をしておきたいんですけども、水道部のやっぱり財産というのは、水ですよ。これは当たり前のことなんですけれども、確認したいと思

います。水道部長に確認します。水道部の財産というのは水という、水売って担っている業務だと思うんですけども、だから非常に水というものが大事だという認識で間違いないですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 再度の御質疑にお答えします。

水道事業にとりまして、一番大事なものと言いますか、というのはもちろんそれは市民の皆さんや事業者の皆さんの経済活動を支えるための生活基盤としての水道であることは間違いありません。そのための水源であったり水道の施設であったり、それを支える技術者であったり、あるいはそれを次世代に渡していこうという人材の育成であったりということがありますので、どれを1つとって、これだけは大事でどれが劣っていると序列をつけるようなことは確かに難しいことでありまして、その中でもやはり我々としては、今、水道事業経営プランとして掲げております「真の豊かさをもたらす水環境」、これが我がほうとしては最も大切な方針と言いますか、この理念に基づきまして全てが重要というふうに考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

そういうことを踏まえたその上で水が大事かということお聞きしたかったんですけども、いいです。

要は水道事業の中で、やはり水というのは本当に大事なもので無駄にしてはいけないという私も認識があるんですけども、例えば老朽化した管が多々出たときに、漏水した箇所とかっていっぱい多分出てくると思うんですね。それでいろんな人に話を聞くと、その漏水した箇所を探し当てるのが本当に技術的に難しい部分もあると。なれた熟練工さんとか10年、20年もやっていないと一発で当てることができないと。1年や2年だったら、漏れている箇所から少し離れたところを探し当てて、そこからまた少し掘り直してとか結構手間がかかる。そういったことで、そういう技術者の養成というのは非常に大事になるんだと思います。そういったことも踏まえたときに、漏水の箇所を減らす、早く見つける、そのことによって無駄な水が出ないようにするというのも、やはり水道事業としてはもっと強化してやっていくべきことであって、こここそが僕は官民連携の大事な1つのポイントではないかなと。特に、そういった技術を持っている水道部の方も多くいらっしゃるかと思いますが、多分高齢化してくるとか、そういった技術の伝承がきちんとできているとか、そこは私も確認はできていないんですけども、やはりそういった部分を民間と連携をとって、きちんとやっていく必要があると思います。ここでは答弁は要りません。ただ、こういったことをぜひ今後の官民連携の中ではきちんとした位置づけとして、やっていっていただきたいと思います。そういうことを強く要望して、この件は終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは最後に、水道部のほうに入札の考えをお聞きしたいんですけども、8月30日に公明党としまして、いろいろな団体の要望活動を行いました。そういった中で、低入札価格調査制度についてのさまざまな要望があったものですから、そのことを踏まえて今回質疑をさせていただきたいと思います。

まず基本的な考え方から行きます。低入札価格調査制度についての考え方をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 低入札価格調査制度についての考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

公共工事の発注に当たりましては、競い合いの活発化や入札価格の低下それ自体は、発注者にとっても社会基盤整備の受益者であります住民にとっても歓迎すべきことではありますものの、一方で行き過ぎた低価格入札、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念が指摘されており、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるものであります。

このことから、当部ではダンピング受注を排除する観点から、低入札価格調査制度を導入し、これまでも調査基準価格の直接工事費や現場管理費等の引き上げの実施や、労務単価、建設資材価格等の見直しを適宜実施し、落札率の上昇を図ってきております。

ちなみにではありますが、過去3年間の低入札調査対象となった案件では、平成27年度は9件で平均落札率——これは落札金額を予定価格で除した割合であります73.12%、平成28年度は14件で平均落札率は78.13%、平成29年度はこれまで12件で平均落札率は81.60%と、毎年少しずつではありますが平均落札率は上昇してきており、いずれの低入札調査対象案件も価格調査の結果、履行可能と判断し契約を締結している状況にあります。

平成26年6月に改正されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきましては、ダンピング受注の防止が明記されており、公共工事の品質確保の促進に関する法律とともに、公共工事の入札及び契約につきましては、不断の見直しを行い改善をしていくことが求められているものであります。

このことから、当部では低入札価格調査制度については、今後も国、県及び市の動向に注視しつつ、発注者、受注者双方にメリットがある制度になるよう適宜見直しを行い、厳格な運用を図ってまいりたいと考えております。

また、地元建設業者及び当該業界の安定的経営を確保することが、永続的なインフラ整備に不可欠であるとの認識に立ち、過度の価格競争の防止策は必要不可欠であるものと考えております。

○藤原浩平委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 今の御答弁、ありがとうございます。

水道部の考え方は、過度な過当競争にはならないようにという形で考えていることがわかり、そこはほっとしたところですよ。

他市の状況を調べてみました。低入札価格調査制度には、調査基準価格というものど低入札の数値的判断基準——要は低入札としてこれでいいか悪いか、これは契約できるかできないかという2段階、青森市の場合にはあって、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場仮設費の90%、一般管理費の55%が、これが調査基準価格という形になっているかと思えます。数値的判断基準という形だと、今度は直接工事費が75%、共通仮設費が70%、現場管理費も70%、一般管理費が30%とそういった形で総体的には約7割ぐらいまで下がってしまうというような状況です。こういったところで、この基準という、この数値的判断基準というのは基本的には国が示しているんですけども、これは地方自治体独自のにもこれを変えることは可能です。そういったところで八戸市を見れば、ここの部分について、青森市が直接工事判断基準75%に対して八戸市は90%、共通仮設費については青森市が70%に対して八戸市は85%、現場管理費については青森市が70%に対して八戸市は85%、一般管理費については青森市は30%に対して八戸市は50%。こういった形です。逆に弘前市はどうかということになると、弘前市は先ほど言った調査基準価格を基本にその7割から9割ぐらいを数値的な判断基準とするんですけども、基本的には高どまりのほうにして、同じ業者が同じ金額を入れて札のくじ引きになることを防いでいると聞いています。そういったところには、そのことと同時に先ほど水道部長が言ったような過当競争やダンピングがないようなことを防ごうというような、そういった意思が行政側からあらわれているものだと思います。

これは水道部だけの話ではなく、やはり市全体の話だと思います。このことは質疑する気はありません。ただここを、できないできない、国がやっていないからできないとへ理屈をこねるのではなくて、やはり過当競争にならないような形でどういった形がいいのか、そのことをしっかりと考えていただければと思います。そのことであれば、総合評価方式がいいということを使う方もいるかもしれません。しかし総合評価方式だと一部の技術的な部分について、ある一定の金額、30億円、50億円という限定した形でやるのであれば構わないと思いますけれども、全ての項目に総合評価方式を導入すれば手間もかかるし、また技術的に対応できる業者さんが限られてくるという観点もあるので、やはりこの地元経済の活性化という観点をしっかりと踏まえながら、水道部または契約関係のほうと、都市整備部も含めた形で検討して調整をしていって、よりよい制度をつくり上げていただきたいと思います。質疑を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○藤原浩平委員長 次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子でございます。3点質疑いたします。

1点目は、第2款総務費第1項総務管理費第8目住居表示整備事業費について質疑いたします。

市街化が進んでいる中で、住居表示が実施されていない地区がまだありますけれども、住居表示の整備状況及び今後の計画は、どのようになっているのか質疑いたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 仲谷委員から御質疑のありました住居表示についてお答えいたします。

住居表示は、市民生活の利便性を高めることを目的に、市街化の進展に伴い住所が複雑でわかりにくくなっている地区において、一定の基準に従い建物に番号をつけることにより、住所や所在地をわかりやすく表示するものです。

これまで市では、住居表示整備計画に基づき段階的に住居表示を実施してきており、第一次住居表示整備計画では、昭和41年から昭和48年までに7地区、882.2ヘクタール、第二次住居表示整備計画では、昭和57年から平成7年までに8地区、868.9ヘクタール、第三次住居表示整備計画では、平成10年から平成25年までに11地区、768.3ヘクタールを実施してきたところです。

現在のところ、第四次住居表示整備計画は予定しておりませんが、今後の住居表示の実施につきましては、1つに、地区内の住所において、土地の地番を住所に用いていることにより3桁の番地・番号や飛び地が存在し、それらが複雑に入り組み非常にわかりにくい状況になっていること。2つに、宅地開発がおおむね完了し、十分な住宅等が建築されていること。3つに、街区形成を阻害する新たな道路等公共施設の整備計画がないこと。4つに、事業実施に向けた地元機運が醸成されていること。これらを整備対象地区の要件とし、全市的な視野に立ち対応してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 今まで第三次まで実施されていたということではありますが、一番最終は多分、戸山だと思えますけれども、これは平成25年の何月で終了したのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

最後の戸山団地ではありますが、平成25年の2月に実施をしております。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 これまで三次やって――実は私のところもまだ字名でありまして、住居表示が計画をされていない。まだ全然、今後の計画の見通しが無いということでもあります。ないんですけれども、では、この市内において住居表示が実施されていない地域というのはどういうところがあるんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

住居表示が実施されていない地区につきましては、第一次から第三次までの住居表示整備計画において実施された地区以外ということになりますが、実施済みの地区といたしましては、第一次住居表示整備計画では、西は篠田、千刈、東は合浦、浪打、南は勝田、松原、旭町などに囲まれた地区。それから第二次住居表示整備計画では、問屋町、卸町、幸畑、造道、八重田、小柳などの地区。そして第三次住居表示整備計画では、西滝、浪館前田、筒井、古館、第二問屋町、蛭沢、赤坂などの地区でありますので、このような実施済みの地区以外につきましては、現時点で住居表示が実施されていないというところであります。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 残された地域がどこなのか、ちょっと私は御答弁をお聞きしててよくわからないですけれども、聞き取りの中でお聞きいたしますと、中心地の周りで一番近いところでも浦町字奥野だとか、それから浜田、筒井も一部やったんですけれども、残されていますね。大野だとかというところ、まだそこも住居表示されていないということであります。

それで、筒井八ツ橋というところが、もうすごい広いところなんです、そのユニバースというのは——都市整備部長はおわかりにならないでしょうけれども、そこは非常に整備された——入り組んだところでなくて、きちんと整備されてるんです。建物というか、家そのものが全部ですね。なのに番地が、ここが1番だったらすぐ二、三件向こうが1000番だったりする地域なんです。通っても不便なわかりにくい、探しに来られて聞かれても、それこそちょっと住所の地番を見ても、探すのに大変だとよく言う地域です。あと浜田だとか大野とかは、私はよくそこら辺のところもわからないですけれども、とにかく本当に不便な地域です。

ですから、ぜひ複雑でわかりにくいところをやるという御答弁でありますので、これはまだ計画を立てていないということですが、戸山が平成25年の2月ということで4年は経過していますので、ぜひ今後見通しをつけていただけてください。これは要望いたします。

次に2点目は、第8款土木費第4項都市計画費第3目公共下水道費について質疑いたします。

公共下水道が整備されているにもかかわらず、未接続の場合はどのように指導しているのかお尋ねいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 仲谷委員の公共下水道への接続に関する御質疑にお答えいたします。

公共下水道への接続につきましては、下水道法第10条におきまして、公共下水道の供用開始後、土地の所有者、使用者または占有者は遅滞なくその土地の下水を、公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないとされて

おります。

しかしながら、下水道の整備が整備地域にもかかわらず下水道へ接続していない場合があります、その主な理由として、必要な工事費や設置後の下水道使用料の負担が生じるなどの経済的理由が挙げられております。このことから、本市におきましては、水洗便所改造等工事資金の融資あっせんを行うなど、下水道への接続が進むように努めてきたところであります。また、平成 27 年度及び平成 28 年度に下水道使用料賦課漏れ実態調査を行った際には、未接続世帯に対しまして下水道への接続をお願いしたところであります。

下水道は、整備されても利用されなければ、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの目的を果たすことができませんことから、今後とも下水道の役割や重要性につきまして、広報紙や市ホームページを活用して市民へ周知啓発するとともに、未接続者に対し浄化槽からの切りかえも含め、毎戸にチラシを配布するなど下水道への接続を働きかけてまいります。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 市民から御近所が接続していないということで、側溝からのおいがして困るといふ苦情があった場合、市はどのようにして対応していくのかお尋ねします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 市民からの苦情に対する御質疑にお答えいたします。

市民等から側溝などからのにおいに対する苦情については、既に下水道が整備されている地区の場合、下水道総務課もしくは関係部局におきまして、まずは現地調査を行い、においの原因を特定するとともに、その原因がくみ取り便所や生活排水の場合、当該建物の所有者に対しまして、早期に下水道へ接続するよう指導しているところであります。なお、浄化槽であっても、管理が適正かつ効率的に行われる下水道への接続をお願いしているところであります。

また、においの原因が浄化槽の場合は、当該浄化槽の管理者や保守点検業者、清掃業者に対して管理状況を聞き取りした上で、浄化槽保守点検記録票や清掃記録を提出していただき、改善すべき事項があるときは改善指導を行っているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 別に浄化槽をつけている家庭でも、自分のにおいが原因で迷惑をかけているとも思っていない方が、やっぱりいるのではないかなと思うんですよね。

そして、浄化槽のメンテナンスというのは、何回メンテナンスしなければいけないと決まっているものなんですか。合併浄化槽と単独浄化槽と 2 つあるのだよと聞きましたけれども、それが何回とかありますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○**小松文雄環境部長** 浄化槽の検査についての御質疑にお答えします。

浄化槽法上におきまして、初回——設置してすぐやる7条検査というのがあります。そのほか毎年行う11条検査ということで、毎年、年1回は必ず検査をするということになっております。

○**藤原浩平委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** それは検査をした後は、市の関与はどうか。市が本当に検査しているかどうかというのは、そののところはかかわりつけているのですか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

○**小松文雄環境部長** 検査を行って状況が悪い場合は市に報告がありまして、それで市のほうから消費者に対しまして、改善を申し出るという形になっております。

○**藤原浩平委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** わかりました。あと幾らもないので、次に行きますのでよろしいです。ありがとうございます。

3点目は、第10款教育費第5項社会教育費第5目森林博物館費について質疑いたします。

森林博物館のメンテナンスは、どのように実施しているのか質疑いたします。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 仲谷委員の森林博物館についての御質疑にお答えいたします。

森林博物館は、明治41年に建設された建物で、本市を代表するルネサンス風の木造建築として貴重でありますことから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定されております。

このように、森林博物館は建設後100年以上経過した建物であるため、経年劣化は避けられないものの、館内の修繕対象箇所を調査し、優先順位をつけて対応していくこととしておりまして、これまでも必要に応じて屋根や外壁等のメンテナンスを行ってきたところであります。

近年3カ年でのメンテナンスの状況といたしましては、平成27年度には、博物館正面の屋根の修繕や外壁の一部塗装、平成28年度には、正面入り口の車寄せの柱の修繕、森林鉄道機関車展示棟の屋根の塗装等を実施したところであります。今年度につきましては、館内の窓ガラスについて調査し、一部ガラスの入れかえを実施したほか、別棟の屋根全体にさびが認められたため、その塗装を10月末までに終える予定としております。また、旧局長室の壁面クロスや床カーペットに老朽化による破損、汚損が見受けられましたことから、その修繕費37万4000円の補正予算を本定例会に提案しているところであります。

今後とも、森林博物館は次世代へ守り伝えていくべき貴重な財産であるとの認識のもと、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 メンテナンスはそれぞれやってきているということでありませうけれども、外壁なんかも、あれはちゃんと業者に頼んで外壁をやってもらっているんですか。普通、業者に頼めば全部剥がして、そして新しく塗るものではないかなと。何か別な色がまざっているような感じで、また見てきたら剥がれているところも見受けられるんですよね。なので……。(発言する者あり)何か御答弁ですか、はい。

○藤原浩平委員長 ちゃんと質疑終わってから。

○仲谷良子委員 じゃ、私は、だからこれが業者ではなくて職員がやっているから、ちぐはぐなやり方で、業者だったら前のをしっかりと剥いでから新しくやると。そのことの御答弁なんですね。じゃあよろしくお願いします。

○藤原浩平委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 済みません、大変申しわけありませんでした。

平成 27 年にちょっと外壁の一部塗装とか、そういう部分については職員がやっております。例えば、今年度やる予定の別棟の屋根の塗装ですとか、職員ができるところは、なるべく材料だけ買って安く済ませているという状況でありますので、今お話になったような部分もあろうかなと思います。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 だからやっぱり、餅は餅屋でないとだめな部分ってあるんじゃないかなと思いました。もちろん経費を安くあげようと思ってそういうふうに行っているのはよくわかりますけれども、少しきちんとして。何か 100 年以上、109 年だからですよね。すごいみすぼらしく思われぬような——青森って古い建物は空襲で焼けたりして本当にないんですよね。あそこは本当に残った建物で、大事にしていただきたいと思います。

それで、ホームページ立ち上げたというので、私もホームページを見させていただきました。とても見やすく、案内もしっかりとしているホームページだと思いますが、そのホームページによって来館者数がふえましたでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ホームページは、実はこれまでもありました。当然市のホームページの中の公共施設のページ、あと指定管理者が独自に製作したホームページも実はあったんですけれども、施設概要というのがメインでありまして、余り企画とかイベントの情報発信が十分ではありませんでした。

そういうことで、平成 29 年度から 5 カ年間の指定管理業務の中に、ホームページの作成・更新というものをきちんと指定管理料に入れて、そして積極的に企画展や

イベントのPRをするように、必須事項という形で入れさせていただきました。それで、ことしの7月に改めてそういう形で開設しまして、今現在は指定管理者の青森県森林組合連合会が運営して、そういう形で企画展、イベントの情報発信をしています。

それで、入館者数ですけれども、平成27年度は1万1068人、平成28年度が1万2303人ということで、過去20年間で平成28年度はふえています。ことしはそのホームページの効果——7月に開設していましたので8月末の数字ですが、本年度の8月末で8396人、これは昨年8月末の5801人から4割以上増加しておりますので、そういう意味では、効果が幾らかでもあったのかと考えております。

以上でございます。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。時間ですので終わります。

○藤原浩平委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

最初に下水道整備事業について質疑をいたします。私道についても下水道の整備を実施していると思うが、過去3年の実施した件数と費用を示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 館田委員の私道への下水道整備についての御質疑にお答えいたします。

市では、私道に面した家屋の水洗化を促進し、生活環境の向上に資することを目的に私道への公共下水道管布設要綱を定め、私道の所有者や私道沿線の方々からの下水道管布設の申請があり要綱に定めた要件を満たす場合、他の未整備区域の整備状況も勘案した上で下水道管の布設を行うこととしております。

御質疑の過去3年間の私道への下水道工事の実施件数と費用についてですが、平成26年度が3件、整備延長は約430メートルでそれに要した費用は約5110万円。平成27年度が2件、整備延長は約220メートルで費用は約2700万円。平成28年度が1件、整備延長は約40メートルで費用は約620万円となっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 私道に下水道を布設するときは、どのような手順で行われるのか、簡潔に示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 私道への整備に関する手順についての御質疑にお答えいたします。

私道に下水道を整備する際は、私道への公共下水道管布設要綱の要件を満たす必要があります。当該要綱に定める主な要件としては、何人とも自由に通行できる公衆の用に供されている私道であること。私道部分が分筆登記され隣接地と区別されていること。当該私道の所有者及び諸権利者全員から下水道管の布設に対し承諾が得ら

れること等があります。また申請書にはこれら要件を確認できる資料を添付することとなっております。

市では、申請内容を確認し私道管布設の可否を通知した後で、予算の状況や未整備区域の整備状況等を勘案した上で整備を行うこととしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 私道の所有者が死亡していて、権利を有する人が多数いた場合などはどのようにしているのか教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 所有者がはっきりしない場合の対応についての御質疑にお答えいたします。

私道への公共下水管布設要綱に基づく申請の際には、私道の所有者及び諸権利者全員から下水道管の布設に対する承諾が必要となります。また所有者が不明な場合等につきましては、不動産登記簿や戸籍等の調査方法などの相談に応じることとしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 現在、新城地域で下水道の整備が進められていると思いますが、市道認定されていない道路が多数存在している地域です。今後どのように進めていくつもりか示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 新城地域の整備についての御質疑にお答えいたします。

新城地区の整備につきましては、地形的にも勾配が急な箇所が多いことや、JR奥羽本線及び架線の横断、私道もあることから、これらを総合的に勘案し効率的、効果的な幹線枝線ルートを設定し、まずは幹線整備を先行して行っております。

新城地区のみならず市内にある私道への下水道整備ですが、私道は個人に所有権があるため、本来は所有者が公道に敷設してある下水道本管に接続するための下水道管を布設しなければならないものと考えております。しかしながら、公共下水道の目的である生活環境の向上等を考え公共下水道の普及を図るため、私道への公共下水道布設要綱に基づき要件を満たす私道に対して公共下水道管の布設を行っており、新城地区の私道につきましても同様の対応とすることとしております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 要件を満たす地域ということですが、多分要件を満たすことができない地域が多数存在していると思います。私は私道のために側溝も設置されていないところだとか、舗装もされていない、そういう衛生上も問題があって劣悪な生活環境を余儀なくされている、そういう地域にこそ公共下水道を利用できるよう

にしてやるのが市の仕事ではないかなと思っていますので、ぜひいろいろ創意工夫を凝らして、新城地域においても私道に布設をどんどん進めていただきたいということを要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、障害者の就労支援についてです。一般企業で働くことが難しい65歳未満の障害者が、働きながら技術や知識を身につける就労継続支援A型事業者は、施設サービスを利用する障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金以上を支払うこととされています。7月に岡山県倉敷市と香川県高松市で同一グループが運営するA型事業所7カ所が閉鎖され、障害者223人と職員49名が解雇されたのに続いて、8月には名古屋市と関東地方で6事業所を展開していた企業が障害者を大量に解雇しました。北海道も1年間に廃止した事業所が札幌市を除いて20カ所あり、沖縄県でも4月から6件の事業所が廃業するなど、障害者の就労を支援するA型事業所が経営悪化を理由に廃業し、利用者が大量に解雇されるという問題が相次いでいますが、本市における障害者継続支援A型事業所の状況は、どのようになっているのかお伺いいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 館田委員の本市の就労継続支援A型事業所の状況についての御質疑にお答えさせていただきます。

就労継続支援A型事業所は、委員御紹介のとおり、障害のある方や難病に罹患している方で通常の事業所で働くことが困難な方を対象に、就労や生産活動その他の活動の機会、知識や能力向上のための訓練を提供する障害福祉サービス事業所であります。事業者が利用者と雇用契約を結んで生産活動の機会を提供し、最低賃金以上の賃金を支払うこととなっているものであります。

この就労継続支援A型事業所につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令が平成29年4月1日に施行されまして、事業者の管理、運営につきまして、1つに、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定の追加。2つに、事業所が定めるべき運営規程の項目として生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加。3つに、事業者は生産活動に係る収入から必要経費を控除した額が、賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定の追加。4つに、利用者に支払う賃金及び工賃の額について原則、自立支援給付から充当してはならないものの規定の追加を内容とする改正が行われたところであります。

本市の青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例につきましても、同様の改正を行ったところであります。この改正は厚生労働省社会保障審議会障害者部会におきまして、就労継続支援A型事業所につきましても、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くしているとか、生産活動の内容が適切でないなど不適切な事例がふえているとの指摘があったことから、事業者による利用者の意向に沿ったサービスの提供及び適切

な内容の生産活動の実施の確保を図ることを目的としたものであると認識しております。しかし一方で、利用者に支払う賃金に見合った収益を生産活動の中で確保できないと判断した事業所にあつては、就労継続支援A型事業所を廃止している状況にあることは承知しているところであります。

本市におきましては、平成29年4月1日現在で22カ所の就労継続支援A型事業所がありました。このうちの1事業所が法人内の事業再編を理由に8月31日付で事業を廃止しているものの、他の事業所からは現在のところ廃止等の連絡は受けていないという状況であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 1事業者が廃止したということですが、一番心配になるのが解雇された利用者がその後どうなっているかです。全員が新たな事業所に移ることができたのでしょうか。障害者の多くは新しい環境になれるには時間もかかると言われていています。移った職場は利用者の希望に沿ったところだったのでしょうか。B型事業所に移った人もいると聞いています。本人の意思に反した変更がなかったのかどうか、その辺、市は把握しているのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 廃止した事業所の利用者の移動先についての御質疑にお答えさせていただきます。

まずもって指定障害者福祉サービス事業所は事業廃止の際には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づきまして、引き続き指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する社員に対して、きちんと必要な障害福祉サービスを継続的に提供するように、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者と連絡調整して便宜の提供をしなければならないと規定されております。

本市の廃止した事業所の利用者につきましても、事業の廃止前から当該事業所のサービス管理責任者等や、担当の相談支援専門員と面談させていただきまして、利用者本人の意向を踏まえた上で移動先を決定させていただいたところであります。その上で他の事業所等へ移動を希望した利用者につきましても、同じ就労継続支援A型事業所に3名、就労継続支援B型事業所に1名、就労移行支援事業所に2名、その他のサービスの利用に対して2名決定しております。なお、他の事業者を希望しなかった者が2名いらっしゃいますけれども、この方につきましても引き続き事業所の職員あるいは相談支援専門員が相談に乗っていることとしているところであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 わかりました。ぜひその残る2名の方にも、本人の希望に沿っ

たところに早く移れるようにしてあげていただきたいと思います。A型事業所は2010年には全国700カ所だったんですけれども、2016年には約3600カ所と急増しているんですね。半数以上が企業などの経営だそうです。そしてその一方で、2015年度に休廃業した事業者は141カ所あったそうです。なぜこのようなことが起きたのか、この背景には何があると福祉部長は思いになりますか。福祉部長の見解をお伺いいたします。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

○**能代谷潤治福祉部長** 就労継続支援A型事業所の増減に対する背景についての御質疑でありますけれども、本市といたしましては、就労A型支援事業所は指定して事業所を開設するものでありますけれども、この指定に当たっては指定基準がありますのでその基準への適合状況、これらのほかにその具体的な事業計画や収支計画についてもきちんと審査した上で、適正な事業運営が可能であると判断した場合に指定しております。また指定後においても、定期的に実地指導あるいは集団指導などを行って、適正な事業運営の確保に努めているところであります。

事業所の増減については、やはりニーズに応じた事業所の数をきちんと調整しながら、指定とかもしていくということが大事だと思いますけれども、まずはやはり利用者に適切な就労支援のためのサービスが提供されるようにやっていくことが大切だと考えておりますので、本市としてはそういう考えのもと実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 館田委員。

○**館田瑠美子委員** 私が聞いたことに正面から答えていただけなかったようですけれども、障害者の働く場所がふえたということは私もいいことだというふうに思っているのですけれども、この2006年に施行された障害者自立支援法で民間事業者なども参入できるようになったわけです。全国的に見れば株式会社の場合は県内に限らず、複数県にまたがってA型事業所を数カ所も経営しているというところが出てきているわけです。NPO法人などと違って、企業の場合は営利が見込めない、事業に失敗したなどの理由で簡単に閉鎖してしまいます。もちろん熱心に就労支援に取り組み、ノウハウを積み上げて最低賃金以上を払おうと頑張っているところも少なくないと思います。しかし、意図的に障害者の労働時間を短くしたり、事業所の収益をふやしたり、テレビを見せるだけだったりして、障害者が職業訓練を受けられない事業者があることは明らかになっているわけです。

それから、障害者が働いていた事業収入だけで最低賃金以上を保障するのは、実際には困難だという事実もあります。国から支給される給付金などは事業主や職員の賃金と運営費に利用することができますが、さっきも福祉部長がおっしゃったように利用者の賃金には充当してはならないことになっています。しかし、沖縄県の調査では7割以上の事業者が賃金に充当していました。A型事業所の全国協議会が

行った調査では、収入は給付金が 43.7%と最も多く、補助金と合わせて 50.5%に上っています。事業収入は 43.4%にとどまっているわけです。真面目に取り組んでいるのに経営がうまくいかないというケースは多く、一般就労が難しい障害者が働いて最低賃金を稼ぐことは並大抵ではないということがわかつています。A型事業所の全国協議会の理事長の久保寺一男さんは、何らかの社会的支援が必要ではないかと言っています。

そこでお聞きしますが、公費の負担割合は現在どうなっているのか教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 就労継続支援A型事業所に対する公費の負担割合についての御質疑にお答えいたします。

就労継続支援A型事業所では、施設の規模、サービスの内容等にもよりますけれども、1人1日当たり5840円程度の報酬を国等から受けることになっております。これから利用者負担分を除いた額を、自立支援給付費としてそれぞれの事業所に支払っております。この自立支援給付費の負担割合ですけれども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっている状況であります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 市も4分の1を支払っているということです。そこでお聞きしますけれども、先ほど福祉部長がおっしゃいましたが、厚生労働省は4月から補助金の使い道、用途を厳格化して事業を健全化するよう求めているわけですが、私は障害者の賃金を給付金から支払うことを禁止するだけでは、こういう問題は解決できないのではないかと考えているんですけれども、福祉部長の考えをお聞かせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

運営がなかなか困難になる事業者についてですけれども、まずはやっぱり最初の入り口の段階で障害がある方の心身の状況を考慮したサービス等、利用計画がつくられるのですけれども、これに合った、個人の状態に合った適切な就労継続支援につなぐということが大事だと考えております。そういう意味で相談支援事業所の連携をさらに強めていくということが大事かなと、市として考えております。

また、就労継続支援A型事業所に対しましては、生産活動あるいは就労機会の確保のために、より積極的に相談とかあるいは指導を——より積極的といいますか、気軽に御相談いただいて、それらに対して、本市できちんと相談あるいは指導ができればいいのかなと考えているところであります。さらには、事業所のPRの仕方、あるいはいろんな従業員の資質向上のための情報提供といいますか、そういうものを市としては積極的にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今、福祉部長がおっしゃったことはもちろん大事だと思いますし、さらにそういうふうにもこれからもやっていただきたいと思っておりますけれども、私は、今回の大量解雇につながったA型事業所の閉鎖や廃止は、一般的には、利益追求が目的の企業が障害者就労支援のノウハウもないのに補助金で運営していきけるし、何カ所も開設することで利益が上がると見込んで、安易に参入してきた結果だと思っております。福祉の仕事に営利を目的とする株式会社を参入させたやり方、国の行き過ぎた規制改革にそもそも問題があったと思っております。株式会社で福祉事業を行わせた政府の責任は大きいと思っております。制度の見直しを求めていく必要があると思っております。それから、事業所に支払われている給付金等は税金ですから、それによって生じた利益を株主に配当することは問題ではないでしょうか。

それと私は一定の賃金を保証できるように国が支援すべきだと思います。ですから私は今回の法改正は実態に合っていないと考えています。障害者1人当たり給付される給付金は賃金にも充当できるとか、事業活動で得た利益はあくまでもA型事業所の事業活動に活用するようにして、他の事業の資金としたり、配当金として支払うということは禁じるというような制度の見直しが必要だと思います。

ようやくなじんだ職場を失うことがないように、障害者が不利益を受けないように国や県、市が事業計画や運営実態を十分把握して、必要な支援、指導をしていくべきだと思います。

この点で伺おうと思いましたが、先ほど福祉部長が既におっしゃいましたので、ぜひ、その点はこれからも力を入れてやっていただきたいということをお願いして、次に、法改正に基づく障害者一般就労支援事業について伺います。

最初に、本市の民間事業所における障害者雇用の雇用状況を障害者別に示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市内の民間事業所において雇用されている障害者の数を障害の区分ごとに示せという御質疑であります。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、50人以上の労働者を雇用する事業主は、毎年1回、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者の雇用状況を国に報告しなければならないこととされております。

平成28年6月1日現在、青森公共職業安定所管内の民間事業所における障害者である常用雇用者数ですが、所定の算定方法がありますので実人数とは異なりますが、身体障害者数が574.5人、知的障害者数が158人、精神障害者数が57.5人となっているということになります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 館田委員。

○**館田瑠美子委員** 続いて、市役所での障害者の雇用状況を障害者別に示してください。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 市役所での障害者の雇用の状況であります。

平成 29 年 6 月 1 日現在のデータになりますけれども、身体障害者が 38 人、知的障害者 1 人、精神障害者 9 人、合計 48 人です。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 館田委員。

○**館田瑠美子委員** 法改正で、これまで除かれていた精神障害者も法定雇用率に含まれることになりました。しかし、精神障害者を必ずしも雇用しなければならないとはなっていませんから、障害者の雇用率が上がって雇用される障害者がふえたとしても、精神障害者の働く場が必ずしもふえる、ふえたということにはならないと思うんですね。実態を見れば明らかなんです。

現在、身体障害者は約 366 万 3000 人、知的障害者は 54 万 7000 人、精神障害者は 323 万 3000 人となっています。これを人口 1000 人当たりの数で見ると、身体障害者 29 人、知的障害者は 4 人、精神障害者は 25 人となります。身体障害者 29 人に対し、精神障害者は 25 人です。先ほど経済部長から雇用状況を示していただきましたが、身体障害者 574.5 人に対して精神障害者は 57.5 人ですから、10 分の 1 です。

精神障害者の雇用が進むよう市としても力を尽くしていただきたいと思いますが、どのような対策を講じているのでしょうか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 精神障害者の雇用の促進に関する対応についての御質疑であります。

館田委員から御紹介のありましたとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律及びその施行令の改正に伴いまして、平成 30 年 4 月から、障害者の法定雇用率の算定基礎に精神障害者が新たに加わりますとともに、民間の事業所における障害者雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられることとなっております。

市では、市内の民間企業における障害者雇用率の向上を図るため、これまで、国、県及び関係機関と連携いたしまして、障害者雇用の啓発に努めてまいりました。また、今年度から、障害者雇用の理解を深めるために、障害者を雇用していない市内の事業所が障害者の短期職場実習、いわゆるインターンシップを受け入れた場合に、市が支援する制度を創設いたしました。そのほかにも、企業の採用担当者等を対象といたしましたセミナーですとか見学会などを実施しております。

市といたしましては、民間事業所における障害者雇用が促進されるよう、引き続き、国、県及び関係機関と連携しながら障害者雇用の啓発に努めるほか、平成 30 年 4 月からの制度改正について、市のホームページなどを通じまして周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館田瑠美子委員 時間なのでこれで終わりにしますが、教育委員会におわび申し上げます。引き続き、この次の機会にします。

○藤原浩平委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第 153 号「決算の認定について」、議案第 154 号「決算の認定について」及び議案第 156 号「決算の認定について」の計 3 件について一括してお諮りし、次に、議案第 155 号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、議案第 153 号「決算の認定について」、議案第 154 号「決算の認定について」及び議案第 156 号「決算の認定について」の計 3 件についてお諮りいたします。

議案第 153 号、議案第 154 号及び議案第 156 号の計 3 件については認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 村川みどり委員、何号に御異議がありますか。

○村川みどり委員 議案第 153 号のうち競輪事業特別会計の決算の認定に異議があります。

○藤原浩平委員長 議案第 153 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 153 号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原浩平委員長 起立多数であります。

よって、議案第 153 号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 153 号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 153 号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第 155 号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りいたします。

本案については、剰余金の処分及び決算の認定が 1 つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第 155 号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 155 号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には 2 日間にわたり終始熱心に審査をしていただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましては、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 30 分閉会